

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第4回幕別町議会定例会
(平成30年11月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第14号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第4 報告第15号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第5 報告第16号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第6 報告第17号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第7 報告第18号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第8 報告第19号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第9 報告第20号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第10 報告第21号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第11 報告第22号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第12 議案第76号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
日程第13 議案第77号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第78号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第79号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第80号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第81号 平成30年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18 陳情第10号 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成30年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 11 野原恵子
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸
18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
10 東口隆弘 12 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教育部長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総務課長 新居友敬 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 住民生活課長 佐藤勝博
防災環境課長 寺田 治 福祉課長 檜木良美
こども課長 高橋宏邦 農 林 課 長 香田裕一
商工観光課長 亀田貴仁 土 木 課 長 小野晴正
都市計画課長 吉本哲哉 水 道 課 長 山本 充
保健福祉課長 半田 健 経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
学校教育課長 山端広和 生涯学習課長 石野郁也
学校給食センター所長 宮田 哲
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥

議事の経過

(平成30年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成30年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、15番谷口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月21日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月21日、第62回町村議会議長全国大会及び第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しております。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、10月26日、市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式が東京都内で挙行され、千葉幹雄議員に総務大臣感謝状が贈呈されました。千葉議員におかれましては、議会議員として35年以上在籍し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められたものであります。ここにご報告申し上げるとともに、お祝いを申し上げます。(拍手)
○16番(千葉幹雄) 先般、35年の議員の職にあったということで、総務大臣から感謝状を拝受いたしました。ただただ馬齢を重ねる35年でありますけれども、多くの先輩の皆さん、そして、この議場にいらっしゃる同僚議員、そして町理事者、職員の方に支えられての35年でありました。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。
ありがとうございました。(拍手)
○議長（芳滝 仁） 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長(細澤正典) 10番東口議員、12番中橋議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成30年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年も残すところ、あと一月となりました。

本年は、2月に開催された平昌オリンピックにおいて、高木菜那さん、美帆さんの大活躍があり、町民に誇りと勇気、そして大きな感動を与えていただきました。

一方、西日本の7月豪雨や各地での台風被害、胆振東部地震の発生など、全国各地で自然災害が猛威を振るい、特に胆振東部地震では、道内全域が停電となり、町内においても農業、商工業などで大きな影響を受けたところでもあります。

町政運営面では、厳しい財政状況ではありましたが、おかげさまで、計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ町民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えております。

ここに改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き残された行政課題の解決に向け取り組んでまいります。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、役場庁舎建築において採用した免震オイルダンパーの検査工程における不適切行為について申し上げます。

去る10月16日、KYB株式会社及びその子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売した建築物用の免震オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換えにより、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない不適合品があったことが公表されました。

役場庁舎の免震オイルダンパーは、カヤバシステムマシナリー株式会社が製造したものであったため、直ちに確認を行った結果、国土交通省が発表していた不適合品の大臣認定番号と一致し、不適合品の可能性のある免震オイルダンパーであることが判明いたしました。その後、10月19日に行われた物件名の公表において、本町役場庁舎が対象物件であることが発表されたところでもあります。

町は、16日の公表以降、KYB株式会社に直接説明を求めるとともに、設計業者や庁舎建設工事の施工業者などの協力を得て情報収集を行っておりましたが、10月31日、KYB株式会社から検査データの書き換えが行われたことを示す資料が存在せず、「不明」であることが確定したとの報告とあわせて、全ての免震オイルダンパーを交換する方針であるとの連絡を受けました。

その後、11月16日にKYB株式会社の執行役員が来町し、一連の不適切行為に対する謝罪と、性能評価の基準値から特に乖離が大きい不適合品の使用物件であっても、震度6強から7程度の地震に対して十分耐え得る検証結果であったことの説明を受けたところでもあります。

これに対し、町としては、役場庁舎の安全性を速やかに確認すること、免震オイルダンパーの交換時期を明示することの2点について強く要請したところであり、引き続き、KYB株式会社に対し速やかな対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、道立新設高校の開校に向けた取組状況について申し上げます。

新たな学校名につきましては、本年1月、町民の皆さんから募集した校名案を参考に幕別高校内の新設高校準備委員会が選考の上、北海道教育委員会へ要望し、去る10月10日に開催された北海道議会本会議において、「北海道幕別清陵高等学校」とすることに決定されたところでもあります。

校名は、幕別町民憲章前文や両校校歌の歌詞に使われている「清」の字と江陵高校の「陵」の字を用いて「清陵」と名付けられ、両校の伝統と町民の思いも込められ決定されたものと認識いたしております。

10月9日に江陵高校で開催された第2回学校説明会においては、新設高校準備委員会から来年4月の開校に向け、校訓を「考」「拓」「愛」と定め、考える力や未来を切り拓くたくましさ、さらには、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人間を育てる新しい学校を目指すとともに、幕別高校と江陵高校のよさや伝統を引き継ぐことを念頭に置いた教育課程をはじめ、学校行事や部活動の設置などについて説明がなされたところであります。

町といたしましては、平成31年4月の新設校の開校に向け、幕別町の土壌や両校の伝統、特徴を生かした魅力ある学校となるよう、両校をはじめ北海道教育委員会と協議を進めながら、できる限りの支援を実施してまいります。

次に、コミュニティバスの運行について申し上げます。

コミュニティバスについては、平成25年10月1日に本格運行し、本年9月30日で5年が経過したことから、幕別及び札幌市街地の町民、公区长、コミュニティバス利用者等へのアンケート調査を踏まえ、10月1日から新たな形態で運行を開始したところであります。

幕別線では市街地中心部での買い物による滞在時間を考慮し、往復での利用が可能なダイヤに改正するとともに、札幌線ではバス1台を増車して、順回りと逆回りの2系統で運行するなど、利便性の向上を図ったところであります。

今後も利用の推移を見守りながら、地域公共交通の一翼を担うコミュニティバスの一層の利用促進を図るとともに、さらなる利便性と乗車率の向上に努めてまいります。

次に、ふるさと寄附制度の見直しについて申し上げます。

本町のふるさと寄附につきましては、寄附を通して、幕別町に思いを寄せる方々の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、平成20年10月から実施しております。

また、平成27年12月からは、本町の農畜産物や加工品等の返礼品やサービスを提供する取組を実施しているところであります。

このような中、本年9月11日、総務省から返礼割合が3割を超える返礼品の見直しを求める要請を受け、これまで4割としていた本町の返礼割合を、11月1日から3割へと見直しを行ったところであります。

この見直しに当たりましては、本事業にご協力をいただいている全事業者に対し10月中にその趣旨をご説明させていただき、返礼品の組み直しや寄附金額の引き上げなどにより対応したところであります。

今後におきましても、より多くの方に幕別町を応援していただけるよう、ふるさと寄附がまちづくりの貴重な財源として有効に活用されていることを訴えるとともに、商工会等関係機関と連携し、協力事業者の拡大や返礼品の種類の多様化に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、6月中旬からの長雨、7月中旬以降の低温及び日照不足などの天候不順により、作物全体で生育が遅れが生じ、9月以降の好天により一部回復の兆しが見られたものの、馬鈴しょ、てん菜を除き、平年をやや下回る作況となる見込みであります。

主な作物について申し上げます。

秋まき小麦は、6月の受粉時期に低温と長雨が続いたことから、実が小さい細麦傾向で、収量は平年をやや下回りました。また、品質は全量1等を確保したところでありますが、歩留りが8割程度となったことから、製品反収は約7.6俵にとどまりました。

馬鈴しょは、平年より2日早く収穫を終えており、おおむね平年並みの収量及び品質となる見込みであります。

てん菜は、平年並みの収量及び品質になる見込みで、9月以降の良好な天候と適度な寒暖差から糖分が蓄積され、17%の高糖度となる見込みであります。

豆類は、天候不順の影響から生育が遅れが生じ、大豆を除き、収量・品質ともに平年を下回る見込

みとなっております。

また、野菜のうち、長芋は、平年並みの収量となる見込みであります。圃場により形状不良などが発生していることから品質は平年をやや下回る見込みで、ゆり根につきましては、収量及び品質ともに平年を下回る見込みであります。

飼料用作物のうち、牧草は、6月の長雨の影響から1番草の収穫が大幅に遅れ、品質低下や栄養価が不足し、収量につきましても平年をやや下回っており、さらに飼料用とうもろこしにつきましても、収量は平年をやや下回り、天候不順や台風の影響から登熟遅れや倒伏被害などが発生し、品質低下が心配されるなど、越冬用粗飼料の不足が懸念されるところであります。

農作物全体といたしましては、天候不順や台風被害の影響を受けながらも、平年をやや下回る見込みで抑えられたこと、さらには、十勝管内の農協取扱高が2年連続で3,000億円を超える見込みでありますことは、畜産業を含めた生産者の日々の努力と、農協や普及センターなど農業関係団体の指導のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済み額は14億1,548万円で、発注率にいたしますと88.1%となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

原油価格高騰の影響に伴い、灯油価格が高値で推移している状況にありますことから、低所得者世帯などの生活安定を図るため、本定例会に福祉灯油の実施に要する補正予算案を提出したところであります。

本事業の対象世帯につきましては、本町に住所を有する生活保護の受給世帯、本年度町民税の非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に重度の障害のある方がいる世帯など2,467世帯で、7,000円分の幕別町商工会の商品券を支給しようとするものであります。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大することとしており、地方財政においては、地方一般財源の総額について、2021年度までは2018年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしております。

しかしながら、2025年度に先送りした財政健全化目標を達成するためには、歳出改革の継続と高い経済成長率が前提となる一方、来年10月から予定されている消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその後の反動減による経済変動が危惧されるなど、経済・財政の情勢は非常に不透明な状況にあると言えます。

こうした背景のもと、町の新年度予算編成については、来年4月に統一地方選挙が予定されておりますことから、骨格予算を編成いたしますが、これまで以上に国の動向を十分注視するとともに、地方財政に関する施策の情報収集に努め、今後の社会経済などの先行きを見据えた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第14号から日程第11、報告第22号までの9議件を一括議題とい

たします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第 14 号から報告第 22 号まで、専決処分した 9 事件の報告につきまして、一括してご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであり、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行ったものであります。

9 事件の概要につきましては、平成 30 年 9 月 19 日午後 1 時ごろ、幕別町字千住 59 番地 13 において、町職員が刈払機を使用し土地の草刈り作業を行っていたところ、飛び石により隣地に駐車中の相手方車両 9 台に損傷を与える事故が発生したことから、これらに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

なお、損傷を与えた車両 9 台に関して、それぞれ損害状況及び車両の所有者が異なるため、損害賠償の額の決定及び和解については、それぞれ個別に行うこととなりますことから、専決処分として 9 案件になるものであります。

はじめに、議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 14 号についてであります。専決処分第 6 号として平成 30 年 11 月 1 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の運転席側の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額については、32 万 1,786 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方については、幕別町在住の男性であります。

次に、議案書の 3 ページをお開きください。

報告第 15 号についてであります。専決処分第 7 号として平成 30 年 11 月 1 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額については、18 万 1,600 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方については、幕別町在住の男性であります。

次に、議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 16 号についてであります。専決処分第 8 号として平成 30 年 11 月 1 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、5 万 2,466 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

次に、議案書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 17 号についてであります。専決処分第 9 号として平成 30 年 11 月 1 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、14 万 940 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、音更町在住の男性であります。

次に、議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 18 号についてであります。専決処分第 10 号として平成 30 年 11 月 1 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、17 万 5,025 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町内の有限会社であります。

次に、議案書の 11 ページをお開きください。

報告第 19 号についてであります。専決処分第 11 号として平成 30 年 11 月 7 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、8 万 1,756 円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、帯広市在住の男性であります。

次に、議案書の 13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第 20 号についてであります。専決処分第 12 号として平成 30 年 11 月 12 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、7 万 8,320 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

次に、議案書の 15 ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第 21 号についてであります。専決処分第 13 号として平成 30 年 11 月 12 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、15 万 4,990 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の女性であります。

次に、議案書の 17 ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第 22 号についてであります。専決処分第 14 号として平成 30 年 11 月 21 日に専決処分したものであります。

理由については、相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与えたものであり、損害賠償額につきましては、14 万 162 円とするものであります。

また、損害賠償及び和解の相手方につきましては、音更町在住の女性であります。

以上、これら 9 事件の損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費または解決金とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

ここで、車両修復費については、実際に当該車両の修復を行い、それに要した経費を賠償するものであり、解決金については、相手側の意向に基づき修復はしないで、修復に要する経費相当額を現金にて賠償するものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、9 事件全てにおいて保険給付の対象になるものであります。

このたびこのような事故を起こしたことにつきましては、注意が不十分であったこと及び作業方法に不適切な面があったことが原因であり、相手側の皆さま、議員の皆さま、そして町民の皆さまに對しまして大変申し訳なく、心から深くおわび申し上げます。

今回の事故が発生してから直ちに、担当職員及び管理責任者に対して、嚴重注意をするとともに、今後、同じような事故を起こさないように、作業における危険予知及び安全対策等のマニュアル整備をするように指示し、速やかに墓地敷地の草刈り業務の改善を図ったところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳瀧 仁） 報告が終わりましたので、9 議件について一括して質疑を許します。

岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） 今回のこの草刈りの件ですけれども、安全対策につきまして今まではどのように指導をされて作業を行っていたのか。今までも、このような小石がぶつかって損害賠償ということもあったかと思うのですが、9 台というのはとても大きいのではないかと思います。1 台だからいい、2 台だから、9 台だから悪いという意味ではないのですけれども、どうしてこの 9 台にいくまでに気

がつかなかったのかということもまたお聞きしたいということと、また、1人で行っていたのではないのだと思うのですが、その部分も何人かで作業を行っていたと思うのですが、そういうところも気がつかなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○防災環境課長（寺田 治） 大変申しわけございませんでした。

状況をもう少し詳しくご説明させていただきますと、場所が千住墓地でございまして、千住墓地の外周に緩衝緑地帯がございまして、この緑地帯を5月から9月の間、月に2回程度、草刈りをしております。作業に当たっては、周辺に人がいないか、あるいは支障となるものがないかというところを確認して作業を行っているところだったのですけれども、この9月19日につきましては、それを怠ってしまったと。

理由としましては、通常は、千住墓地の北側の敷地に接して砂利プラントさんがございまして、そのプラント敷地に勤めている運転手さんの自家用車なのですけれども、墓地敷地に対して直角に8台、平行に1台と合計9台なのですけれども、その車、いつもですとお昼休み、12時ぐらいに運転手さんが上がってきますので、そのタイミングで車をどかしていただいて草刈りをしていたのですが、9月19日、翌日がお彼岸入りでございまして、どうしても19日中に作業を終わらせたかったということがあって、お願いするタイミングを逸してしまったと、お昼を過ぎてしまったということと。

本人としましては、草刈りの刃を少し上げて、注意をして草刈りをしたと。本人は作業が終わるまで気づかなかったということで、翌日、被害者の方からの通報があり発覚したところでございます。

私も現場のほうを見させていただきまして、通常ですと1台目で気づくべきところをなぜ気づかなかったのかなというところで現場のほうを見させていただいたのですが、損傷した状況が、ガラスが割れるとか車体が引っ込むだとかという、そういう目立った損傷がなくて、直径1ミリから2ミリ程度の細かな石が当たったと思われて、塗膜が剥がれるような状況が複数箇所、それが9台全部あったということで、恐らく細かな砂のような石が当たって、刈払機の音で当たったのが気づかなかったというふうに考えております。

損傷の度合いにかかわらず、個人の財産を傷つけてしまったということで非常に重大な責任を感じておりまして、誠意を持って被害者の方には謝罪させていただいたところであります。

今回の事故を受けて、早急に、1名ではなくてやはり2名体制でガードをしながら、各墓地について作業要領というかマニュアルをつくりまして、このようなことが起こらないように対策を講じたところでございます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 詳しい内容のほうはご説明いただきましてわかったのですけれども、今後このようなことがないように、しっかり安全対策には努めていただいて作業していただくということも、行政からも指導していただきながら進めていただきたい。このようなことがもう二度と起きないように強く求めますので、事故がないようお願いをいたします。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） この際ですので質問させていただきます。

岡本議員が言われたことに対する関連でございますけれども、まず、この草刈りが町職員がやらなければいけない業務なのかということです。

それと、まず、近年では26年、28年と、公園管理の委託を受けている公区で飛び石事故というのが起こっております。平成29年5月31日には町職員が飛び石の事故、この3件が近年では起こっております。

まず、課長の答弁の中でこの作業体制というものののですけれども、やはり業者が草刈り作業を行っている場合は、必ずこれは2名体制で行っていると、私は見ているところではそう思っております。というのは、やはり飛び石が一番事件につながるわけでございます。これは、今回は物損でよか

ったのですけれども、人身になった場合は相当な責任が町にかかわるわけでございます。その辺の体制について、やはり管理体制が甘かったのではないかというふうに言わざるを得ないのですけれども、その2点についてお尋ねいたします。

- 防災環境課長（寺田 治） 墓地の草刈りですけれども、町職員、環境衛生員の方1名が直営で草刈りをするのと、あと、就労センターにお願いしてやっているのもございまして、墓地全部で11か所あるうちの5か所を直営でやらせていただいております。

環境衛生員さんの業務としましては、草刈りだけではなくて、墓地の清掃ですとか、あるいは動物の死骸の回収ですとか、あとは不法ごみの回収、あるいは小型家電の回収ですとか、いろいろな業務をやっている中で、墓地の草刈りも担っていただいているという状況でございます。

議員おっしゃるとおり、専門の業者に頼むということも一つあるのですけれども、数がたくさんあるものですから、ちょうど業者と業者の合間で、直営でちょっとやるという場面があるというところで、今後できる限りそういったプロの方にもお願いしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 13番（藤谷謹至） 事故のたび、いろいろ説明を受けるわけでございますけれども、やはり二度と起こさないようにするのが、これが大切なこととございまして、今後、公区の部分の草刈り作業もございまして、その部分で、ある程度、作業を行う場合の研修とか、しっかりしたマニュアルづくりとか、その辺の管理体制をしっかり決めていただきたいと思います。答弁はいいです。

- 議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号から報告第22号までを終わります。

[付託省略]

- 議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第12、議案第76号から日程第17、議案第81号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第76号から日程第17、議案第81号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

- 議長（芳滝 仁） 日程第12、議案第76号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第76号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,469万円を追加し、予算の総額をそれぞれ153億1,612万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5ページになります。

「第2表 債務負担行為補正」であります。

追加であります。はじめに、「知事・道議選挙ポスター掲示場設置等工事」につきましては、北海道知事選挙が来年の3月21日に、北海道議会議員選挙が同じく3月29日に告示され、いずれも4月7日に執行される予定でありますことから、当該選挙に係るポスター掲示場の設置から撤去までの工事に関して、本年度内に工事請負契約を締結しなければならないことから、新たに限度額392万1,000円の債務負担行為を追加するものであります。

次に、「福祉バス運行業務委託料」につきましては、本年度で3年間の契約が終了いたしますことから、今後は、業務が類似しているスクールバス運行業務委託の委託期間と合わせることにし、今回の委託期間の終期を平成34年度にするものであり、限度額を「5,929万9,000円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、債務負担行為を追加するものであります。

次に、「運動公園施設管理業務委託料」につきましては、これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、安定した施設管理を行うため、平成31年度から平成34年度までの4年間の期間において、限度額を「1,876万8,000円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を追加するものであります。

また、「運動公園陸上競技場・野球場維持管理業務委託料」につきましても、それぞれ単年契約で業務を委託しておりましたが、隣接した屋外体育施設であることから、今後は一体的かつ効果的な維持管理を行うため契約を一元化するとともに、安定した両施設の維持管理を行うため、平成31年度から平成34年度までの4年間の期間において、限度額を「3,912万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費640万円の追加であります。

11節につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、12節及び14節につきましては、いずれも現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、7目近隣センター管理費243万4,000円の追加であります。

燃料単価の高騰に伴う追加のほか、各近隣センター等の修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、10目協働のまちづくり支援費700万円の追加であります。

当初予算に比べ1件当たりの助成金額が増加しており、今後の補助事業の執行に当たり、予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、11目支所出張所費15万円の追加、12目総合支所費25万円の追加であります。

いずれも複写機借上料の追加であります。

次に、14目交通防犯費151万3,000円の追加であります。

11節につきましては、燃料単価の高騰及び防犯パトロールや災害対応など出動回数の増加に伴う追加、19節につきましては、予約型乗り合いタクシーの利用者の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、17目諸費3,594万3,000円の追加であります。

11ページにかけてであります。本年10月31日現在において、町外からのふるさと寄附金は7,000件を超え、9,000万円余りの寄附金が寄せられております。

昨年10月末現在と比較いたしますと、寄附件数及び寄附金額ともに約3割程度の減となっております。今後、寄附件数の増加が見込まれますことから、記念品などの所要の費用を追加するものであります。

次に、18目基金管理費8,400万円の追加であります。

ふるさと寄附金を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

2項徴税费、2目賦課徴収費300万円の追加であります。

所得更正などに伴う町税の還付金の追加であります。

4項選挙費、2目知事道議選挙費624万9,000円の追加であります。

12ページにかけてであります。来年4月7日に執行予定の知事・道議選挙の準備に係る経費及び3月22日から予定される北海道知事選挙の期日前投票等に要する費用の一部を追加するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,756万6,000円の追加であります。

行政報告でもご説明させていただきましたが、灯油単価をはじめとする冬期間の増嵩経費に係る支援としまして、福祉灯油の支給を実施するものであります。

対象世帯につきましては、本町に住所を有し本年度町民税の非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯など、2,467世帯に対し、幕別町商工会発行の商品券を1世帯当たり7,000円分支給するものであります。

13ページになります。

2目国民年金事務費43万6,000円の追加であります。

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に係るシステム改修費用を追加するものであります。

次に、3目障害者福祉費7,745万5,000円の追加であります。

13節につきましては、日中一時支援事業の利用者数の増加に伴う追加、20節、細節1につきましては、転入や新規申請による利用者数の増加に伴う追加、細節5につきましては、当初予算に比べ1人当たりの交通費が増加しておりますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、6目老人福祉費12万1,000円の追加、9目社会福祉施設費2万6,000円の追加、14ページになりますが、10目保健福祉センター管理費222万8,000円の追加、11目老人福祉センター管理費28万2,000円の追加であります。

いずれも燃料単価の高騰や使用量の増加に伴う追加であります。

次に、12目ふれあいセンター福寿管理費352万1,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加のほか、施設の給湯設備や生活支援ハウスの居住パネルヒーター等の修繕に要する経費を追加するものであります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費1,490万5,000円の追加であります。

11節、細節11及び細節12につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、細節15につきましては、使用量の増加に伴う追加、細節40につきましては、中央保育所ボイラーの修繕に要する経費の追加、13節、細節10につきましては、新たに広域保育を利用する児童が入所したことに伴う委託料の追加であり、細節11につきましては、一つ目として公定価格が改定されたことによる増、二つ目として保育士の処遇改善に係る加算率がアップしたことによる増、三つ目として一定の技能・経験を積んだ副主任保育士等の処遇改善加算が新たに加わったことによる増に伴う委託料の追加であり、19節につきましては、事業所内保育所の利用者数の増加に伴う所要の費用を追加するものであります。

次に、4目へき地保育所費198万1,000円の追加であります。

11節、細節12につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、細節21につきましては、使用量の増加に伴う追加、15ページになりますが、13節につきましては、今後の予算に不足が見込まれることから所要の費用を追加するもの、23節につきましては、前年度のへき地保育所運営費における国・道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

次に、6目児童館費458万7,000円の追加であります。

11節につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、18節につきましては、やまびこ学童保育所のストーブが経年劣化により故障したことに伴い、更新に要する費用の追加、23節につきましては、前年度の学童保育所運営費における国の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費8万円の追加であります。

歯科診療所電気料の使用量の増加に伴う追加であります。

次に、5目環境衛生費 1,081万1,000円の追加であります。

11節につきましては、葬斎場に係る燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加のほか、修繕料の予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するもので、28節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

16ページになります。

6目水道費 307万4,000円の減額であります。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費 1,543万1,000円の追加であります。

1節及び9節につきましては、国が六次産業化・地産地消法に基づき推進する6次産業化の取組について、平成30年度から新たに「食料産業・6次産業化交付金」制度を創設し、該当する事業に対して交付金の交付率が3分の1から2分の1にかさ上げされることになりました。

この制度に該当するためには、市町村が策定する「6次産業化推進のための市町村戦略」に基づく事業として位置付けされなければなりません。

そこで、本年度中に「6次産業化推進のための市町村戦略」を策定するに当たりまして、専門的な立場からのご意見をいただくことを目的に、「6次産業化・地産地消推進協議会」を設置することから、その委員報酬等の経費を追加するものであります。

19節につきましては、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、馬鈴しょ・てん菜の省力作業機械等の導入に対して、その経費等の一部を支援するものであり、忠類の「馬鈴薯増産利用組合」に対する北海道からの間接補助金であります。

次に、4目農業施設管理費 39万2,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加であります。

7款1項商工費、1目商工振興費 110万4,000円の追加であります。

本年度におきまして、指定区域内で空き店舗を改装して7月に1件、10月に1件がそれぞれ新規に開業しており、さらに年度内に新たに1件が開業を予定しておりますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、4目スキー場管理費 94万7,000円の追加であります。

燃料単価の高騰に伴う追加のほか、白銀台スキー場に係る宿泊ロッジ等の修繕に要する費用を追加するものであります。

17ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費 5,027万4,000円の追加であります。

14節につきましては、民間借り上げの除排雪機械の老朽化などに伴い、作業車両が1台分減車となりますことから、その借上料分を減額し、所要の経費を13節の委託料に組み替えるものであります。

13節につきましては、14節に係る組み替え分と本年3月の大雨で郊外地の道路が冠水したことに伴い、完全に閉塞している雨水ますの清掃を強化したこと、また、10月の台風による倒木処理等による道路管理業務を増加したこと、さらに取得から24年が経過した除雪ドーザーが故障したことに伴う対応などに多額の経費を要することから、今後の町道管理に必要な経費を追加するものであります。

次に、2項道路橋梁費、3目道路維持費 434万円の追加であります。

街路樹の剪定工事等の追加に伴う補正であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費 337万2,000円の追加であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2目都市環境管理費 592万8,000円の追加であります。

取得から22年が経過した忠類地域の公園管理用芝刈りトラクターが故障したことから、新たに公園管理用トラクター一式を購入するものであり、納品に一定の期間を要することから、このたび所要の費用を追加するものであります。

18ページになります。

4項住宅費、2目住宅管理費257万9,000円の追加であります。

泉町公営住宅の換気設備設置工事などの実施に伴う所要の費用を追加するものであります。

9款1項消防費、1目常備消防費191万3,000円の追加であります。

とかち広域消防事務組合分担金の追加であります。

2目非常備消防費42万6,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費91万8,000円の追加であります。

19ページにかけてであります。燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加のほか、複写機借上料の追加であります。

次に、3目教育財産費1,100万円の追加であります。

学校校舎などの修繕、補修工事に要する費用を追加するものであります。

次に、4目スクールバス管理費471万5,000円の追加であります。

中体連の大会において、各種目で生徒たちが活躍し、全道大会への参加が増えたことなどにより、行事運行分の予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、6目学校給食センター管理費1,724万8,000円の追加であります。

11節、細節4につきましては、各種衛生用品等の購入の増加に伴う追加、細節11及び細節12につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、細節60及び細節61につきましては、食材料単価の高騰に伴う追加であります。

2項小学校費、1目学校管理費907万2,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加であります。

20ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費932万1,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加であります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費23万7,000円の追加であります。

燃料単価の高騰に伴う追加であります。

5項社会教育費、2目公民館費40万9,000円の追加であります。

燃料単価の高騰に伴う追加のほか、糠内公民館屋根の漏水補修に係る経費を追加するものであります。

次に、3目町民会館費60万2,000円の追加であります。

11節につきましては、燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加、13節につきましては、平成30年度に更新した町民会館の高圧変圧器の工事により設備容量を増設したことに伴い、電気保安委託料の予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、4目郷土館費39万3,000円の追加、6目集団研修施設費10万8,000円の追加、21ページになりますが、7目図書館管理費44万円の追加であります。

いずれも燃料単価の高騰や使用量の増加に伴う追加であります。

次に、8目百年記念ホール管理費110万円の追加であります。

NPO法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演事業に対する補助金を追加するものであり、本件につきましては、「札幌・砂川・幕別音楽ネットワーク事業」といたしまして、定期練習や合同演奏会などに対する、一般財団法人地域創造からの間接補助事業であります。本町からは、「まくべつジュニア・ジャズスクール」が参加する予定であります。

6項保健体育費、2目体育施設費455万7,000円の追加であります。

燃料単価の高騰及び使用量の増加に伴う追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りいただきたいと思っております。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1,932 万 8,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 4,253 万 6,000 円の追加であります。

1 節につきましては、障害者の自立支援給付費などの増額に係る国の負担分であり、2 節につきましては、札内青葉保育園の運営委託料及び認定こども園等の施設型給付費負担金の増額に係る国の負担分であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 249 万 6,000 円の追加であります。

障害者の日中一時支援事業の増額に係る国の補助金であります。

7 ページになります。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金 43 万 6,000 円の追加であります。

国民年金システムの改修に係る委託金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 2,126 万 8,000 円の追加であります。

1 節につきましては、障害者の自立支援給付費などの増額に係る道の負担分であり、2 節につきましては、札内青葉保育園の運営委託料及び認定こども園等の施設型給付費負担金の増額に係る道の負担分であります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 184 万 8,000 円の追加であります。

1 節、細節 1 につきましては、障害者の日中一時支援事業の増額に係る道の補助金、細節 12 につきましては、福祉灯油に対する地域づくり総合交付金であります。

次に、4 目農林業費補助金 1,525 万円の追加であります。

「馬鈴薯増産利用組合」が導入する省力化作業機械等の整備に対する道の補助金であります。

8 ページになります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 624 万 9,000 円の追加であります。

知事道議選挙に係る委託金であります。

18 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 8,400 万円の追加であります。

ふるさと寄附金の追加であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 3,594 万 3,000 円の追加であります。

ふるさと寄附の返礼事業に対し、繰り入れを行うものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 1 億 9,415 万 6,000 円の追加であります。

9 ページになります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 118 万円の追加であります。

細節 33 につきましては、歯科診療所電気料に係る指定管理者からの負担金、細節 57 につきましては、地域の文化・芸術活動助成事業に対する一般財団法人地域創造からの助成金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

野原議員。

○11 番（野原恵子） 12 ページ、民生費の社会福祉総務費、扶助費、福祉灯油の件なのですが、今、説明をいただきました。それで、他町村との助成制度、この扶助費なども参考にしているところなのですが、幕別町としては、生活保護世帯が対象になっているというところは評価できるかなというふうに思います。

それで、この中で、重度障害の方も対象になっているという説明でしたけれども、どのぐらいの方が対象になっているのか、また、障害のある方の対象も広げていくことも必要ではないかというのが 1 点と、あと、助成金額 7,000 円なのですが、ここの引き上げも検討していくことが必要ではないかと思ひまして、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 重度障害の方がどのような方が対象かということでございますが、身体障害

者手帳1級、2級の方、あと、療育手帳A判定の方、あと、精神障害者保健福祉手帳の1級の方を対象としております。

人数につきましては、3障害あわせまして93世帯を予定しております。

助成金につきましては、他町村につきましては、広報等での周知をして申請があった方を対象という形での福祉灯油の給付をしている町村が多いかと思っております。幕別町におきましては、対象となられる方に対しまして通知を出させていただいて、多くの方に申請していただいで給付できるような形の周知の仕方をして、金額としては他町村と比べると低いのですけれども、多くの方に給付されるような形を考えております。今後、金額につきましては、検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ご質問にありました、まず、重度の対象者を広げるという考えがということなのですが、これまで福祉灯油、直近でいきますと26年、その前は25年と、これまで高齢者の方の対象年齢を75歳から65歳に引き下げて対象者を広げたということもありまして、これまでの福祉灯油の情勢の中では、その都度、対象者全体を見ながら対象者を広げてきたという経緯もございます。ただ、重度に関しまして、重度Aという部分に限ってということなのですが、他町村の状況も踏まえながらも、うちとしてでき得る対象年齢、対象者を絞って今やっているところではございますので、現時点で対象者を広げるということまではいきませんが、そのときの状況、福祉灯油、全体的な単価の状況を見ながら、今後もそのことは十分踏まえながら検討は続けていきたいと考えております。

また、単価につきましては、他町村、1万円という、100リッターというところもあります。5,000円というところもあります。本町といたしましては、前回、平成26年度と同様の、算定上は7,000円となったところでございますが、これも今年度の実勢価格の平均だとか前年の状況を見ながら、前回と比較して、十分かどうかということはあるのですが、7,000円という価格に落ちついたところでございます。これについても、そのときの、例えば今回10月から100円という単価になりましたが、年度当初から当然高騰が続けば、そういったことも踏まえながら単価の設定をしなければならぬと思っておりますので、次回というのはわかりませんが、今後、福祉灯油の算定に当たりましては、その点を踏まえながら算定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 1点確認させていただきたいのですが、今、説明がありました重度障害の方の対象なのですが、障害年金1級、2級を支給されている方も対象になっているという説明で理解したのですが、そうしますと3世帯というのは少ないのではないかと思うのですが、その説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 済みません。対象世帯は93世帯になります。障害年金1級、2級ではなくて、身体障害者手帳1級、2級の方になります。あと、3級で内部障害の方も対象になってきております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

小島議員。

○6番（小島智恵） 16ページ、6款農林業費の中の6次産業化・地産地消推進協議会に関してなのですが、新たな交付金を活用されるということで、今後ですけれども、市町村戦略策定をなされるということではあるのですが、具体的にどういった事業を考えられているのか、説明がなかったものですから、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 6次産業化に関しましては、今回、補正予算で委員の報酬が認められました

ら、これから委員の選定を行いまして、その構成員に関しましては、市町村、農協、事業者、商工団体、金融機関等で行うことを考えております。

事業内容につきましては、六次産業化・地産地消法の中で定められておりますけれども、さまざまな農産物の加工、直売、輸出、学校給食、農福連携、再生エネルギー等、いろいろ項目がございますので、地域の実情に応じたそれらの中から選んでということを考えております。それで、6次産業化に既に取り組んでいる事業者も含めまして考えていくわけなのですが、本町といたしましては、十勝管内で他の事例がまだないものですから、その協議会の中で、先進的に道内で3市町、既に定めているところがありますので、それらを参考にしながら、基本的には農産物の加工までを考えておりまして、あと、給食の地産地消等も計画の中に盛り込んでいければと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第77号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第17、議案第81号、平成30年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） はじめに、議案第77号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億9,654万4,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費27万円の追加であります。

本年度の国保制度改革に伴う国保事業報告システムの改修に伴い、北海道国保連合会に対する負担金を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金27万円の追加であります。

歳出でご説明いたしました、北海道国保連合会に対するシステム改修分の負担金に係る北海道からの交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第78号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ354万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億9,604万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費 354万3,000円の追加であります。

11節につきましては、燃料単価の高騰及び災害対応などに伴う出動回数の増に伴う追加、27節につきましては、消費税の確定申告及び中間申告に伴う補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 307万4,000円の減額であります。

4款1項1目繰越金 661万7,000円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第79号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ10億4,129万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページ、13ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 826万6,000円の追加であります。

消費税の確定申告及び中間申告に伴う補正であります。

2款事業費、2項下水道管理費、3目管渠維持管理費 259万1,000円の追加であります。

車両の通行に支障となるマンホール等の段差解消について補修を行うため、所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 337万2,000円の追加であります。

5款1項1目繰越金 748万5,000円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第80号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億3,934万4,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、17ページ、18ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

19ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」であります。

変更ではありますが、「個別排水処理施設整備事業」につきまして、事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものでありますが、補正前の限度額に1,100万円を追加し、限度額を6,890万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 1,966 万 9,000 円の追加であります。

浄化槽の設置数の増加に伴い、事業費を追加するものであります。

次に、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 300 万円の追加であります。

既存の浄化槽などの修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

20 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 75 万 3,000 円の追加であります。

浄化槽の設置に伴う受益者分担金の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,010 万 9,000 円の追加であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 71 万 1,000 円の追加であります。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 9 万 6,000 円の追加であります。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 1,100 万円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 81 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 5,941 万 3,000 円に補正予定額 5 万円を追加し、5 億 5,946 万 3,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正であります。

第 1 款資本的支出、既決予定額 3 億 1,291 万 6,000 円に補正予定額 100 万円を追加し、3 億 1,391 万 6,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものでありますが、本補正により、不足する額は「2 億 3,132 万 7,000 円」に、過年度分損益勘定留保資金は「6,346 万 5,000 円」に、さらに、当年度分損益勘定留保資金は「1 億 6,786 万 2,000 円」に、それぞれ改めるものであります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

24 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 5 万円の追加であります。

燃料単価の高騰に伴う追加であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

25 ページになります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目営業設備費 100 万円の追加であります。

検定満了量水器の取りかえ工事に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 77 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 78 号、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 80 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 81 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 18、陳情第 10 号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 10 号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 1 日から 12 月 10 日までの 10 日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 1 日から 12 月 10 日までの 10 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は、12月11日午前10時からであります。

11：21 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第4回幕別町議会定例会
(平成30年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
 (諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成30年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
12 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教育部長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総務課長 新居友敬 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長 寺田 治
こども課長 高橋宏邦 農 林 課 長 香田裕一
水道課長 山本 充 保健福祉課長 半田 健
経済建設課長 川瀬康彦 学校教育課長 山端広和
生涯学習課長 石野郁也
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

議事の経過

(平成30年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番千葉議員、17番寺林議員、18番乾議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで諸般の報告をいたします。

第2回定例会で決定した議員派遣のうち、広報広聴委員会から議会報告会に係る議員派遣結果報告書が、また第3回定例会で決定した議員派遣のうち、議会運営委員会から、議会改革フォーラム2018と十勝町村議会議員研修会に係る議員派遣結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 12番中橋議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今後の町政運営についてであります。

平成27年5月、岡田町政からバトンを渡された飯田町政も、早いもので3年7か月が過ぎようとしております。町長は平成27年6月の第2回定例会において、まちづくりに臨む基本姿勢について、「町政の主役は町民と考え、町民の皆さんとの対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、その思いを皆さんとともに行動し実現する町政の展開に全力を尽くしてまいりたいと決意を表明されました。町長はこの基本姿勢のもと、これまで常に現場に出向き、町民との対話を大切に、町政を執行されてきたことは、高く評価に値すると思えます。

ついで、さきの選挙で掲げた五つの分野、23項目にわたる公約の実現を目指し、これまで町政を

執行されてきたことと存じますが、その中には、公約どおり達成されたものや、現在進行中のもの、さらには諸般の事由から、まだ進んでいないものもあろうかと思えます。町長自身、その公約に掲げた政策の達成状況をどのように捉えられているのかお伺いします。

また、少子高齢化が進展する中、今後それぞれの自治体において、その対策が求められている一方、それに伴う社会保障費等の増加により地方の財政負担が増加し、ますます地方自治体の運営は難しい時代となることが予想されます。そのような中、来期におきましても、引き続き町政を担うお気持ちがおありになるのか、あわせて所信をお伺いいたします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「今後の町政運営について」であります。

私は、平成27年4月、「子どもたちの未来のために・子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」を政策のスローガンに掲げ、町長選挙に立候補し、多くの町民の皆さんから温かいご支持をいただき、町政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。

早いもので、私に与えられました任期も残すところ4か月余りとなります。

これまで、私は、町政の主役である町民の皆さんと対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、その思いを皆さんとともに行動し、実現する町政の推進に全力で取り組んでまいりました。

昨今の地方行財政を取り巻く環境は、不透明感が増し依然として大変厳しい状況にありますが、私は行政を推進するに当たり、「スピード感」「説明責任」「法令遵守」をモットーに、五つの基本政策を公約に掲げ、誠心誠意、一歩ずつではありますが、着実な推進に努めてまいりました。

また、一昨年、忠類村との合併10周年、開町120年、町制施行70年という本町にとって記念すべき大きな節目を迎え、この時期に町長としての任に当たることができたことに感慨を深くした一方で、平成28年8月の相次ぐ台風による災害に見舞われ、被災された方々への支援や災害復旧に全身全霊で取り組んでまいりました。

その一方で、本年2月韓国平昌で開催された冬季オリンピック競技大会において、本町出身の高木菜那さん、美帆さんがスピードスケート競技で金メダル3個を含む5個のメダルを持ち帰っていただき、町史に残る「凱旋パレード及び町民報告会」を開催し、町民の皆さんと喜びを分かち合えたことを通じ、幕別町の底知れぬ可能性を感じたところであります。

先達が幾多の苦難を乗り越えたからこそ、今の力強い幕別町があるということを中心に刻み、次代を担う子どもたちの未来のために、世代をつなぎ、歴史を紡いでいくという使命感を持って、この4年間、町政運営に臨んでまいりました。

はじめに、私の公約に掲げた五つの分野、23の基本政策の達成状況について申し上げます。

1点目、「農業を核に新たな可能性を開く産業のまちづくり」であります。

農業の生産振興、循環型農業の推進、6次産業化や農商工連携などによる高付加価値型産業の創設、既存企業の育成と起業支援による域内経済循環の促進、体験型・滞在型観光の推進を公約として掲げたところであります。

農業の生産振興では、平成28年の台風被害にいち早く対策に臨み、本町の農業基盤の復興を図るべく、粗飼料生産基盤対策と農用地排水改善対策の事業内容を拡充し取り組みを行ったほか、畜産基盤の強化を図るため、新規事業として後継牛確保対策に取り組むなど、農業の生産振興と経営の安定化を図るための施策の充実に努めてまいりました。

循環型農業の推進につきましては、ふるさと土づくり支援事業による生産力向上対策を継続実施し、家畜ふん尿を活用したバイオマス導入につきましては、調査・研究を経て、一部の畜産農家において、本格的な導入の検討がなされておりましたが、北海道電力の系統受け入れがストップしているため、中断した状態となっているものの、着実に実施に向けた熟度が高まっているものと考えております。

6次産業化や農商工連携、企業の育成支援では、特産品研究開発事業として、本町の特性を生かした新製品の開発経費について、調査・研究から販路拡大に至るまでを総合的に支援する制度に拡充したほか、企業誘致対策といたしましては、町内に本社機能を移転する企業に対する投資額補助金のかさ上げや忠類地域での立地企業に対しても工業団地並みの支援策を適用したことなどに伴い、新たな企業誘致の進展に効果があったものと考えております。

さらに、体験型・滞在型観光の推進として、「プラス8プロジェクト in 幕別」を実施し、パークゴルフや農村景観をはじめとするさまざまな地域資源を生かした体験型・滞在型観光を推進し、マレーシアや台湾など海外を含む観光客の誘致を進め、本町における新たな観光誘客スタイルに取り組んできたところであります。

また、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道利用者の誘致対策として、忠類地域魅力発信事業実行委員会が実施するガーデニング事業やイベント事業、地域特産品のPR事業等を支援するとともに、観光振興の核となるアルコ236の機能強化、ナウマン公園の親水遊具等の新設やスキー場と飲食店が連携した誘客促進事業に取り組むなど、観光振興に努めてまいりました。

2点目、「ぬくもりと子どもの笑顔があふれるまちづくり」であります。

保健・福祉・介護の相談体制の充実、地域サロン活動への支援、障害者や高齢者の就労機会の拡充、子ども医療費の負担軽減、子ども発達支援センターの拡充について公約に掲げました。

各種相談体制では、札内支所に住民相談室を設置し、保健・福祉・介護や納税など町民の皆さんの生活に直接関わる相談に、きめ細かく迅速に対応できる体制を整えてまいりました。

地域サロン活動に対する支援につきましては、幕別町社会福祉協議会が主体として運営しておりますが、現在では、町内12か所で高齢者や障害者等の憩いや交流の場として活用されております。

障害者の就労に関しましては、役場庁舎内で営業している「障がい者の働く店」への支援、さらには札内コミュニティプラザ内のカフェにおいて、運営主体の幕別町社会福祉協議会と連携し、「障がい者チャレンジ雇用事業」で配置した方が、その体験を通じて一般就労につながるなど、就労機会の支援・拡充に努めてまいりました。

また、子ども医療費の負担軽減では、対象者を中学校卒業までの子供に拡大するとともに、所得制限を撤廃し、子育て世代の経済的な負担軽減に取り組んでまいりました。

さらに、子ども発達支援センターでは、発達障害等の療育を強化するため、新たに臨床心理士を配置するとともに、個別支援計画を活用し、一人一人の子供や家族のニーズに応じた一貫した療育などソフト面での支援体制の拡充と、保健福祉センター内に集団指導に活用するプレールームと検査室を新たに整備し、ハード面での療育機能の充実にも努めてきたところであります。

3点目、「安全で快適な生活環境のまちづくり」であります。

災害に備える環境づくり、定住対策により活力のある地域社会の維持・向上、高齢者が安心して暮らせる環境づくり、地域間交流の推進を公約に掲げました。

災害に備える環境づくりでは、「幕別町地域防災計画」を見直し、それに伴い「防災のしおり」の改訂を行うとともに、防災体制の強化を図るため、防災備蓄倉庫と耐震性貯水槽の整備、防災備蓄品の充実などに取り組んでまいりました。

また、札内地域における防災機能の向上を図るため、札内コミュニティプラザを整備したほか、地域消防活動の拠点として糠内分遣所を改築するなど、地域の防災・減災体制の強化に努めてまいりました。

さらに、防災・減災に対する意識や対応力の向上、啓発を目的として、公区の自主防災組織を主体とした「地域自主防災訓練」を平成27年度から計画的に実施したほか、職員が災害に迅速に対応できるよう、本部設置訓練をはじめとする各種防災訓練を実施し、防災・減災力の強化を図ってきたところであります。

定住対策では、平成27年4月から実施しております「マイホーム応援事業」において、本年11月末現在で、通算344件に補助金を交付し、このうち約半数となる171件、470人が町外から転入し、

忠類地域においても宅地分譲地の整備を行うとともに、民間賃貸住宅の建設を促進するための補助事業を実施し、これまで14棟24戸の賃貸住宅が整備され、これらの施策を通じ、急激な人口減に陥ることがないように、できる限りの対策を講じてまいりました。

また、高齢者の方々が住みなれた地域でいつまでも安心して生活ができるように、予防、介護、医療、生活支援、住まいの五つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護保険を補完する高齢者食の自立支援サービスや忠類地域における外出支援サービスの拡充や高齢者の皆さんがその能力や経験を生かし、積極的に社会参加ができる場づくりとして、しらかば大学や老人クラブへの支援の充実に努めてまいりました。

地域間交流では、従来から交流のあった埼玉県上尾市との子供の交流事業に加え、神奈川県開成町と高知県中土佐町の2町の子供たちとの交流事業に新たに組み込んだところであります。

4点目、「未来を担う人材を育成するまちづくり」であります。

教育環境の整備、多様な教育機会の提供、保護者負担の軽減、文化・スポーツ活動の支援を公約として掲げたところであります。

教育環境の整備では、教育委員会と学校現場がより円滑な連携を図り、教育活動が実施できるよう、学校教育推進員の増員を行うとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな支援がなされるよう、特別支援教育支援員の配置に努めてきたほか、効果的な教育を行うための環境整備として、全学校にICT機材の整備を図るとともに、児童数増加に対応すべく、札内南小学校の増築工事を実施してまいりました。

また、義務教育9年間の接続した教育を行うため、本年度からモデル校を設置し、小中一貫教育を導入したことに加えて、来年からのコミュニティ・スクールの導入に向けて、現在準備を進めているなど、本町の未来を担う子供たちの学習環境の整備を行ったところであります。

さらに、新たな道立高校として設置を要望してまいりました北海道幕別高校と多田学園江陵高校の再編・統合につきましては、多くの皆さんのご理解とご協力により、来年4月から「北海道幕別清陵高等学校」として設置されることとなりましたことは、本町における将来を見据えた新たな後期中等教育のスタートを切ることができたものと考えております。

保護者の負担軽減につきましては、中学校の修学旅行費用の一部助成のほか、就学援助における新入学用品費を入学前に支給時期を変更し、負担の軽減に努めてきたところであります。

文化・スポーツ活動の支援では、本町には5人の現役のオリンピックがおります。

この恵まれた環境にある本町の強みを生かし、トップアスリートの皆さんのご協力をいただきつつ、子供たちの限らない可能性を輝かせるための事業として、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開し、チャレンジ精神あふれる多様な人材育成の推進に取り組んでまいりました。

また、その環境整備として、札内スポーツセンターのテニスコートなど、スポーツ施設の改修を行うとともに、学校法人日本体育大学との連携協定に向けた準備に取り組むなど、町民の皆さんがスポーツを通じた交流や健康づくりにつながる事業の推進に努めてまいりました。

さらには、本町の文化活動の拠点施設である百年記念ホールを計画的に改修を行うとともに、芸術・文化の振興を図るため、まくべつジュニア・ジャズスクールに対する活動支援を行ってきたところであります。

5点目、「パートナーシップで創る活力あるまちづくり」であります。

住民参加のまちづくり、地域コミュニティの活性化の支援、組織力を生かした効率的な役場づくり、住民と一緒に考え行動する職員の育成、期限付き職員の待遇向上を公約に掲げました。

コミュニティ意識の希薄化が叫ばれる現代において、行政と町民の皆さんとが、ともに考え、ともに行動するパートナーシップの構築は極めて重要なものであります。

このため、私は、町民の皆さんの切実な思いや悩みに直接向き合い、多くの対話を通じて、課題解決の実現に向けた努力を積み重ねてまいりました。

組織力を生かした効率的な役場づくりにつきましては、役場本庁舎の改築に合わせ、平成28年4月

に行政組織・機能を編制し、組織力の強化、機動力の向上と住民の利便性の向上を図り、個別の政策事項に迅速かつ柔軟に対応することができる役場づくりに努めるとともに、職員の育成につきましても、私の町政運営の基本姿勢であります「スピード感」「説明責任」「法令遵守」を徹底すべく、職員に指導してきたところであります。

また、期限付き職員の待遇向上につきましても、本町では多種多様な雇用形態の臨時職員を任用しており、業務の複雑化や専門知識の必要性などを十分に考慮し、賃金や休暇等の処遇向上の取組を進めてきたところであります。

以上、公約への取組の一端について申し述べましたが、このことは、私の考えるまちづくりへの姿勢にご理解とご支援いただき、多くの方々と一体となって進めることができたたまものであり、この場をお借りして深く感謝を申し上げる次第であります。

私といたしましては、ただいま申し上げましたように、町民の皆さんにお示しした公約については、おおむね達成できたものと考えております。

私は、町長という重責をこの間担わせていただきましたが、これから私たちが進む先には、人口減少社会に伴う経済の縮小や増え続ける社会保障費の負担など、地方自治体にとって、かつて経験したことがない大きな試練が立ちまわっております。

この問題は、一地方自治体だけでは解決できるものではありませんが、その一方で、これからますますそれぞれの自治体の力量が試される時代となってくるものと考えております。

私といたしましては、この幕別町 120 年の歴史の重みに思いを馳せるとき、先人の方々は、その時代時代におけるさまざまな困難を乗り越え、道内町村で 3 番目の基礎的自治体を築いてこられました。

私は、この約 4 年間の町政を虚心坦懐に振り返り、幕別町の方途について自問自答し、今後の幕別町を次代にしっかりと引き継ぐ役割を果たすべく、決意を固め、過日、連合後援会の再選出馬要請をお受けしたところであり、私の持てる力の限りを尽くし、今後ともたゆむことなき挑戦を続け、町民の皆さんが幕別町に「生まれてよかった」「住んでよかった」「住み続けたい」と思われるような町として発展し続けられるよう、不断の努力を続けてまいり決意であります。

以上、議員の皆さんの変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、寺林議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○（寺林俊幸） 若干の確認をさせていただきます。

さきの選挙で挙げられた公約の評価については、一定の理解をさせていただくところであります。

町長は、これからのまちづくりにおいて、人口減少社会を含めたさまざまな問題に対して意欲を持って取り組まれる姿勢と、町民が「生まれてよかった」「住んでよかった」「住み続けたい」まちづくりに向けて努力を続けられる決意をされたことに、敬意を表するところであります。

町長も述べられているように、地方自治を取り巻く環境は非常に厳しい状況があります。幕別町の新しい時代を切り拓いていく決意を改めてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寺林議員がおっしゃるように、今、地方自治体というのは、非常に困難な状況に突入しつつあるわけでありまして。

その最たるものが、人口減少時代であります。本町におきましても、平成 26 年 4 月をピークに、人口がどんどん減少してきております。

私は、先の選挙において立起した際にも、20 年、30 年かかるかもしれないけれども、それを 20 年、30 年かけて、何とか人口減少に歯止めをかけるような、そんな町をつくっていききたいなということを申し上げました。ですから、このことは、まだこの先、本当に 20 年、30 年継続してやっていかなければならないことであろうというふうに思います。

これは、特効薬というのがありません。あらゆる施策を総動員しながら、今住んでいる方が住み続けたい、あるいは他の市町村にいる方が、幕別町に住んでみたいと思ってもらえるような施策を打ち

出すことにあるということでもあります。さきの答弁で申し上げましたように、今はもう本当に、市町村がそれぞれ競争する時代、広域連携をやりませけれども、市町村が競争する時代であります。特に我が町は、帯広圏の一つをなす町でありますので、帯広圏の中で他の町、市町に負けないような、そんな施策を打ち出していくことが必要であろう。

そんなことの中で、中学生の医療費の無料化であったり、マイホーム応援事業だとか、特に子育て世代が住んでみたいと思えるような、そんな施策を打ち出してきたというふうに考えているわけがあります。こういった人口減少対策については、引き続き、本当に永遠の課題として私は取り組んでいかなければならないというふうに思います。

それと、この人口減少に伴いまして、やはり労働人口が、生産人口が減っていく、つまり所得が落ちていく、町全体の収入が落ちていくということもありますので、なるべく子育て世代を町に転入してもらいたいと、そんな思いであります。

幸いにして、平成 27 年から 29 年度の間、人口の社会増減はこれは減、かなり大幅な減でありますけれども、子育て世代、14 歳までの年少人口と 25 歳から 44 歳までの子育ての世代、ここの人口については増えておりますので、ちょっとこれいい傾向が出てきているというふうに思いますので、継続してやっていかなければならないわけでありまして。

それで、やはりこの子育て世代が減少することによって収入が落ちると申し上げましたけれども、やはり一方では、健全な財政運営をしていかなければならないというふうに思っているわけでありまして。最大の行政改革であります合併が終わりまして、もう少して合併算定替という、合併町村に対する財政面での特例も終わるわけでありまして。つまり一本算定といいますか、今まではそれぞれの町で計算した地方交付税を合算した額と、一つの町として計算した額を比較して多いほうをとりますよと、これが合併算定替でありますけれども、この合併算定替がもうじき平成 32 年度で終わる。ことしなどは、まだ合併算定替が終わる時期には来ていませんけれども、一本算定のほうが額が大きくなってしまっている、そんな時代に入っているわけでありまして、しっかりと事業の選択と集中を行う一方で、住民サービスの向上と効率化のための行政改革に取り組んでいかなければならないというのが、二つ目の私は課題であろうというふうに思っているわけでありまして。

さらには、平成 28 年度以降、この間、毎年のように自然災害が襲ってきているわけでありまして。いかに災害が発生したときに、災害情報、行政情報を住民の皆さんに的確に、しかも迅速にお伝えすることが必要であろうというふうに思っておりますので、そういった情報提供のシステムも構築していく必要があるというふうに思っています。言えば切りがないわけでありましてけれども、主にこういったところについて、しっかりと私は取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17 番（寺林俊幸） 町長の決意の思いを聞かせていただきました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

次に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○8 番（小川純文） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本町の今後の上水道事業と十勝中部広域水道企業団の受水費についてであります。

人口減少や節水機器の普及により、給水収益の減少が見込まれる一方、安全で安心できるおいしい水を供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となり、投資費用の増嵩が予想されます。

また、十勝中部広域水道企業団から帯広市が仕入れる水の単価が、町村と比べ 2 倍以上高価となっていることから、構成市町村間で負担見直しの議論が始まっているとの報道もあり、将来、町の負担増になるのではないかと町民も関心を持っております。

ついては、以下の点について伺います。

(1) 本町の今後の上水道事業について

- ①上水道事業の今後の水需要（給水量）をどのように予測しているのか。
 - ②老朽化した施設の更新や耐震化について、どのような計画を持っているのか。
 - ③地域住民が管理運営している明野新川水道の今後のあり方について、どのように考えているのか。
- （２）十勝中部広域水道企業団の受水費について

- ①現在の町の受水費の積算内容と実際の受水量の関係は。
 - ②企業団における今後の受水費の考え方についての議論の内容と本町に及ぼす影響は。
- 以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「本町の今後の上水道事業と十勝中部広域水道企業団の受水費について」であります。

本町の上水道事業は、昭和 27 年に水道事業経営の認可を得て、幕別市街を給水区域として昭和 28 年 12 月から給水を開始いたしました。その後は、昭和 48 年から第 1 次拡張事業に着手し、札幌市街を給水区域に含め、平成 3 年には十勝中部広域水道企業団からの受水をするため、第 2 次拡張事業に着手し、7 年 4 月から受水を開始いたしました。

平成 16 年には、猿別浄水場の老朽化や水源の水質悪化により、第 3 次拡張事業として札幌配水池を増設し、20 年 4 月から企業団からの全量受水による給水を開始しております。

ご質問の 1 点目、「本町の今後の上水道事業について」であります。

一つ目の「上水道事業の今後の水需要（給水量）をどのように予測しているのか」についてであります。

本町の上水道事業につきましては、平成 29 年度末における給水人口が 2 万 3,386 人、年間給水量が 241 万 9,617 トン、1 日平均給水量が 6,629 トンであり、直近 10 年間の実績を見ますと、給水人口、給水量ともに増加傾向から、近年ではほぼ横ばいに転じております。

今後の水需要の動向につきましては、町が独自に推計したものではありませんが、平成 28 年度に十勝中部広域水道企業団が、将来にわたり持続可能な用水供給事業の管理運営を図るため策定したアセットマネジメント報告書によりますと、1 日平均、平成 40 年で 5,975 トン、50 年で 5,801 トンと推計されており、人口減少や節水意識の向上などから、徐々に減少していくものと考えております。

二つ目の「老朽化した施設の更新や耐震化についてどのような計画を持っているのか」についてであります。

水道施設の老朽化につきましては、日本全国が人口減少により水需要の伸びが期待できない中、本町だけでなく水道事業者全体が抱える共通の課題であり、水道事業経営とも密接に関わる非常に重要な課題であると認識しているところであります。

本町の上水道事業の主な施設としては、札幌配水池とポンプ施設、配水管などがありますが、札幌配水池とポンプ施設は、平成 7 年以降に建設された比較的新しい施設が多く、構造物については耐用年数に達しておりませんが、機械設備、電気計装設備については耐用年数を超えている設備もあり、今後、これら各設備の状況により、修繕や更新などの対応が必要と考えております。

配水管につきましては、現時点では道路改良等に合わせたの布設替えなど、最小限の事業実施にとどまっておりますが、給水区域が広域であるため、既に耐用年数を超過している管路を含めて、今後多額な更新需要が発生することが想定されます。

こうした中、近年、災害時の応急給水の確保など、水道施設の耐震化が重要視されつつありますが、先に申し上げたように水道施設は配水池やポンプ施設のほか、膨大な延長を有する管路施設などから構成されておりますことから、耐震化を図る場合においては、耐用年数を見据えながら効率的で効果的な取組が求められるものと考えております。

このことから、町では、地震等による漏水に対応するため、応急給水の確保を目的として、平成 24 年度に、耐震性貯水槽基本計画を策定し、災害発生後、1 人 1 日 3 リットルを目標とした給水を行うべく、幕別市街に貯水容量 50 トンを 1 基、札幌市街に 50 トン 2 基と 60 トン 1 基、合計 4 基の耐震性

貯水槽を整備してまいりました。

また、札内配水池につきましては、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたことから、耐震補強を実施することといたしますが、上水道区域全体で約 348 キロメートルに及ぶ管路施設につきましては、耐震化を図るには多くの時間と多額の事業費が必要となりますことから、基幹的な管路や漏水発生の危険性が高い硬質塩化ビニール管などを優先的に更新するなど、管路網全体の中で重要度の高い管路から、順次計画的に整備していかねばならないものと考えております。

三つ目の「地域住民が管理している明野新川水道の今後のあり方についてどう考えているのか」についてであります。

明野新川水道組合につきましては、昭和 56 年 9 月に設立され、57 年 11 月から給水を開始しており、平成 29 年度末の給水人口は 221 人、年間給水量は 3 万 3,825 トン、1 日平均給水量は約 93 トンで、組合員の負担により運営しております。

組合では、検針メーターの更新やポンプ等の修理・更新など、使用者から集めた使用料によって、みずから賄っておりますが、町では、平成 23 年に水質維持を目的に、町上水道を給水するため配水管の整備を行ったほか、28 年台風 10 号に伴う浸水被害が発生した際には、その復旧費用の一部を助成するなど、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、財政面を含め側面的な支援を行ってきたところであります。

町といたしましては、今後におきましても、安定した水道事業経営が続けられるよう、技術的、経営的な助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「十勝中部広域水道企業団の受水費について」であります。

十勝中部広域水道企業団は、広域水道用水供給事業の実施を目的として、帯広市、音更町、芽室町、池田町、中札内村、更別村、幕別町の 1 市 4 町 2 村を構成団体として、昭和 56 年に設立され、平成 7 年 4 月から給水を開始しております。

国の直轄多目的ダムである札内川ダムを水源として、中札内村上札内に位置する「なかとち浄水場」から 1 日最大給水量 11 万 9,390 トンの供給を将来目標として事業を進めてきたものであり、本町におきましては、企業団設立当初は 6,300 トン、全体水量に占める割合が 5.277% を責任水量としておりましたが、平成 16 年に 1 万 300 トン、全体の 8.627% へと拡大し、20 年 4 月から上水道区域に必要な水の全量を企業団の水で賄う全量受水を開始し、現在に至っているところであります。

一つ目の「現在の町の受水費の積算内容と実際の受水量の関係は」についてであります。

最初に、受水費の積算内容についてであります。

受水費の算定につきましては、昭和 56 年の企業団設立当初に締結した基本協定書第 4 条に「用水供給料金体系の設置基準」として、「企業団が供給する用水の料金は、統一料金とし、基本料金と従量料金の二部建て料金制とする」と定められております。

このうち基本料金は、施設整備に要する費用等の固定的な費用を各構成団体の責任水量に対応させて算定するものとし、従量料金は、維持管理費等の変動的な費用を各構成団体の各年度の受水量に対応させて算定するとしております。

具体的な算定方法を申し上げますと、現在の受水費は平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年を対象期間として算定しており、基本料金につきましては、対象期間中に必要となる起債の元利償還金から出資金を差し引いたものを分子とし、全体の責任水量 11 万 9,320 トンに 60 か月を掛けたものを分母として計算したものを、一月当たりの基本料金とするものであり、税抜きで責任水量 1 トン当たり 780 円とされているものであります。

また、従量料金につきましては、対象期間中に必要となる維持管理費を分子とし、同じく対象期間中に必要とする受水量を分母として計算したものを、1 トン当たりの従量料金とするものであり、税抜きで受水量 1 トン当たり 27 円となっております。

このことから、基本料金は受水量に関わらず責任水量に応じた料金となるため定額となり、従量料金は受水量に応じて変動する仕組みとなっております。

次に、実際の受水量との関係についてであります。平成 29 年度決算における本町の受水費は 1 億 7,465 万 8,849 円、そのうち基本料金は 1 億 412 万 640 円、従量料金は 7,053 万 8,209 円ですが、基本料金については、本町の責任水量 1 万 300 トンに相当する料金を支払っており、全体の基本料金に占める割合は、責任水量比率である 8.627%となっております。

従量料金については年間受水量 241 万 9,006 トン、日平均水量 6,627 トンに相当する料金を支払っており、全体の従量料金に占める割合は 18.113%となっております。

二つ目の「企業団における今後の受水費の考え方についての議論の内容と本町に及ぼす影響は」についてであります。

受水費は、企業団が策定した第 5 期財政収支計画により、現在の受水費が定まっておりますが、この計画期間は、平成 31 年度までの計画であることから、昨年秋から次期計画と料金設定を検討するため用水供給専門委員会を立ち上げ、協議を進めているところであります。

そうした協議の場において、帯広市から現在の受水費の算定にかわる新たな負担方法についての提案があり、第 6 次財政収支計画に反映してほしいとの申し入れがあったところであります。

提案があった新たな負担方法につきましては、基本料金の算定方法について、固定費の負担を責任水量に応じた負担としていたものを、今後見込まれる日最大水量を必要水量とし、この必要水量の比率をもとに基本料金を算定するというものであります。

具体的な数字で申し上げますと、平成 37 年度時点の全体の必要水量が 4 万 3,288 トン、そのうち幕別町の必要水量が 7,818 トン、全体に対する比率は 18.06%となり、現在の責任水量比率である 8.627%と比べて 2.1 倍となるものであります。

これを仮に平成 29 年度決算の受水費に置きかえて試算しますと、基本料金が 1 億 412 万 640 円から 2 億 1,796 万 4,267 円となり、その差が 1 億 1,384 万 3,627 円の大幅な増額となるものであります。

この帯広市が提案した新たな負担方法については、用水供給専門委員会において協議を進めておりましたが、本町といたしましては、建設費の負担は、その当時、各市町村が申し出た責任水量をもって負担するのが当然である旨を会議の場において申し述べていたところであります。

その後、先月 28 日の会議において、帯広市と町村との考え方に大きな隔たりがあり、これ以上協議を進めることは困難と判断し、今回の提案については白紙とすることが企業団事務局から説明されたところであります。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、建設に要した費用、すなわち、起債の元利償還金については、建設時に取り決めた約束を各市町村が責任を持って果たすべきものと考えているところであります。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、11 時 5 分まで休憩いたします。

10:52 休憩

11:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川議員。

○8 番（小川純文） 再質問させていただきます。

本町の今後の上水道事業についてということで、まず 1 番の今後の給水量の関係でありますけれども、人口増加も止まって、給水量については、これから横ばいまた下降に向かっていくという状況については理解をいたしました。

関連して、2 番の「老朽化した施設の更新や耐震化について、どのような計画を持っているか」ということで、管路の耐震化につきましては、答弁書にもありましたように、延長 348 キロメートルということでありますから、これにつきましては、年数と費用がかなりかかるものと思われまので、

これはもう今後もいかに計画的にこれを進めていくかということが一番大事なことだと思いますし、それにまつわります管路の整備計画というものも早急に計画をして、順次取り組んでいかなければ、何せかんせ何においても水はライフラインという中で一番重要な一つでありますので、この点については取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、札内配水池であります。これについては、もう逆に言えば、幕別町の水がめと言ってもいい施設ではないかなというふうに考えております。その中で、耐震性にまだ不足をしているということがあるということでございますので、これについても早急な対応をしていかなければ、胆振東部地震のように大きな地震が来た場合においては、本当に断水という非常に住民生活に大きな影響を及ぼすわけでありまして、これについても早急な取組をしていかなければならないと思います。

またその中でも、近年設置をしました耐震性貯水槽の関係であります。これにつきましては、先般の議会の中でも、昨年、越冬時におきまして不具合があったということで、それについての対応は4基について全て行われたということでありまして、しかしこの耐震性貯水槽というのは、やはり一つの管路がその部分で、極端に言えば、非常に太くなって、滞留型というお話は聞いていますけれども、やはり長年の使用によって、中に何ぼ浄水で殺菌、沈殿をしているといっても、内部の衛生管理というものが問題にはなってくるのではないかなというふうに思うところであります。

こういう耐震性貯水槽を設置しているところでは、他自治体では点検をされているというお話も聞いておりますけれども、その点についても、幕別町でも4基設置が完了した段階での、今後の耐震性貯水槽の点検・整備のあり方等についてお答えをいただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 水道課長。

○水道課長（山本 充） 耐震性貯水槽の維持管理についての質問だと思いましたが、耐震性貯水槽につきましては、これまで4基を設置・整備しておりまして、全て公共施設の駐車場内に設置しております。維持管理につきましては、適宜、動作確認等を行ってまいりましたが、本年3月、札内中学校に設置しております耐震性貯水槽の機材の一部が凍結し、破損し、漏水する事故が発生いたしました。

このことから、機材につきましては修繕をいたしまして、それとあわせて防寒対策をいたしまして、緊急遮断弁室と給水栓室の内側に、発泡ウレタン塗装を4基全てに実施しております。災害時の必要な飲料水の供給を行う施設でありますことから、4基全て次年度からは、年1回、春に貯水槽の機材とエンジンポンプの点検を行うほか、貯水槽内にカメラを入れまして中の状況を確認し、適宜、清掃等を実施し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 貯水槽については、今後は点検をしていくということでありまして、これもいざというときに動かなければ何もならないものでありますから、特に貯水槽の内部というものの衛生管理、またエンジンポンプという関係も、ある面でいったら、燃料を使うものですから、長期使用がない中で、本当にそういう災害必要時が起きたときに動かないというのが、結構まれにある話でありますので、やっぱりそういう機器の点検・整備というものは、常日ごろの管理が一番大事だと思いますので、その点については確実に進めていっていただきたいなと思います。

また、配水池の耐震整備等々も早急な中で行っていただきまして、本当に災害時に水がめがだめになったということにならないように進めていっていただきたいなと思います。

続きまして、3点目の地域住民が管理運営している明野新川水道の今後のあり方についてということで、明野新川水道も設置から約35年ほどもたっておりますけれども、町水道と同じく、管の耐震性というものには非常にやっぱり危惧されるところであります。ただ、この明野新川地区に布設されました管につきましても、相当な距離数があるものですから、組合としては管の維持をするだけであって、これからの中では、非常に組合もこういう補修はしていけるかもしれないですけども、将来的なものはなかなか厳しい現状にあるのかなと。

また、あそこの組合さんにおかれましては、受水量、給水量も減っていますし、今まで、以前、設立には工場とか、受水の大きな企業さん等もあったわけですが、そういうものも閉鎖されて、給水量が減少しているということは、集める使用料金の関係の総額も減ってきているということで、何とか地域として、自賄いの中で運用をされていますけれども、今後においては、農家戸数の減少等々もあり、今後はなかなか運営のほうも厳しい状態になってくるのではないかなと。

そういう中におきまして、先ほどもありましたけれども、町としてもできる限りの支援、対応、助言というのはしているということでありますので、今後ともやっぱり地域の方々と密接な連携をとりながら、行く行くは将来の明野新川水道については、どのような形に持っていくかを、町としても今後の中では検討を要する時期には来ているのではないかなと思いますので、そこら辺を地域との連携をとりながら進めていただきたいと思います。

また、地域水道の中で、簡易水道が各場面、場面にありますけれども、簡易水道におきまして、大半が伏流水というか、直接、原水を川から受水するわけではなくて、伏流水を使った井戸方式の原水の需給が大半だと思うのですけれども、新和簡水につきましては、原水を直接、河川からとっているという関係もありまして、これは将来、長期的にわたって大丈夫なのかなと。

また、近年、地域の簡易水道の中で、営農用水の関係でありますけれども、6月、7月の営農用水が使用が多くなる時期におきましては、水不足と、水の供給不足という現象も生まれてきております。そのような関係につきまして、町としてはどのようにお考えをされているかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 上水道区域に隣接をしている新和簡水の関係なのですけれども、水量不足の関係につきましては、現状は、送水ポンプのオーバーホールですとかで送水能力を確保するですとか、また、どうしても足りないときは、給水タンク車を用いまして補給をしているということで対応しております。

かつて、今現在、膜処理設備というのを設けているのですけれども、それを導入するかしないかというような検討の際に、上水道区域との統合も検討したのですけれども、その際に、やはりちょっと配水池までの距離が結構長いというようなことと、あと標高がちょっと高くて、ポンプ設備ですとか電気代ですとかというような、そうした経費がかかるというようなことで、統合については不利ではないのかということで、膜処理設備を設けたという経過がございます。ですので、今現在、今の現状の新和簡水の区域を維持した場合ですとか、また、隣接する簡易水道、幕別簡易水道なのですけれども、そちらと統合するとした場合ですとかというようなことを含めて、今後のあり方を今現在検討している段階でございます。今年度末までに、その検討について結果を出していきたいなというふうにご考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 施設等も結構、経過年数、経年をいたしまして、老朽化もしているわけでありませう。簡易水道、幕別簡水、いろんな簡易水道がありますけれども、その簡易水道は簡易水道なりにいろんな問題点、今後の課題というものがあろうかと思っておりますけれども、やはり水という一番責任を持って供給をしなければならないものでありますので、その点につきましてはきちっと、町の水道という中におきまして、責任を持った今後の計画を立てていただき、順次進めていっていただくことが、安心した供給体制というものをつくれるのではないかなというふうに思いますので、まずは検討結果を見てみたいというふうに思います。

続きまして、2番の十勝中部広域水道企業団の受水費についての関係であります。

この関係につきましては、新聞報道で非常に騒がせていろいろ話題になったわけでありませうけれども、先ほどのお話によりますと、白紙に戻ったということで、まずは、これは何だったのかなというところではありますけれども、今回、こういう水道にまつわる企業団の関係でありますから、町直接ではないので、深い部分はあるかと思っておりますけれども、報道された関連の内容の中でお聞きをさせていただきたいと思います。

今回、問題になった施設建設費的、固定費的な分担の方法と、受水をするときの従量料金というのですか、この経常的費用という中での割合の関係が、今回非常に問題になったのではないかなと思うところではありますけれども、この関係で新聞では、帯広市の単価が町村の2倍になっていると、町村の費用まで帯広市が負担をしているというような報道が、新聞、これは本当なのかどうなのかわかりませんが、あったわけでありまして、この点についてもう少し内容のご説明をいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 水道課長。

○水道課長（山本 充） 新聞では、帯広市の単価が町村の2倍であるということで、その中身ということですが、先ほど答弁にありますように、受水費については、受水費のうち基本料金については、責任水量に応じて定額、そして従量料金については、受水量に応じて変動する仕組みとなっております。このことから、受水量が多ければ多いほど分母が大きくなりますので、その大きくなったことにより単価が安くなります。そして、受水量が少なければ少ないほど分母が小さくなるということで、単価が高くなるということになります。

これを責任水量と受水量の関係で見ますと、本町の場合は責任水量が1万300トン、実際の受水量が6,627トンであり、受水量を責任水量で割った割合、いわゆる使用割合につきましては約64%となっております。一番大きい帯広市では、責任水量が8万5,650トン、実際の受水量が1万7,540トンということで、使用割合は約20%にとどまっております、本町と比較して乖離が大きい状態となっております。このことから、単価差が生じる一番の原因は、その基本料金の算定根拠となっております責任水量と実際の使用している受水量、この乖離が原因となっております。

帯広市の受水費の単価につきましては、1トン当たり164円となっております、基本料金の負担割合が大きい一方で、実際に使っている受水量が少なく、責任水量との乖離が大きいことから、この少ない受水量で割り返して算定した結果が、単価が大きくなっているという状況でございます。一方、本町においては、責任水量と実際の受水量の差が、乖離が比較的小さいものですから、使用割合が比較的高いということで、結果的には受水費は本町においては1トン当たり72円ということで、単価が安くなっております。

新聞の報道でもありましたけれども、町村の費用まで負担しているというような内容も書かれておりましたけれども、先ほどの答弁のとおり、単価自体は安くなっておりますけれども、基本料金は本町の持つ責任水量で、従量料金は実際に使用した受水量で負担しておりますので、こういった事実はないものと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 基本料金につきましては、この企業団設立時、この中部企業団の水道施設を、受水施設をつくるときに、各自治体がそれだけの使用を目標として設定された数字とお聞きしております。ということは、幕別町におきましては、今、上水道につきましては全量を企業団からの受水という形でやっておりますので、基本料金に対する基本料、責任水量に対する実際の水の使用量も大きな乖離がないという現状でありますけれども、今回、問題になりました帯広市で見ますと、約7割の責任水量を、帯広市は設立時、提案をして、企業団の中での責任水量の位置を確保したという現状の中で、実情としては、企業団からの受水が非常に少ないと。

なぜなのかといいますと、帯広市のほうにもいろいろお聞きしましたら、帯広市の場合は混水をしているという、混水という言い方がどうかはわかりませんが、稲田浄水場、幕別から橋を渡っていても浄水場があるわけでありまして、あそこの浄水場の水と企業団の水を両方併用して使用されておると。稲田浄水場のほうが、何か聞くところによると、多いというように聞いておりますので、そうなりますと、責任水量に対する使用量が少ないということで、今回、帯広市から提案があったのかなと思いますけれども、最初の段階でそれだけの枠といいますか、権利、責任分担をしておきながら、使っている量が少ないからというのは、なかなかちょっと不具合が、感覚的にも企業団としての運営は、これ以上は私どもが言える範囲ではないとは思っておりますけれども、そういう乖離が

あった中で、今回こういう新聞報道になったのかなというふうに考えているところであります。この単価が生じますけれども、責任水量と受水量の乖離の大小によって単価に差が生じるということであって、町村の費用を負担しているということはないということで、これについては間違いはないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほどからの答弁のとおり、算定根拠を見ましても、我が町の必要とされる受水費をお支払いしていますので、他の町村に負担をしていただいているという、そうした事実はないというものです。

また、小川議員のおっしゃるように、責任水量自体はそれぞれの市町村が、これだけ必要だということによって求めて決まったものでございまして、それをどれだけ使うのかということも、またそれぞれの市町村の判断なのだろうなと思います。

本町の場合は全量受水をしていますので、もう選択の余地はないのですが、ほかの町では別に水源があって、そこでの調整ができるという場合があります。それにつきましては、当然それぞれの市町村も、水道事業経営を鑑みて決定をしていることなのだろうなというふうに考えておりますけれども、そのようなことも結果として、この受水費の単価に一例としてあらわれていることなのだろうなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 白紙になったということですから、一安心はしているのですけれども、もしこれが白紙にならないで、今後も、31年度までの今取り決めですので、32年度からまた取り決め方法という中で今回あったと思うのですけれども、もしこういう今回の話が現実になった場合、幕別町は2倍になるという話も出ていましたけれども、本町の水道料金への影響は、こういう場合になったときはどのような影響が出ると想定されたのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほどの答弁の中で、負担の割合は2.1倍、29年度決算ベースでの単純な試算で言いますと、1億円、一応増額となるということでお答えをいたしましたけれども、実際に新たな負担方法でと提案がありましたのは、32年度からの施設整備に要する起債の元利償還金の負担割合を新たな負担方法でということでありましたので、いきなり32年度から1億円余りの負担が本町の場合増えるということではなくて、少しずつ少しずつ負担が増えていくというようなものでありました。

ですので、32年度時点では、それほど大きな負担増になるものではなかったのではないかとというふうに推定はしておりますけれども、会議の中では、具体の事業計画が示されておりましたので、その影響の額までは現時点でちょっと示せる状況にはないというものであります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、10%増えるからよくて、2.1倍だからだめだという、そういう議論ではなくて、やはり建設時において、各構成市町村がどれだけの水を使うのだということを申し出をして、それによって施設規模が決まっているわけですから、それを今使っていないから減らせという、そういう論法は成り立たない。自分たちが申し出てつくった施設の償還、これは責任を持って各市町村が払っていただくというのが筋でありますので、これは到底、再度話が合ったとしても、受けざるものではないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今、町長のほうから答弁をいただきまして、そのとおりであると。最初の責任、約束したことは守ろうよというのが、今回の基本ではないかなというふうに思います。

今後、この水道事業団が、今後において設備投資がどのようにされるか、まだ全然見えてない段階でありますので、今、建設部長が言われたとおりの水道料金の変動に大きな影響を及ぼすことは、今のところは想定がないということでもありますので、安心したところでもありますけれども、今後、本当にこの企業団の申し合わせ事項が途中で変わるというようなことがないように、企業団運営、構成町

村である幕別町も、やはりそこら辺は腹を持って取り組んでいただかなければならないと思いますけれども、最後にまた、今後こういう企業団等々に対する町の基本姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは繰り返しになりますけれども、やはり建設当時、みんなが約束したのについてもしっかりと守っていくということが必要であります。

ただ、この施設を、今後、縮小した形で全く違う形の建物を建てるというときには、それはまた違った考え方があっていいのだろうと。今まであった施設を改修するなり、あるいは耐震化するというのは、当時の責任において、その水量において負担をすべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

災害対応の経験と教訓を生かし、より実効性の高い防災・減災対策を。

ことしは6月から大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号による高波、記録的猛暑、そして胆振東部地震と大きな災害が頻発し、道内のほぼ全域で発生したブラックアウトでは、多くの町民が備えの大切さを実感したのではないかと認識しております。

幕別町も地域防災計画に基づき、防災・減災を図るため体制を強化し、施設設備や防災備蓄品などの整備を進めています。

また、2年前の台風災害の対応を踏まえ、マニュアルなどの見直しや対策強化に取り組んでいますが、一方でライフラインの確保、避難所運営、災害情報の伝達など課題はまだ残されています。

災害ごとの対応を検証し改善して、防災・減災計画の精度を高めていくことは大変重要であります。

今後は切迫していると指摘される道東沖の超巨大地震や十勝平野断層帯による直下型地震をはじめとして、極端化するあらゆる種類の災害を念頭に迅速に対処できるよう、また被災者に寄り添った支援ができるよう、平時から一つ一つ積み上げていかなければなりません。

このことから、以下について伺います。

①防災協定の運用状況と課題、今後に向けての考えは。

②災害時初動対応マニュアルの整備、BCP（事業継続計画）策定の進捗状況は。

③災害情報の伝達、避難環境の整備と支援体制、また避難の長期化に備え、平時にすべきことは。

④受援力を高め、災害弱者の状況把握や被災者ニーズの吸い上げを迅速に行えるよう社会福祉協議会とどう連携していくか。

⑤自主防災組織の課題と地域防災訓練の検証、次期訓練計画に向けての考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「災害対応の経験と教訓を生かした、より実効性の高い防災・減災対策を」についてであります。

近年、全国各地で異常気象などにより地域住民の生命、財産を脅かす災害が多数発生しており、9月6日、午前3時7分に発生した、平成30年北海道胆振東部地震は、震度7を観測する北海道史上最大規模の大地震となり、道央を中心に41名もの尊い命が奪われ、1,900棟を超える住宅が全半壊するなど甚大な被害に見舞われたほか、道内全域で大規模な停電が発生し、本町でも約2日間にわたり停電状況が続いたところであります。

本町では、災害応急対策を円滑に実施するため、平成27年4月に「幕別町地域防災訓練計画」を策定し、27年度から計画的に地域防災訓練を実施しており、本年度までの4年間では、58公区、2,021人の方に参加をいただき、災害発生時における的確な避難行動を習得し、自分や家族を守る「自助」の意識と地域の協力となる「共助」の理解が進むなど、防災活動の意識の醸成に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「防災協定の運用状況と課題、今後に向けての考えは」についてであります。

本町では現在までに、避難者受け入れ、食料・物資・燃料等の供給、設備復旧や輸送など10区分で合計47件の防災協定を締結しており、今後予定している幕別町社会福祉協議会とのボランティア活動等に関する協定を除いて、ほぼ想定される分野を網羅している状況にあるものと考えております。

これまで幕別町建設業協会による災害ごみの回収や被災した道路の応急復旧、帯広地方石油業協同組合幕別支部による優先給油、さらには一般社団法人十勝地区トラック協会による防災訓練での非常食の輸送訓練などの支援をいただいております。

また、本町では、これまでに「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、管内自治体へ物資や給水活動の支援を行ったほか、東日本大震災や北海道胆振東部地震の際には、被災地に職員を派遣するなど復興支援に努めてきたところであります。

しかしながら、広域に及ぶ大災害が発生した場合は、情報網が断絶し、協定の相手方と連絡がとれない、あるいは企業や法人自体が被災するなど、協定に基づく支援を迅速に受けられないことが想定されるため、国や北海道、さらには道外の相互応援協定を締結している自治体に要請を広げ、必要な支援を求めるとともに、今後に向けては、各分野における協定数の拡充を図り、支援の強化に努めてまいりたいと考えております。

質問の2点目、「災害時初動対応マニュアルの整備、BCP（事業継続計画）策定の進捗状況は」についてであります。

はじめに、「災害時初動対応マニュアルの整備」についてであります。

災害時初動対応マニュアルについては、発災から参集、災害対応開始までの職員の初動対応を示すマニュアルとして、平成29年8月に「幕別町職員災害対応ハンドブック」を作成し、全職員に配付し周知を図ったところであります。

次に、「BCP（事業継続計画）策定の進捗状況は」についてであります。

BCP・事業継続計画は、一般的に企業が災害など、緊急時に損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るために作成する計画であります。行政においては、これを「業務継続計画」としておりますことから、業務継続計画と称して答弁いたします。

内閣府では、平成27年に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を作成し、災害時に資源である人、物、情報等が制約を受けた場合でも一定の業務が行えるよう、市町村において「業務継続計画」を策定するよう要請がなされたところであります。

この計画の中で、特に中核となる要素として、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、多様な通信手段の確保、行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理の六つの重要な要素について定めておくべきものとされておりますが、本町におきましては、過去に「新型インフルエンザ」に関する業務継続計画は策定しているものの、災害については、現在、内閣府の作成ガイドを参考に検討を行っているところであります。

業務継続計画は、各自治体において定めている地域防災計画を補完し、発災時において具体的な体制や手順を定めたものであります。六つの要素のうち、代替庁舎の特定については、役場庁舎が免震構造であるほか、札内コミュニティプラザにおいても耐震化がなされているなど、一定のハード面の対策がとられており、また、データのバックアップにつきましても、庁舎の免震等構造に加え、戸籍データ、住基データ、総合行政システムのデータなど、主要なデータは、毎日バックアップがなされているものであります。

さらに、代行順位や職員の参集体制、電気・水・食料の確保、多様な通信手段の確保につきましても、地域防災計画や備蓄計画、災害時の各種協定書などで定まっているものと考えておりますが、非常時優先業務については、整理されておられませんことから、今後、地域防災計画に定まっている事項も含め、より具体的な非常時の対応について、「業務継続計画」として、来年度の前半を目途に策定してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「災害情報の伝達、避難環境の整備と支援体制、また避難の長期化に備え、平時

から構築しておくべきことは」についてであります。

災害情報の伝達については、現状、町ホームページ、登録制防災情報メール、広報車や忠類地域における防災行政無線などに頼らざるを得ないところであり、現在、町民一人ひとりに的確かつ迅速に情報を伝える有効な手段の構築に向けて調査・研究を進めているところであります。

また、避難所では、幕別町地域防災計画や避難所運営マニュアルに基づき、迅速かつ円滑な避難所運営を行うものでありますが、避難生活が長期化する場合には、ストレスによる心の問題やエコノミークラス症候群による健康被害を想定し、避難所内の生活空間の充実やプライバシーの保護に配慮した、生活環境の整備が必要であります。

このことから、本年11月には、要配慮者等が介護や健康相談などを受けることができるよう、福祉避難所の設置や運営に関する図上訓練を帯広保健所と合同で実施するとともに、ダンボールベッドの供給に関する防災協定を締結するなど、避難の長期化を想定した支援体制の構築を進めてきたところであります。

ご質問の4点目、「受援力を高め、災害弱者の状況把握や被災者ニーズの吸い上げを迅速に行えるよう社会福祉協議会とどう連携していくか」についてであります。

大規模災害の発生時には、被災者支援や復旧・復興のために、ボランティアや企業、他の自治体など外部からの支援を最大限に生かすことが必要であり、特に被災者支援においては、町内外からのボランティアの力が被災の復興や避難所運営の大きな要となることから、多様なボランティア支援を受け入れる環境や体制を早急に整備しておくことが重要と考えております。

幕別町社会福祉協議会については、助けを必要とする方とボランティアとのコーディネート役など、被災者に寄り添った支援を担う窓口として、緊密な連携を図らなければならないものと認識しておりますことから、同協議会と災害時におけるボランティアの受け入れ体制を構築するための協議を進め、本年度中には共同で「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定するほか、防災協定を締結し、災害時の受援力を高めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「自主防災組織の課題と地域防災訓練の検証、次期訓練計画に向けての考えは」についてであります。

現在、町内には46の自主防災組織が設立され、防災訓練を定期的に行っている組織や、同一避難所に避難する自主防災組織が連携し、広域的に防災訓練や研修会を実施するなど、防災力を高める活動を活発に行っている組織がある一方、防災活動が停滞している組織もあるなど、町として各組織の機能活性化や防災力の向上を図ることが課題であると認識しております。

このようなことから、本年度は、地域防災訓練を実施した各避難所運営委員会を対象に、指定避難所となる施設の平面図を用いて、ゲーム感覚で避難所の運営を体験する「Doはぐ」を実施し、避難所で発生するさまざまな事象の擬似体験を通して、問題点や課題に知恵と工夫を出し合いながら解決方法を学んでいただいたところであります。

地域防災訓練については、市街地に避難所がある公区を対象として、本年度で4年目となり、訓練に参加された方からは、大規模な災害が増える中で「参加してよかった」との感想が多く寄せられ、基本的な避難行動及び避難所の入所を体験できたことにより、地域による防災力向上の一助につながったものと思われま。

5か年計画で行ってきた地域防災訓練も、平成31年度をもって終了となりますが、発災時における要配慮者の避難誘導や安否確認等の対応については、自主防災組織との連携が不可欠であることから、地域防災訓練の参加を一つのきっかけとして、自主防災組織による継続的な訓練が実施できるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

11：50 休憩

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内山議員。

○5番（内山美穂子） 答弁いただきました防災協定については、先ほどのダンボールベッドの王子をの合わせまして、47件締結しているということでありました。今回の胆振東部地震では、むかわ町と厚真町がトラック協会との連携協定を運用して、ヤマト運輸が北広島にある自社の物流倉庫を拠点にした支援物資の受け入れを行ったという報道がありました。幕別町でも、十勝地区トラック協会と災害協定を結んでおり、町の地域防災訓練では、非常食の輸送訓練をこの間行いまして、万が一のときに大きな力になってくれるものと思っております。

さて、町は地域のFM局と協定を結んでいますが、今回の停電時に、FM局に町内の情報を伝えたかどうかお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今回のブラックアウトの際には、FM局ではなくて、NHKの放送局のほうにお願いしております。ごめんなさい、もう一つFM-JAGA、ここと連絡して情報の提供をお願いしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 停電のときに、ラジオを聞いていた方がかなりおりまして、幕別町の情報が入ってこないということをお聞きしまして、それで直接私も聞くと、幕別町のほうからは情報が入ってこなかったということも聞いております。これ事実はちょっとどうかかわからないのですけれども、それでこうした今回の地震では、地域コミュニティFMというのがすごく重要な役割を果たしてくれまして、全道では27局ありまして、各自治体からそれぞれの局に、随時、災害本部のほうから、町でこういう充電の場所があるよだとかという情報を小まめに流したそうです。それで、スタッフの人も6日未明に地震が起きてから、もう朝24時間体制でスタッフが交代で仮眠をとりながら、本当に地域の情報を流していたということで、私はとても頭が下がる思いでございました。こうした今回のラジオの状況を受けて、道内の広告大手のインターネット調査によると、今回、札幌圏の住民の7割がラジオでの情報を得ていたという結果が出ております。やはりラジオから町の情報を小まめに発信してもらいたい、せっかく協定を結んでいるのですから、その協定を生かしてほしいと思うのですね。生かしてもらうためには、これだけではなくて、ふだんからの下地づくりも重要だと考えております。というのは、芽室町もこの3月にFM2局と災害協定を結びました。同時に、ふだんから町の情報をラジオで聞いてもらおうと、芽室町の情報番組をつくって4月から毎週朝の5分に流しているそうです。ここには、防災情報ではなくて、講演会の告知ですとか、町のさまざまな、地域に知らせたい情報を、各課が電話で生放送しているそうです。そこで、同じように幕別町の中にも、幕別町の広報コーナーをつくってもらって、少しでも町の話題にふだんから接してもらうことが、万が一のときに生きてくるのではないかと考えますが、町のお考えお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今、芽室町の取組事例、ご案内していただきましたが、同じく幕別町にもそういった取組をしたらどうかということで、FMのほうからは打診があります。今現在、幕別町においてもそういった方向で、こういった方法でそういった協定が結べるかということで、今、内部で調整をしている段階でございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） その企画が来たのがきっと夏前だと思うのです。でも、かなり月日も経っております、それでこれお話を聞きますと、スポンサーがついているので財政的な負担はない、いいことだらけのような気が私はするのですけれども、なぜ進んでいないのか、その辺のところをお聞きし

たいと思います。庁内で検討したのかどうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 協定を結ぶ際、ラジオ番組 10 分程度というふうに伺っているのですが、そのときは十勝毎日新聞、FM のほうで協賛していただける企業の広告収入で、ラジオ番組を運営するというものであります。ですから、町の実質的な負担はないのですけれども、それにすることによって、町の企業さんの広告もその 10 分間の中にちょこっと PR ができるというものであります。

実際、ちょっと私のところに協議があった時期は定かではないのですが、今、防災の情報発信に限らず、全体的に町の広報のあり方を見直しているところでありまして、それと踏まえて、今、一緒に前向きなほうで検討していきたいということで、今そのラジオのことについては、先に進んでいるという状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 先に進んでいる状況ではないということは、そういう協議の中に、それをするということが入ってないということですか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今現在、SNS ですとか、その辺の関係の広報活動、全体的に検討している中の一つとして、今、検討しているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 前向きに、これ本当にすぐにも、企画書を見せてもらいますと、なかなかいいものだと思いますし、ふだんから 1 週間に 1 回でも幕別の情報が流れると、やはりいろんな町に親近感を持ってもらったり、そういうことにもつながりますし、とてもいいことだと思うので、ぜひお願いしたいと思います。公的機関の持っている情報は、何よりも信頼できるものと思っております。今回、災害でデマとかそういったことが広まりましたけれども、さまざまな手段で情報発信を強化してほしいと思います。

次、行きます。

町内の高台にある宿泊施設で、避難所提供の協定を結んでおりますが、町民からもっと周知をしたらいいのではないかという声があります。内容を見てみますと、連絡態勢や受け入れの手順については書かれているのですけれども、状況によっては多くの人の避難は難しいのではないかなということも考えられると思います。私が危惧しているのは、町民の間で、もう前回の台風のときも、丘の上のホテルに行こうかどうか迷っていた人もいたということなので、もう少し内容を詰めて、どういう災害があるかわからないのですけれども、どういった状態でどのくらい受け入れられるかということで、もう少し詰めることもできるのではないかと思いますし、土砂崩れとかのときはどうだとかいろんなことが考えられると思うので、整理した上で周知していただきたいと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 避難所の関係でございます。今、ご質問のあったのが、丘の上、宿泊施設と、もう一つは、高校、学校施設さんと防災協定を結ばせていただいて、緊急時の避難場所として提供していただくという協定内容になっております。

宿泊施設につきましては、常時避難可能人数としましては、420 名の収容可能人数、最大避難可能人数としては 1500 名程度入るのですけれども、今、想定している洪水ですとか、そういったときの避難勧告を出す際には、あくまでも 1 次避難所に避難してくださいと。そこに入り切らない場合は 2 次避難所あるいは福祉避難所も用意しています。それでも入らない場合は、その民間のところをお願いするというような流れで考えております。職員の配置もあるものですから、あまり一遍にたくさん広げると職員が行くことができませんので、順番に 1 次避難所、2 次避難所という形で考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番(内山美穂子) そうしたときに誘導人員も足りなくなってくると思うので、直接行くようなことになる大変なことになるので、その辺整理して説明することも大切じゃないかなというふうには思っております。

次、行きます。

福祉避難所に関わる協定、協定というか、町内に幕別町でも要配慮者利用施設の一部と緊急受け入れに関する協定を結んでおります。それで、町内に福祉避難所は1次と2次合わせて13か所あるのですけれども、これについては、開設したことを公表しなかったりですとか、運用面で課題があるなどで、仕組み自体あまり周知されていないように認識しているのですけれども、一旦避難所に行って、それから要配慮者が何人いるかとか、そういうことを整理して、それから準備をして避難所に行くということなのですけれども、やはり避難者、要配慮者の方の体調とかいろいろ考えると、直接行けるのが一番いいとは思うのですけれども、現実にはそうはなってないのですよね。協定は、相手の善意に基づくものではあるものなのですけれども、帯広市や芽室町では、要配慮者が通い慣れている施設や福祉スタッフがいる施設などが、福祉避難所として利用している協定を結んでいるのです。このような形で民間施設と連携して、災害時には要配慮者がスムーズにそういった民間の介護の専門員とか、いろんな方がおられると思うので、そういったところに行けるようなところが何か所かあればいいかなと考えているのですけれども、そういう協定の見直しはいかがお考えになりますか。

○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) 地域防災計画の資料編にも、施設の一覧載っているのですけれども、協定結んでいるというか、要配慮者利用施設一覧が載っております。町内のそういった、今おっしゃった老人福祉施設ですとか、介護施設ですとか、あと児童福祉施設もそうなのですけれども、そういったところを、状況によって使っていただくようにしたいなというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 内山議員。

○5番(内山美穂子) その要配慮者施設が、そのまま福祉施設というふうな位置付けにしているところもあるので、その辺のところは今後見直してできるものがあれば、直していただきたいというふうに思っています。

○議長(芳滝 仁) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 本町におけると言いますか、福祉避難所の考え方なのですけれども、福祉避難所というのは常時開設とかそういうことではなくて、まず1次避難所、そういったところに収容した後に、本当に配慮が必要な方、そういった方を2次的な施設として福祉避難所に収容するという考えのもとに、うちのほうでは設置といいますか、施設を配置しているところでありまして、あらかじめ近いからといって、そこに避難者を収容するという考えではなく、まずは1次避難所、指定避難所に収容した後、その中で特に高齢者、乳幼児含めて、そういった方を収容するという考えでなっております。そのこともありますので、そのことに関して計画を見直すということではなくて、計画に沿ってそのように進めていくという考えに立っております。

○議長(芳滝 仁) 内山議員。

○5番(内山美穂子) わかりました。福祉避難所の開設の仕方が、ちょっと一旦行ってから、改めてまた別のところに行くというような流れになっているというのは、なかなか現実的に難しいのではないかなというふうに感じているところでありまして、そうではないような協定の仕方をしているところもあったので、質問させていただきました。

この件に関しては以上で、次に行きます。

災害時初動対応マニュアルの整備とBCP(事業継続計画策定)の進捗状況のところ、最初の発災から初動対応については、職員災害対応ハンドブックを作成して、訓練などで使っているということでありました。また、そのときに、ことしの春に初動指示書というものをつくって、それに沿って災害本部立ち上げ訓練をしたのですけれども、見せてもらいましたけれども、とても使いやすい仕組みになっていまして、すごくいいなというふうに思いました。避難所や何かでも、ああいう形で何か似

ているようなものができればいいかなというふうに思った次第であります。

BCPに移ります。BCPの必要性を認識されているのはわかりますが、六つの重要項目のうちの非常時優先業務の整理ができていないということでありました。BCPについては、今回の地震を受けて民間企業などでも関心が高まっており、策定に向けた動きが広がってきました。

私、2年前に、まだ熊本地震が発生して二月にならないころ、防災の取組について質問させていただきました。そのとき被災された自治体では、発災直後から1年間の対応を検証報告書にまとめています。報告書では、事前にどういうふうな計画を持っていて、実際にその計画に沿ってどういうふうに対応したか、どんな課題が見えてきたなどが書き込まれています。

とても学ぶことが大きかったので参考にさせていただくのですが、まず熊本地震で甚大な被害にあった益城町と、それから熊本市のBCPの策定状況を例に挙げてみますと、まず益城町は策定しておりませんでした。場当たりに災害時、優先業務などを決めたために大混乱し、役場機能の再建が遅れたそうです。検証報告には、今後の防災計画で特に重要なのが、BCPを作成することというふうに書いてありまして、その後、策定に至りました。

また、熊本市は平成23年に策定し、24年に改定しておりますが、震災の翌々日からBCPに基づいて通常業務の休止などを整理して、臨機応変に対応しながら、市民への周知に努めました。初動においては、非常時優先業務への人員投入や部局での調整に難航することなどがありましたが、この経験に基づいて検証して改善して、より実効性の高いBCPをこの5月に大幅改定したということになります。

答弁を見ますと、来年度の前半をめどに策定するということでありました。検証結果からは、備えなしに非常事態には対応できないということがわかります。あしたどんな大災害が起こるかもわかりません。果たして何もなくて大丈夫なのかというふうに思います。何もないより、まずBCPで、ある程度決めておくことも重要です。きっとすごくちゃんとしたものをつくろうというお気持ちはわかるのですが、まず決めておいて、これを使った訓練を繰り返すことによって検証して、それがよりいいものになってくるのだと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、熊本の例を紹介していただきましたけれども、そういった熊本の例に学ぶ、あるいは北海道胆振東部地震、今ようやく避難所から仮設住宅に移ったという、本当、3か月たってようやくそんな被災地の状況なのでありますけれども、先日、厚真町の宮坂町長にお会いしてお話することがありました。ほぼ落ちついてきたので、ぜひ一度見てくれと、そんな話もありましたので、熊本の例、胆振東部の例を参考にしながら、まずはそれをベースにしたものをつくって行って、それは当然、生きたものですから、どんどん変わっていくべきものでもありますので、まずは一つベースをつくりながら、関係各部、各課で協議をした中で、幕別バージョンというものを、一旦、案から案をとった形にしたいなど。それにはやはり検討期間というのが必要ですので、それで来年度の半ばまでにはつくりたいという、そういう意味での答弁でありましたので、ともかくつくればいいのかということにもなかなかならないものですから、まずどこをベースにして検討するかということで、その検討時間も含めると、やはり来年度の半ばを目標としながらつくりたいと、そういう意味でご答弁を申し上げたわけでありました。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） では、来年度の半ば、期待しております。実は、いろいろ道内にも先進事例があって、私も探させてもらったのですが、どこも、石狩市なんかは、本庁、厚田支所、浜益支所というふうに、うちの町と似たような離れているところであって、そこもつくっているのですが、そこもBCPを作成した過程が見れるレポートなんかは添付されていて、それを見ると作り方がわかりやすいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思ひまして、次の質問行きます。

今回のブラックアウトでは、地震直後から情報がなくて、充電できないといった問題も発生しまし

て、インターネット接続環境の必要性は多くの方が認識したと思っております。熊本地震以降、住民にとって最大の情報ツールはスマホになっておりまして、避難所の公衆無線 LAN は非常に力を発揮したということでもあります。また、先週の新聞報道では、通信サービスの会社と無制限の Wi-Fi ルーターを借り受ける協定を結んだり、駅前に無料の Wi-Fi を設置する自治体の取組が紹介されていました。今回の教訓を受けて、幕別町にも公衆無線 LAN を整備することは、早急にしなければならないことと思いますが、進捗状況はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ブラックアウトの停電のときのお話でございます。確かに、今回のブラックアウトに関しては、震度 4 にも関わらず、長い停電が続いたということで、内山議員がおっしゃるとおり、スマホの電源が落ちてしまう、あるいは通信障害もありましたので、そういったことだと思えますけれども、まず充電場所、それとそういったときの情報の受発信できるような仕組みを、先ほど政策推進課長もおっしゃいましたけれども、SNS の環境を含めて、今、検討中でございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 熊本市では、熊本地震では、多くの関連死がありました。なくすためには、避難環境は大事なのですけれども、運営面で職員の対応に限界があったことが見えてきました。うちの町も一昨年、避難所が開設されましたが、そのときの職員体制について伺いたいと思います。職員体制というか、避難所担当職員が何人いて、足りたのか足りなかったのかということですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この場で、細かな数字については申し上げられませんが、あのときには、まず最初に札内中学校を避難所にしまして、それで収容人数が足りなくなったので、南小学校も避難所にしたと、そういうことでありましたけれども、当初、避難所開設したときに、防災計画上の人数は派遣はしたのですが、やはり三十数年避難所を開設したことがない、言ってみれば災害対策したことがない中で、若手の職員を結果的に派遣したと。そのことによって、何をどうしたらいいかというところが十分わからない中で派遣がされて、あの当時は、議会議員の皆さんも避難所に行っていたいて、お手伝いをいただいたわけなのですけれども、それではいかんぞということで、追加して、管理職含めて倍以上の人数を両施設に派遣をしたということでもあります。これも非常に大きな教訓になったわけで、やはり指揮をとる者がいて、その者を中心に 4 人なり 5 人なりが一つのチームとして配置されなければ機能しないということが十分わかりましたので、それを踏まえた中で、今後については対応しようということで反省事項として持ったわけでもあります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 私が言いたかったのは、本当に最初の職員体制では全然足りなくて、それで 30 年もそういう経験がない中で、突発的なことなのかもしれないのですけれども、1 回あったので、職員の体制には本当に限りがあるということで、避難所運営はやはりすぐ駆けつけられる方が運営できるような、そういう仕組みをつくってほしいというところに持っていくための質問だったのですけれども、人数のことを聞いたのは、たしか私が調べたところによると、当初避難してきた人が 900 人だったそうです、4 か所合わせて。ちょっと勘違いかも、確かではないかもしれないのですけれども。幕別町の被害者の最大人数というのは、札内地区で 4,496 人となっているのですね、被害最大の想定、直下型地震が起きたとき。

それでまた、熊本地震を参考にすると、熊本市で最初の計画で 5 万 8,000 人の最大避難者が出るということだったのですけれども、ふたを開けてみたら 11 万人が避難してきたということ。益城町に関しては、7,200 人だろうというふうには計画に出ていたのが、ふたを開けてみたら、1 万 6,000 人も避難してきたということで、もう本当に、とにかく役場の人たちは災害対策本部はあるのですけれども、まず避難所にすごい人がとられたといったことがあって、対策本部の業務が手薄になってしまって、最終的には住民の復興に影響を与えてしまうのです。

なので、そういったことを教訓にして、町の職員にも限りもありますし、災害規模によっては、想定していた全員が行けないこともあるかもしれないということなのです。それで、住民主体の避難所運営ができるような体制づくりをぜひしてほしいなと思うのですけれども、幕別町は平成27年に避難所運営マニュアルを策定しました。答弁もいただいたのですけれども、「HUG」とか、そういった訓練を何回か行っているのですけれども、そういうときに避難所運営マニュアルというのを実際に使ったかどうかお聞きしたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 「Doはぐ」のときに、避難所運営マニュアルを使ったかどうかということでございます。避難所運営マニュアルにつきましては、地域防災訓練のときにはマニュアルに沿ってやったのですけれども、「Doはぐ」のときは、実際に起こり得るいろいろな事象が生じるものですから、その対応をどうするかという考える場を設けた訓練でございますので、ちょっとマニュアルとはそぐわない訓練なものですから、結果としては使っておりません。以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 「HUG」の訓練、とても大切だと思います。そういうことも重ねていきたいですし、実際に避難所に駆けつけたときに、何か本当に見本になるようなもの、マニュアルがあれば、行った人が動けるのではないのかなと思ひまして、職員が行けるとも限らない中では、ある程度マニュアルの使い方とか使い勝手のいいマニュアルというのが必要になってくると思います。マニュアルの中でも、避難所担当職員が不在で緊急の場合、施設管理者がその役割を補完することとしているというふうに書いてあるのですけれども、施設管理者である学校管理職へ研修とかも、今後進めてほしいと思います。何より連携することが大事だと思うので、避難所ごとに状況が全く違うと思うのです。なので、平時のうちにマニュアルなどを使って、避難所運営について課題を地域で共有してほしいと思います。

次、行きます。

受援力なのですけれども、受援力って、最近、ことしもスーパーボランティアという言葉が出てきたのですけれども、また益城町と熊本の話になるのですけれども、検証結果では受援計画がなかったために、職員を受け入れてはじめて配置を決める作業に追われたり、計画の必要性を痛感したということを書いていまして、災害後に策定したというふうに書いております。西日本の被災地でも、受援計画を持っていた岡山市は、受援計画に沿って本部に受援係を配置して、スムーズな受け入れができたと思います。受援計画は、今後、道の災害予防計画の中で、道やほかの市町村への相互応援体制の整備として受援体制を整えておくという、そういった書き込みもありましたので、将来的には考えてほしいなというふうに思います。やることがたくさんあると思うので。

胆振の3町は受援計画がない中、道の災害応援協定、相互応援で、1,000人規模の人が来て、いろいろとスムーズにいったところ、いかなかったところ、いろいろあったと思うのですけれども、民間ボランティアに限って言えば、3町の受け入れにとっても格差があったと聞いています。はじめのころはボランティアの力を生かしていなかったのではないかなというふうに感じることもあります。被災者がいて、被災者のニーズを社協にボランティアセンターが立ち上がってから、ニーズをつかんでいくのですけれども、やはりそこにも町との連携が必要だと思っています。答弁を見ましたら、計画できるのですよね、災害ボランティアセンター設置運営マニュアル、こうしたものが策定することが書かれておりましたので、ぜひこうしたことをもとに共同で訓練するとか、そういった連携をとってもらいたいと思います。

あと、大事なのは、情報の共有なのです。台風の災害のときに、災害弱者の安否確認の際に、ちょっと課題があったのではないかなというふうに認識しています。誰が、どこへ動いているか、やはりこれは災害本部と共有しなければならないことだと思っておりますが、こういう計画ができるということで、より一層前向きに進めていってほしいと思います。

最後の質問行きます。

自主防災組織のことは、今までもいろんな訓練を重ねてやってきていると思いますけれども、まだまだ温度差があって、町も必要性を、ずっと講演会というか、そういう防災会議とかでお伝えしているのですけれども、やはりまだまだ十分ではないと思うのです。なので、そういったことを本当に少しでも理解してもらえるということ、災害になったら職員だけでは絶対避難所を運営できないということと、住民だけで運営することもあるということを実際に分かってもらいたいと思います。また、組織ができて自治体には、次のステップ、避難所運営の訓練をまた重ねていただきたいと思っています。

これ、幕別町は平成 28 年から防災環境課の防災危機管理係が所管して、防災事業を行っており、担当職員は一生懸命取り組んでいると、私はすごく評価しています。でも、すべきことはすごい山積みだと思います。今回、自分も質問するに当たって調べたのですけれども、今の体制では、本当に人員が足りないのではないかと思います。防災事業を継続して積み上げていくために、自主防災組織の活動を支援するなど、こういうことを担ってくれる防災担当の専門職を配置すべきではないかと思いますが、以前にも、そういった質問して、いやあまり必要性を感じていないという答弁をいただいたのですけれども、今回は地域防災マネージャー制度もありますので、そういったことでお考えが変わったのかということで、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成 28 年の機構改革で、それまで兼任だった防災担当を専任、専務にしたわけがありますので、そこは随分充実してきたなというふうに思っています。当面は、この担当がこの任に当たる中で、さらに外部からの力が必要であれば、そこは見極めながら、外部の活用も考えなければいけないときには検討したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 最後になります。

スーパーボランティアの間でも、西日本豪雨の被災地である岡山県の総社市の片岡市長の迅速で的確な行動が高く評価されていることを、最後に紹介したいと思います。東日本大震災の後、総社市大規模災害被災地支援に関する条例を策定し、国内の災害に支援活動を続けてきました。熊本地震のときに、益城町にテント村ができましたけれども、そのテント村を全面的にサポートしたのが総社市なのです。テント村が誕生するとき、片岡市長は避難所を運営する行政関係者から、公平性の観点から、車中泊している全て人が入居できない以上は、テント村は認められないと言われましたが、全員を救えないなら、目の前のたった一人の人も助けてはならないのかということと、震災時にそんなことを言っていたら、助かる命も助からないと引き下がったと思います。確かに行政は公平性を大切にします。でも、これは平時の話です。災害時は、公平性よりも大切なことがあることを、瞬時に判断しなければならない場面もあると思います。このとき、周囲の多くの人が震災時のリーダーの役割を学んだと言います。災害は想定外の事象によって起こると思います。地震から 3 か月以上が過ぎますが、被災地に一刻も早く日常が戻ることを願って質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時 55 分まで休憩いたします。

13 : 42 休憩

13 : 55 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目に、合同墓（共同墓地）を新設し承継問題などの解消を。

少子高齢化や核家族化などにより、お墓を取り巻く環境は厳しい現状であるとの報道がされています。承継も含めてお墓の維持管理が困難な状況にある人、経済的理由により墓じまいをする人、お墓の建立やお寺への納骨ができないまま、やむを得ず自宅にお骨を保管している人、身寄りがいないなど血縁や社会における無縁により、自分が亡くなった後の行方、将来に対する不安を抱いている人などから、厳しい現状を解決する手法の一つとして、自治体による「合同墓」の設置を望む声が多く出されています。

ある民間の調査では、北海道において「共同墓」は、1989年にはじめて札幌市内に1か所が設置され、以降しばらく1市だけであったものが、2013年には4市となり、2015年には新たに5市町、2016年から2018年にかけては9市町が設置していると報告がされています。「共同墓」を設置している自治体数は現在18市町となり、さらに今後2町が検討準備を進めているとのこと。

幕別町民からも出されている「合同墓」設置を要望する声に対して、町の考えを伺いたいと思います。

二つ目です。「こども食堂」などの子供の居場所づくりを積極的に。

ことし8月4日、「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin道東」が帯広市で開催されました。無料や低価格で子供に食事を提供する「こども食堂」は、子供の貧困対策や居場所づくりに始まったものですが、地域に定着し、幅広い子供を受け入れることで「支援の入口」として存在感を増し、地域の人々がつながる場になっているなどの報告がされていました。

十勝総合振興局は11月16日に「子どもの貧困対策十勝総合振興局地域ネットワーク会議」を開催し、「こども食堂」など、子供の居場所づくりの取組について議論や情報共有を行う「こども食堂部会」を設置しました。さらに、同振興局がまとめた新年度事業の重点プロジェクトでは、9項目の一つに「こども食堂」への食材提供などに協力する企業を集めた応援団づくりを広めることを掲げています。

幕別町においては2015年、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。幕別町次世代育成支援対策地域協議会では、「子どもの生活実態調査」を今年度、既に実施し、2020年度からの第2期「幕別町子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査も、今年度実施予定としているところです。「こども食堂」をはじめとする、子供の居場所づくりの議論も始まっているものと推察するところです。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 「子どもの生活実態調査」のアンケートの調査内容や方法・回収率、また回収されたアンケートでは子供の居場所づくりに対する要望は、どうであったでしょうか。

(2) 「こども食堂」は道内でも3年ほど前から広がり始め、現在は110か所以上で運営されていると伺います。「こども食堂」や学習支援といった子供の居場所づくりを、幕別町は積極的に支援していく考えはあるのでしょうか。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「合同墓（共同墓地）を新設し承継問題などの解消を」についてであります。

近年では全国的に少子高齢化の進行や人口減少等により、社会情勢やお墓に対する意識が以前と変わってきており、家族による承継を前提としたお墓の維持や管理が困難な時代となり、亡くなった方の尊厳を守り、安らかに眠ることができる新しい墓地のあり方が模索されはじめております。

また、最近の墓地に関する傾向として、管理する方や後継者の負担を軽くするため、永代貸付をしている墓地を返還し、遺骨を寺院等の納骨堂に移す、いわゆる改葬や永代供養する方が増えてきているものと認識しており、町営墓地におきましても、近年、返還する方が出てきております。

北海道内におきましては、ここ数年、公設の合同墓を設ける自治体が増えてきておりますが、町内

では13か所の寺院のうち9か所において、永代供養を含めた合葬が可能であり、中には宗教・宗派を問わない永代供養墓を設けている寺院もありますことから、当面はこのような町内寺院を利用させていただくことを基本としつつ、町としての役割を見極めてまいりたいと考えております。

次に、「こども食堂」などの子供の居場所づくりを積極的に」についてであります。

「こども食堂」については、近年、地域のボランティア、NPO法人等が子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組として全国各地において開設され、子供の食育や学習の場などの居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に展開を広げる可能性があるなど、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されております。

ご質問の1点目、「子どもの生活実態調査のアンケートの調査内容や方法・回収率、また回収されたアンケートでの子供の居場所づくりに対する要望は」についてであります。

本町では、子育て世代の生活環境や経済状況、学習状況及び居場所づくりに関するニーズを把握することを目的として、本年9月に「幕別町子どもの生活実態調査」を実施しております。

アンケートの調査内容については、北海道が平成28年度に実施した「北海道子どもの生活実態調査」の調査結果と比較検討する必要があることから、道の調査内容を基本として、保護者には家族構成、就労状況、子育て・生活環境や経済状況を、児童生徒には生活習慣、学習、人とのつながりなどをお聞きしたほか、町独自の設問として「地域の子どもの居場所づくり」について調査を行っております。

調査方法、回収率については、町内の小学校2年生、5年生及び中学校2年生の保護者720人、小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒474人を対象に、各小中学校を通じて9月27日に配付し、10月14日に回収を終えたところであり、回収率は保護者が84.58%、児童生徒が84.60%となっております。

なお、子供の居場所づくりに対する要望については、現在委託業者において調査データの集計・分析中であり、12月下旬に調査結果の中間報告がされる予定となっております。

ご質問の2点目、「こども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりを、町が積極的に支援していく考えは」についてであります。

本年1月に北海道が実施した「子どもの居場所に関する実態調査」では、札幌市を除く58市町村において「子どもの居場所」が134か所設置されており、活動別では「こども食堂」が44か所、「子どもの学習の場」が53か所、その両方の活動を行っている居場所が37か所となっております。

また、この134か所のうち行政が実施主体となっている「こども食堂」は9か所、「子どもの学習の場」が26か所、その両方の活動を行っている居場所が12か所となっております。

十勝管内の状況については、「こども食堂」が帯広市、士幌町、大樹町で各1か所、「子どもの学習の場」が大樹町で1か所、その両方の活動を行っている居場所が帯広市、芽室町で各1か所設置されており、このうち行政が実施主体となっているのは、大樹町の「子どもの学習の場」と芽室町のその両方の活動を行っている居場所の2か所です。

本町では、「子どもの居場所づくり」として、平成20年度から「学び隊」を開設し、地域のボランティア講師の協力により、小学校4年生から6年生の長期休業中の居場所づくりと自主学習の支援を行っているほか、「まっく・ざ・まっく」では周囲との社会的関係を形成することが困難な子供などの居場所づくりや交流を行っております。

また、本年9月には、幕別本町地域において個人が運営する「こども食堂」が1か所開設されたところであり、月に1回、地域の子供を対象に昼食が提供されております。

今後は「幕別町子どもの生活実態調査」や来年1月に実施する「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査の結果を分析し、子育て世帯がどのような「子どもの居場所」を必要としているのかを具体的に把握するとともに、「北海道子どもの貧困対策十勝総合振興局地域ネットワーク会議」と情報を共有しながら、「子どもの居場所」づくりについて、町として果たすべき役割を見極めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、合同墓に関わる一つ目の質問からさせていただきたいと思います。

この合同墓（共同墓地）に関わる質問は、5年前の一般質問でも出されていて、当時の町長、前町長の答弁は、こういったものでありました。

まず一つ糠内地域での合同墓をつくっているお寺の名前を挙げられて、まずはお寺だとか民間でやってほしいという思いがあるということ。それから当時ですけれども、まだ十勝管内ではやっている町村がないと思うが、全道的にどういうケースが考えられるのか、調査・研究をしたいという答弁をされていたところでありました。その答弁から比べると、今、飯田町長からいただいた答弁は、幕別町内でもいろいろとやっつけらっしゃる寺院等が増えていることもあるから、積極的にという取組ではない、様子を見ていこうという、そういう姿勢であるということは、やや周りの状況がそういう変化の中では、消極的というか、後ろから見ている、そんな印象を与える答弁であったのではないかなというふうに思っていました。

質問の際にも挙げましたように、今、自治体が住民の要求の中でもって、共同墓地、合同墓、いろんな名前の呼び方があります。合葬式墓地、合同納骨とかそういう呼び方の中で増えている。私も今民間の一つの調査を挙げて、18市町村がというふうに言いましたけれども、この調査の中には帯広市が漏れていて、帯広市も2015年4月1日から納骨開始ということでやっつけ、十勝管内の中でもそういう自治体があるということにもなっている現状があるわけでありまして。このほかにもきっと、新聞広告やホームページなどで宣伝などしてない寺院等では、やはりもっとあるのかもしれないし、民間の調査には出てこないような自治体があるのではないかなというふうにも推察するところでありまして。

前町長の答弁の中の言葉にちょっと戻るのですけれども、町営墓地の中で、大分管理がされていないところも増えてきていてというようなこともありました。そういったことの解決の手段ということでは、いろいろと町もお考えなのだと思うのだけれども、まずは一つ目、今、11、幕別町では町営墓地がありますけれども、その中でちゃんと管理が行き届いていない、そういう墓標といいますか、お墓と言っていいのでしょうか、そういうのは、大ざっぱでいいです、どれぐらいあって、それは全体のどれぐらいなのかというようなことが、まず数としてお示しいただきたいなというふうに思うのですけれども、おわかりになりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 町内にまず11か所の墓地がございまして、そのうち4か所が町で直接管理している墓地、残りが地域で管理している墓地でございまして、町で管理している墓地につきましては草刈ですとか、そういった管理をしているので、それ以外の地域墓地について、どうなのかなというところがございます。以上です。

○議長（芳滝 仁） 幾つぐらいあるの。

○防災環境課長（寺田 治） 失礼いたしました。一つの管理されていない区画の話でしょうか。

○15番（谷口和弥） はい。

○防災環境課長（寺田 治） 失礼いたしました。11の墓地のうち、今、空き区画が382区画ございます。貸し付けている墓地のうち管理されていないところ、申しわけございません、押さえておりません。失礼いたしました。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 11のうち四つが町で管理されていてということの中では、草刈等はちゃんとやられている。けれども、ちゃんとご遺族が定期的なお参りに来ているかどうかということはわからないわけですね。そして、それが町で管理してないところになると、ちゃんとまた草ぼうぼうも含めて管理されているかは、町ではつかめていないと、そういうことになってきますよね。そういう

ふうになってきますと、町営墓地、1回しかるべく金額を申し込んで納めると、ずっと対応が続くわけで、どうやってそれを整理していくのだろうということになってくるわけです。そういったことの相談もきくと、例えば遠くの遺族から、そこのお墓があるのだけれども、というようなことなどでは、担当の部署に相談がいたりするようなケースもあるのではないかと思うのだけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今、貸し付けている墓地の中で、まだ墓石が立ってないところも中にはございます。つまり貸し付けしているのですけれども、更地の状態。その状態で、草木が生えて、中には木が大きくなって、隣の墓石に迷惑をかける、そういうところも中にはございます。そういうところは、通常の墓地管理の中で、貸し付けされている方にご連絡をして、適正な管理をしてくださいというお願いをして、そして木を切っていただいたり、中には管理できないので返還するという方も中にはいらっしゃいます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今、最後におっしゃっていましたが、やっぱりもう管理できないのだという実態がそういう中ではあったりするわけです。それはもう、こういうご時世ですから、想像したとおりの答弁が返ってきたなという思いです。

それで、では管理できないから返還するというこのことの中では、返還してどうするのだということの相談にもあったりもするのだと思うのです。その答えを町は持っていらっしゃるのでしょうか。では、どうして、ああしてください、町営墓地に入っていたお骨を、墓標だったならばそれは壊してくださいということなののでしょうか、そしてお骨はどうするのだとかということの相談にちゃんと乗れるようなマニュアルなどは、お持ちなののでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 返還者に対してのマニュアル的なものですが、マニュアルはございません。先ほど例をとってご説明したのは、お骨が入っていない方も中にはいらっしゃる、更地の、その返還、あるいはお骨が入っているお墓の返還の方も中にはいらっしゃいます。通常は、返還届、改葬許可書を町のほうから発行して、お寺のほうに改葬していただくですとか、あるいは遠方の方ですと、近くのお墓に引っ越しとか改葬ですとか、いろいろな事情の方がいらっしゃいまして、1件ずつ理由をお聞きはしておりません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ご答弁の中身は理解いたしました。

なぜこのような質問を遠回りにしたかということ、いろんなそういった方が増えていっているだろうと、増えていくだろうと思うものだから、やっぱり解決の道筋を非常に簡潔な手法で町が持つておくということも、必要なのではないかなと思ったものだから、ちょっと繰り返しますが、遠回しに共同墓地の状況をお聞きしたところでありませう。

戻りますけれども、やっぱり私は町内に一定の数の寺院が、中には宗派を超えて、自分の寺院の檀家さんをとということを中心に、永代供養しているところが増えてきたのだということは大変ありがたいことだし、時代の流れにかなったことを、寺院の皆さん方もちゃんと道筋つくってくださっているのだなというふうには思うわけですけれども、それを町が、その流れでいくのだということの中で、何も施策がないというのはちょっと違うのではないかなというふうに思ったりするわけです。

幕別町民が、幕別町で育って、自分の生きたあかし、最後に幕別町の土になりたい、幕別町で骨を埋めたい、そういうふうには思うのは、それは当然ありなのだというふうには思うのです。暮らしてよかったというまちづくりを幕別町は積極的に頑張っているわけだ、その中で暮らして行く中で、幕別町に特別な愛着があつて、そしてそういう思いに至る、その最期思いにちゃんと応えることを町の施策と

して、私は持つべきではないのかなというふうに考えているわけなのです。

それで、幕別町の町民のニーズでありますけれども、幕別町の町民が最期、自分が入るお墓、お墓なのか納骨なのか、そういう合同墓なのか、どんなふうに考えているかというようなニーズ調査を、アンケートのような形式で私はやるのが大事ではないかなというふうに考えています。

それは、次の二つ目の質問にも、二つ目のというのは、こども食堂、子供の貧困調査などでも町長はとてもアンケートの結果を重視されている、そういうことがあったりする。それは私は住民との対話を大事にする飯田町長としては、正しいのだと思うのです。最後この部分で、ちゃんと住民がどう思うかということ、確認することが必要なのではないかなと思ったりするのですけれども、そういうご意思はございませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も老人クラブの皆さんとか、あるいはしらかば大学の皆さんと非常にお話をさせていただく機会が多い、呼んでいただけるうちが花だと言っているわけでもありますけれども、非常にあちこちから呼んでいただいてお話をする機会があるわけでもありますけれども、そういう中では、実は一度も、こういう欲しいという話はされたことがありません。それは、ひょっとすると私がどうですかと聞いてないこともあるかもしれませんが、少なくとも私は非常に年間通して高齢者の方とは触れ合う機会がありますので、私のほうからそういった意向もお聞きしながら、アンケートはなかなかちょっと抵抗感が私はありまして、まずは、今まで全く聞いてないものですから、触れ合いの中で、お話、意向を聞いてみたいというふうに思っております。

間違いなくこれは、需要としては増えつつあることは間違いないと、それは私も認識をしていますし、町が合同墓をつくることを否定しているわけではありません。ただ、今は民間の寺院でやられているので、町がつくることで民営圧迫のようなことにはなってはいけないということも一つはあるわけでもありますので、そういう意味で、今の民間の寺院を利用してもらいながら、町としてどうしても民間ではなくて、寺院ではなくて、町のほうでつくってほしいという声が強くなれば、それはやる時期なのかなというふうに思います。まずは、高齢者の方のお話を、私も含めて把握していくことに努めたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 町長に誰も話をした人がいないというのは、どういうことかなと。私はお年寄りと接する機会の多い、そういったこともあって、そういう話はちょこちょこ耳にしますし、そしてまた質問の論立てにも立てましたけれども、どんどんいろんな自治体が増えていっている、そういう中では、今の言葉に出ました需要というのはあって、要望がそれはあるのだということの裏付けになってくるのだというふうに思います。

どこの共同墓地も、それなりの早さでそこに骨を納めるという方がいらっしゃる、一般の寺院では生前予約も受け付けている、そういったことの中では、もうかなりやっぱり希望者がいらっしゃるようです。

それで、一つ自治体の例を挙げたいと思います。今、富良野市で、12月の議会に、富良野市合同墓についての市営墓地の条例の改正があって、その中で、富良野市合同墓が新たに加わることへの条例改正が行われようとしているところであります。昨年8月、20歳以上の世帯主について、10歳ごとに無作為抽出して1,000世帯にアンケートをとったと。そのうち回答率は35.4%であったということの数字であります。10年ごとのどの世代をとっても、8割以上の人たちが、答えが合同墓をつくってほしいという回答となったと。富良野市は幕別町よりも少し人口は少ないですが、そして観光業も大変盛んではありますが、幕別町と似たように第1次産業中心のそういう自治体であるのだという認識をしております。だからといって、幕別町と全く一緒という立場で比較はできませんけれども、その中でこういうアンケート結果が出されたこと。

それで、富良野市としては合同式墓地という言い方をするのでありますが、合同墓は必要であるという結論から、平成30年度の予算で設置が行われることとなって、そして多分もうでき上がって、今、

雪の下にあるのではないかなと思います。先ほども言いましたように、12月議会で合同墓が来年の5月1日納骨開始ということで、条例改正がされるということでありました。こういう富良野市としては、町民の要望をしっかりと、しっかりとというかアンケートの結果を聞けば、こういう結果になったわけで、幕別町がそういう住民のニーズを知らず、こう少し距離を置いて、決して合同墓地をつくるということは否定しないけれども、少し遠くから見ているのだという状況は、そんなに私はいいことではないというふうに思うのです。

改めてお尋ねします。幕別町でも町民のニーズをちゃんと把握して、そして、その結果によっては町内11あるその共同墓地のどこかに、合同墓、共同墓地のスペースを持つのだというようなことを検討すべきというふうに思うのですけれども、改めてお尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども申し上げましたように、まずは民間の寺院で、あるところは5,000体も収容できるような墓地を持っていらっしゃる、宗派を問わないでやっつけていらっしゃるわけでありまして、そこはやっぱりやっつけていることを尊重しなければならないという思いが、私の中にあります。やはり民間でできることは民間でやっていただくということが、私は本来であると思いますし、行政が絶対に墓をつくらなければならないということにはならないのだというふうに思います。ただ、町民の方が、町営でつくった墓が欲しいのだ、合同墓が欲しいのだ、ぜひそこに入りたいたいのだという思いが強ければ、それは当然そのことはかなえなければならないなというふうに思っているわけです。

実は、私の手元に、全道で今後の見込みも含めまして、24市町村の合同墓の区画数であったり、今、実際に使われている数なども集計したものがあつてありますけれども、なかなかまだ埋まっていないというかですね。例えば帯広などという話も出ましたけれども、2,000体分があつて500体、まだこれ帯広は使われているほうです。札幌市は1万9,250体あつて、これは相当古いです、1989年ですから、そのうち6,800体しか埋まっていないという実態もありますので。それともう一つは、生前の申し込みを可能とするのかしないのかということもあつて、大体半々なのです。恐らく、半々ということは、亡くなって自分の意思で入りたく入りたくないという選択ができないということになるわけで、それでもしつくるのであれば、生前申し込みというものも含めてやらなければならないなというふうに思いますので、こういった申し込みのあり方、あるいは必要な数も含めて、民間がやっていることも含めて、トータルでどうしたらいいかということ、今後把握しなければならないと。ただ、それがアンケートかどうかについては、まずは私の耳で、あるいは職員が把握した中で、声が多いのであれば、もう少し精査、精度の上がるような調査方法をしなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今、町長は、私よりももっと最新の詳しい調査を持っていて、24か所あつてと。そして、具体的に幾つかの入れる限度数、それから実際入っている数、そういったことも報告いただいたわけでありまして、民間とやっぱり公営の違いというのは、金額にあるのではないかなというふうに思います。ずっと民間でやれることとはということでありましたけれども、前町長は具体的にお寺のお名前も出していらっしゃいました。そして今5,000体というお言葉も出てきた。あのお寺なのだろうと、町長のおっしゃっているのも。私はそのお寺にも行ってお話を聞いてまいりました。大変、本当にきれいで、そしてちゃんと供養も年3回大きくやってくれて、これは自分が将来どうなるかということの中では、選択肢になると思ったし、そういうふうに思う遺族もたくさんいるだろうと、生前予約する人もいるだろうというそんなところでありました。幕別町内だけでなく、北海道、それから道外からも、幕別町に縁もゆかりもない方からも、生前予約があるのだと、そんなお話も聞いてきた。それはそれで、私は選択肢としてあると思うものだから、私自身もチラシをいただいてきて、私に相談あつた方にこういうのもありますよということでお渡しできる、そういうものでありました。

ただやっぱり、とても民間としては料金も良心的で、ほかにやっているところと比べてもずっと安

くて、利用はしやすいなというふうには思うのだけれども、今、富良野市の例を出しました。条例案は、1体1万7,000円であります。帯広の中島霊園は、帯広市民と市民以外の人でちょっと料金は違うけれども、8,000円台だというふうに思いました。そして、多くの自治体は1万円未満で1体納骨ができる、そういう共同墓地を持っている、そういうふうに私のほうの捉えとしては思っているところでもあります。そうであれば、民間のほうの金額は、やっぱりここが今、議場ですのでちょっと申し上げないけれども、やっぱりそれなりに開きがあって、貧困層、それからもう縁が遠くてちょっとそんなお金かける関係でないのだとかという人にとっては、民間の寺院は金額等のことではなかなか負担になっていくのではないかなと思ったりもするわけです。

本当に生活は大変ですから、そういう所得の低い人でも入っていけるような、そしてさっき申し上げましたけれども、町営の墓地、回収する、返還すると、そのときの行き先として、幕別町に共同墓地がありますよということも勧めれば、それはもっと墓地そのものがきれいな管理ができることにもつながると思うものだから、私はアンケート調査というふうに言ったけれども、いろんな形がある。町民のニーズを町としてはしっかり捉える、そういった取組をしていただきたいなというふうに思うわけです。町長の耳になぜ入らないかは私はわからないけれども、たくさん声はありますから、そしてそういう実態ですから、改めて町営の合同墓の有用性について、町長の考えを聞かせていただけませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まずは町民の望みがどこにあるのか、意向はどうあるのか、それを把握した上で、検討したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、二つ目に行きたいと思います。

子供の居場所づくりについて質問を立てさせていただきました。本来であれば、子供の貧困の問題、解消のために、根本的なところからお話をするということが重要なのだと思うのですが、今回はその対症療法というか、一つの今こういう現状、道内の、北海道の調査が終わって、そして今、幕別町も子供の貧困に関わる調査を行って、そして子供の居場所づくりのニーズ調査も終わって、そして集計中であるという今この段階。抽象的な質問を幾つかさせていただくことにしたいなというふうに思います。

アンケートが大事だというふうに言ったのは、町長も、この質問も、この問題もずっと子供の貧困の問題は一般質問等で取り上げられてきていて、この道の調査については、昨年の秋の一般質問の中で、結果については大変重く受けとめていらっしゃるということを答弁なさっていますし、その調査の精密度、区分ごとにちゃんと分けた上での調査結果である等のことから、幕別でも、本来この中には幕別の数字も入っていたけれども、それが区分して抽出できなくなったことによって、そのこともひとつセットにして、町民自体に、幕別独自にやっついこうということでの調査なわけであります。この調査結果、しっかりまとめてもらってからの議論が大事だと思うから、今までそういう途中の段階ですから、時期尚早な質問だったかなというふうにも思っている、そういう部分もあるのだなというふうに思っているところでもあります。

それで、アンケート回収率もなかなか高くて、保護者、それから児童生徒分、それぞれ85%に近いような回収率で、子ども生活実態調査と居場所づくりアンケートが行われたわけであります。これらの調査結果でありますけれども、北海道の場合はもう100ページにもわたるような調査報告書を出して、ホームページ上にもアップさせていただいて、11月16日のネットワーク会議の上でも、幕別町からも担当の係が参加して、議論に参加しているということも承知しておりますけれども、報告があった。幕別町はこれをどのような形で、私も大変知っておきたいと思うものですから、どのような時期に結果報告を示していただけるものなのか、その予定をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 子どもの生活実態調査につきましては、ただいま集計を行っているところでございまして、その中間報告が集計したトータルの数字だけにはなると思うのですが、それが今月の下旬に中間報告として出されるということでございます。その集計した数字を、例えば所得階層ですとか、年代別によって、クロスで集計を行いまして、それを分析した結果を3月下旬に成果品として報告書を10部提出する予定となっております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 大変その報告書の中身は期待しているということも申し上げましたけれども、議員にはちゃんと説明はしていただける、そういうことのものになりそうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現時点の予定であります、まず中間結果、これ数値の集計であります、これに基づきまして来月、民生常任委員会の所管事務調査の中で、説明させていただく機会をいただければと思っております。その後、最終的な報告書、これにつきましては3月になりますので、成果品として受けた後、町としてもその内容を十分分析して、その後となりますから、町としてもこの結果については公表も考えておりますし、説明する機会をいただければと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） そのことは了解しました。本当に注視して、結果報告をお聞かせいただきたいというふうに思います。

（2）です。こども食堂、積極的に支援をしていく考えはあるかということでもありますけれども、何度も申し上げますが、今、ニーズも調査中でありますから、でも一方で、全道的な傾向にあるようにそういうニーズが高いだろうということを前提に、幾つか質問をさせていただきたいと思うのですが、結局、今、子供の居場所ということでは、十勝管内では帯広市と芽室町がこども食堂、それから学習支援をやっていると。士幌町で、こども食堂についてやっていると。大樹町は学習支援をやっているという状況で、まだ幕別町についても個人でこども食堂を9月から開設してくださっている方がいるということのご答弁ありましたけれども、まだ道のほうでは、この数は把握していないという状況で、そういったところに、今やっていらっしゃる方が登録することを望むかどうかということもわからないですけれども、幕別町でもそういったことに取り組む方がいるということはわかりました。

それで、こども食堂など、子供の居場所づくりの担い手は、道のアンケートなどは、実際がNPOなどに委託するという手法もあるけれども、多くは個人が、あるいはボランティア団体がやっているというような状況にあって、そういった方が担い手になっているのだというふうに読み取ることができません。幕別町においては、こういった、やっぱり担い手がいなくてやっていけない中身なものですから、こういった人たちをどのようにして広げていこうというふうに考えていらっしゃるのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町においては、答弁の中にございましたように、本町地域に1か所、こういったことが広がって出てきたという状況であります。このこども食堂も含めて、居場所づくりについては、行政が引っ張っていくようなやり方しますと、なかなかうまくいかない、やはり地域が、地域の子供、また高齢者を含めて、そういった居場所づくりを、思いを持ってつくっていくことが真に大切なことだと思っております。今、さまざまな部分では、例えば、介護のことも含めて、居場所、担い手づくり、そういったことも進めております。ですから、こども食堂に限ってということではないのですが、町全体としていろんな場所で集まる機会、そういった場所をつくれる形をさまざまな機会を通じながらつくっていきたいと考えてはおりますが、今すぐどうのこうのというところは、今のところは出てきていない状況であります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 考え方としては、今の答弁は納得できるものかなというふうには思うのですけれど

ども、まだ担い手として名乗りが上がってない状況だということの中では、こんなこともやってみたいなど、ほかの町でやっているという実態を聞いて、私もそれに力を注ぎたいというような方がきつこういったものがわかれば、手を挙げてくれるのではないかなというふうに思ったりもするわけでありませう。

北海道では、「子どもの居場所づくりの手引き」という冊子をつくっているところでありませう。それは、ホームページ上からもダウンロードが可能です。見ると、やっぱり大変いいもので、子供の食堂、子供の学習の場など、子供の居場所は地域の身近な方々に運営されているのだよという呼びかけがあり、その取組がどんなものなのかをちゃんと紹介して、どんな運営の参考となるような安心・安全確保のためのポイントも紹介されていて、そういう思いのある人にとっては、いろんな最初のスタート段階の情報を提供する中身があるのだと思うのでせう。ご存じなのだというふうには思うのでせうけれども、いろんな機会に、例えばボランティア団体さんの集まりがあるだとか、社協さんの何かの集まりだとかそういったときに、子供の居場所づくりの手引きを紹介するなどして、担い手づくりに一役買う、そのことは私は非常にスタートしては大事なことなのだろうなというふうに思うのでせうけれども、その点、この手引きの活用についてはいかがなものでしょう。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、谷口議員がおっしゃっていただいた北海道の子どもの居場所づくりの手引きと、私も拝見しております。北海道における子供の居場所に関する現状、またこども食堂に関して対策、アレルギー対策も含めた、そういった食事の関係も含めて、どういった居場所がいいのかということ、この手引きに示されているところがございます。これは、幕別町民に限らず、全道の道民の方がこれを見る機会がございます。まず、これをもって、子供の居場所づくりの事例を紹介していくということも必要でしょうが、まずはそういった、今、十勝を含めて居場所づくり、幕別町もその一員であります。今後そういった十勝一体となって、この居場所づくりはこれからつくっていくかなければいけないと思っておりますので、その中でこういった道の居場所づくりの手引きも含めて、機会があれば提供することも必要かと思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。まずは、ニーズ調査をしっかりと検討していただくということ、それからこの十勝総合振興局でつくった、新しくできたネットワークに結集しながら、しっかりと情報を得ながら、子供の居場所づくり、幕別町としてはどのようなものが描かれるのか、そのことをしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

最後には、質問ではありませんけれども、北海道では、三つの自治体が、ことしの4月1日現在で、旭川市、恵庭市、稚内市の三つの自治体がこども食堂に対して、実際独自の助成金を出しているところでありませう。芽室町の場合は、NPO 法人に出している手前、そして公共施設がちょっと傷んでいたのかなと思うのですが、その修繕も合わせて結構な額が計上されていたところでありませう。法人自体には、217万円という予算が出されているようでありませう。旭川市の場合だと、会場使用料としては年額3万円、保険料は結局ボランティアさんの、それから子供の保険なのだというふうに思うのでせうけれども、そのこども食堂等に関わる、そんな金額などがかかっている。3月に結果が出て、すぐ骨格予算に反映するということは難しいことなのだろうなというふうに思いますが、そのニーズ調査をちゃんとした上で、そして幕別町としても、こども食堂などの居場所について、ちゃんと支援をしていく必要があるという判断がなされたならば、しっかりと予算等も組んで運営を手助けする、そのことに向かっていただきたい、そのことを申し上げて、私の今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、アイヌ文化の新たな交付金活用による施設整備についてであります。

政府はアイヌ民族の伝統や文化に基づいた「地域振興」「産業振興」に取り組む自治体を対象に、新たな交付金を創設する方針を固め、来年3月までに新法成立を目指し、来年度予算に関連経費を盛り込むとの報道がありました。

我が町の第6期総合計画及び第5次生涯学習中期計画では、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示している「ふるさと館」や「蝦夷文化考古館」は、老朽化が進んでいることから施設整備の検討を行うとしております。今後の方針と新たな交付金の活用についてお伺いします。

2点目、大規模停電発生を受けて今後の課題についてであります。

ことし9月6日に発生した北海道胆振東部地震（M6.7）は震度7を道内ではじめて観測し、土砂崩れに巻き込まれた方など犠牲者は41人を数え、今もなお余震が続く中、復旧・復興が進められております。道内全域約295万戸では、地震により道内最大の火力発電所である苫東厚真発電所が緊急停止し、系統のほか、発電所が設備保護のため順次停止したことにより、史上初の大規模停電（ブラックアウト）が引き起こされ、住民生活や物流、経済に深刻な影響を与えました。冬期であれば凍死者が出ていたかもしれません。

過去の一般質問、平成24年6月の質問では、泊原発全てが停止したことにより、火力発電所がフル稼働したものの、道内の火力発電所は完成後30年以上経過したものがほとんどであり、電力供給の懸念について指摘した経緯もあります。

北電は地震の影響で停止した発電所を順次稼働しておりますが、今後しばらく電力の安定供給について不安は払拭されないままであります。今回、経験したことによる課題と今後について、以下お伺いいたします。

①忠類総合支所では非常用発電機が用意できなかったとお聞きしております。業務は遂行できたのか。支障が生じた業務と今後の対応は。

②今回の停電により酪農業において、生乳32トンの廃棄が生じております。搾乳作業などには電気は不可欠であり、JAと協力し自家発電機を導入する酪農家に一部補助するなど支援を考えてはどうでしょうか。

③今回の停電時の町内の給油所の稼働状況と自家発電機の設置の有無及び国・道の補助制度を活用し、自家発電機の設置を奨励する考えは。

④泊原発が稼働していたら、ブラックアウトは回避できた可能性が大きいと指摘する専門家もおります。電力の安定供給について、今後の原発再稼働も含め、解決に向けた考えはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

「アイヌ文化の新たな交付金活用による施設整備について」であります。

自然環境や歴史的背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源であり、町民の共有財産、知的資源であります。

郷土資料を適切かつ継続的に収集、整理、保存し、公開することは、将来の文化発展の基礎となるものであり、町と教育委員会の重要な責務であると認識をしているところであります。

このようなことから、白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の先祖が残した収蔵品を陳列し、保存するために建設した資料館を昭和 41 年に町が寄付を受け、蝦夷文化考古館として管理運営しているところであります。

また、ふるさと館は、ボウリング場として建設されたものを、昭和 53 年に町が取得し、町の郷土資料を保存、展示する施設として 54 年にオープンし、一般に公開しているところであります。

蝦夷文化考古館は昭和 34 年、ふるさと館は 45 年に建設されたものであり、それぞれ 59 年、48 年が経過し、両施設とも老朽化が進んでいるとともに、貴重な郷土文化資料の保存につきましても、今後雨漏り等による資料の劣化が懸念されますことから、施設整備のあり方や資料の保存、展示方法等について検討を進める必要があると認識をいたしております。

教育委員会では、これまでさまざまな角度から、そのあり方等について検討を進めてまいりましたが、より具体的な検討を行うため、平成 24 年 6 月に町文化財審議委員会に町指定文化財の保管と活用について諮問し意見をいただいたところ、「両施設については、新設、改修等の早急な対応が必要」との答申があったところであります。

この答申を踏まえ、「先人の遺産を後世に伝える」という基本理念を掲げ、その具現化のために「資料収集機能」「整理・保存機能」「公開・普及・教育連携機能」の目指すべき三つの機能を有する施設の整備方針として、「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」を作成し、平成 27 年 3 月に町文化財審議委員会にお示しをし、ご意見をいただいたところであります。

基本構想(案)に対する本委員会からの意見といたしましては、「各種資料の保存管理の上からも両館は合築が望ましい」「資料の適正な保存管理のため、空調の整備を望む」「ふるさと館の建て替えについては、現敷地にこだわらなくてもよいのではないか」などのご意見をいただいております。

基本構想(案)では、新たな郷土文化資料館として、ふるさと館と蝦夷文化考古館の機能をあわせた施設を新築し、建設位置につきましても、現蝦夷文化考古館敷地としているところでありますが、ふるさと館を別の場所、蝦夷文化考古館を現在の敷地で新築することもあわせて検討することといたしております。

教育委員会といたしましては、現在、郷土文化研究員や郷土文化特別相談員の協力を得ながら、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の収蔵資料台帳と収蔵資料の確認作業等を進めており、これをもとに、新たな資料館のコンセプトや適正規模等を考慮した基本構想を策定してまいりたいと考えております。

また、国において、アイヌ民族の伝統や文化に基づいた地域振興、産業振興に取り組む自治体を対象とした、新たな交付金を創設する方針を固めたとの報道があったところであり、新交付金は従来の福祉関連を中心としたものから、地域振興や産業振興など総合的な支援を目指すものとのことであります。

現在、その詳細について、国からの正式な通知はありませんが、今後も情報の収集に努め、施設の整備が対象となる交付金が創設されましたら、有効に活用してまいりたいと考えているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 小島議員のご質問にお答えいたします。

「大規模停電発生を受けて今後の課題について」であります。

本年 9 月 6 日に発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」では、道内全域において大規模な停電が発生し、町内においても大きな影響を受けたところであり、このような自然災害に伴う非常事態に備えて、平常時から防災減災に意を用いることが肝要であるとともに、災害発生時においては、被災住民への対応を迅速に行うことが町としての重要な役割であると改めて認識したところであります。

ご質問の1点目、「忠類総合支所に発電機が用意できなかったことにより業務が遂行できたか、また支障が生じた業務と今後の対応は」についてであります。

忠類総合支所では、停電時に外部電力を受け入れる受電設備がなかったことから、平成29年度に受電設備工事を行い、発電機については災害協定を締結しているリース会社から提供を受ける考えのもとで停電に備えておりました。

しかしながら、今回の停電時は、季節的に農業、建設業等の繁忙期であり、支所の仕様に対応できる大型出力でパソコン等電子機器を安定的に作動させることができる発電機が貸し出し中であったため、発電機を確保することができませんでした。

このため9月6日は終日にわたり、窓口での住民情報、税情報等の諸証明発行業務をはじめ、机上でパソコンを使用する事務を行うことができませんでした。

当日は、午前7時30分に「停電により支所において諸証明の発行業務ができないことと緊急で証明書等が必要な場合には、幕別本庁舎及び札内支所で交付できること」を防災無線でお知らせし、その後、7日未明に通電いたしましたことから、7日の始業時から平常の業務態勢に戻りました。

次に、今後の対応についてであります。

10月11日にリース会社と発電機の確保について再確認を行いました。専ら幕別町用に取り置きするなどの対応は保有台数に限りがあることから困難であると確認したところであります。

こうしたことから、住民の皆さんにご不便をおかけすることのないよう、ネットワーク接続機器やパソコン・プリンターを稼働し得る能力を備えた自家発電装置あるいは蓄電池等の整備による対策を検討しているところであります。

ご質問の2点目、「JAと協力し、自家発電機を導入する酪農家に対して一部補助するなど支援する考えは」についてであります。

本町における大規模停電による生乳の廃棄につきましては、乳業工場の一部が生乳の受け入れを停止したため発生したものであります。自家発電機のない酪農家での搾乳作業につきましては、各農協や酪農家個々が発電機を借り上げるなどして対応したところであります。

自家発電機導入に対する補助につきましては、国がさまざまな支援策を講じているところでありますが、本町におきましては、町内の各農協が事業実施主体となり、酪農経営支援総合対策事業等により、非常用電源装置導入に係る経費の2分の1の補助を受け、自家発電機32台、配電盤25台の整備を予定しているところであり、これにより農協所有の発電機を含め、町内搾乳農家の約85%に自家発電機が整備されることとなります。

なお、本町における支援につきましては、ゆとりみらい21推進協議会の畜産振興対策専門部会において協議していたところですが、「幕別町農業ゆとりみらい総合資金」における自家発電機購入に対する無利子貸付を行う予定としております。

ご質問の3点目、「町内の給油所の稼働状況と自家発電機の設置の有無及び国・道の補助制度を活用し、自家発電機の設置を奨励する考えは」についてであります。

現在、町内には幕別本町地域に5か所、札内地域に5か所、糠内・駒島地域に3か所、忠類地域に2か所の合計15か所の給油所があります。

今回の停電発生日の9月6日においては幕別本町地域で5か所、糠内地域で1か所、札内地域で2か所、忠類地域で1か所の計9か所の給油所において営業が行われ、このうち自家発電機を備えている給油所は、幕別本町地域1か所、札内地域1か所の計2か所で、残り7か所の給油所については、タンクローリに積載分の軽油や灯油のみを販売したほか、リースによる発電機や手動式の給油ポンプを使用して営業を行ったとお聞きしております。

国では、平成28年4月に発生した熊本地震を教訓に、災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、31年度までに全国で8,000か所の給油所に自家発電機の購入費用を補助し、地域の燃料供給拠点としての役割を果たす「住民拠点サービスステーション」の整備を進めております。

北海道においても今回の道内全域にわたるブラックアウトを契機として、主要な給油所200か所に

自家発電機を導入するための補助制度が創設されたところであります。

町内の給油所でも、このような国の補助事業を活用し、平成 29 年 4 月に幕別本町地域で 1 か所、本年 10 月には札内、忠類地域の各 1 か所で整備され、さらに現在申請中の札内地域の 1 か所が、31 年度までに整備される予定であります。

このほか、4 か所の給油所が、北海道の補助事業を活用して今後の導入を検討しておりますことから、将来的には幕別本町地域で 4 か所、札内地域で 3 か所、忠類地域で 2 か所の合計 9 か所の給油所で、非常用の自家発電機が整備される見込みとなっております。

ご質問の 4 点目、「電力の安定供給について、今後の原発再稼働も含め、解決に向けた考えは」についてであります。

北海道電力のこれまでの電源構成は、ベースロード電源である石炭火力、原子力、水力、地熱に加え、石油火力、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーにより、電力バランスをとり発電しておりましたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、泊原子力発電所が運転を停止し、現在、火力発電が 75%、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーが 23%の電源構成となっており、大部分を火力発電に依存している状況にあります。

現在、国の第 5 次エネルギー基本計画では、2030 年に向け、原子力の依存を可能な限り低減することを目指すとしておりますが、当面の間、電力の安定性を確保し、バランスがとれた電源構成とするため、今後、原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会による新基準に適合し、安全性が確認されたものから順次稼働していくものと考えております。

また、北海道電力では新たに石狩湾新港に LNG（液化天然ガス）発電所を建設しており、2019 年 2 月に 1 号機の運転が開始され、順次 2 号機、3 号機が建設されることにより、合計 170 万キロワットの発電量が見込まれることから、道内における大型発電所が分散し、電力の安定供給体制の確保に向けた対策が講じられつつあると認識しております。

さらに、家畜ふん尿を原料とするバイオガス発電については、再生可能エネルギーとしての安定性はもとより、飼養形態の変更や規模拡大を目指す十勝の酪農家にとって、環境問題や労働力不足などを解決する、重要な家畜ふん尿処理施設でもありますことから、十勝町村会としても、10 月 10 日に設立された「十勝バイオガス関連事業推進協議会」の一員として、系統連系など課題解決に向けて、要請活動に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、引き続き国や電力会社の動向を注視し、当面は町民の皆さんに無理のない節電の協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

まず、アイヌ文化の新たな交付金活用による施設整備についてでありますけれども、蝦夷文化考古館につきましては築 59 年、ふるさと館につきましては築 48 年経過ということで、施設の老朽化が大変進んでおられるということで、昨年の 6 月に野原議員が一般質問で取り上げて、かなり議論もされていたところなのですが、建築場所につきましては、蝦夷文化考古館については現在の敷地というふうに考えていらっしゃるということで、このことについては、地元のアイヌの方々にとって、この地域が非常に大事な地域であるということでありまして、あの場所に建てるのがやはり望ましいであろうというふうに私も思っておりますけれども、町としても土地の取得が進んで、生活館まで約 3,000 平方メートル取得をされているということで、あとは蝦夷文化考古館はそのままの場所ということでもありますけれども、あとはそのふるさと館と合築するのか、ふるさと館は別の場所にするのかというところで、検討がなされているかと思うのですが、あとは一番問題になってくるのはやはり財源だというふうに思います。

報道によりますと、国のほうでこれまでアイヌの政策については福祉政策中心で行われてきたようでもありますけれども、地域振興、産業振興など総合的な支援を目指すということで、新たな交付金を

創設されるということで報道があったところなのですからけれども、このことに関して、国のほうから町のほうに問い合わせがあったというふうにもお聞きするところなのですからけれども、そのときにはどういったやりとりがあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 国からの意見照会ということで、町の福祉課のほうで、アイヌの人たちの福祉の推進ということで、生活館ということを所管しておりますので、国からの照会にあっては、委員会の文化の継承も含めて協議しながら、町福祉課を通して道、国に出したということがありますので、私のほうから意見の内容について答弁をさせていただきたいと思います。

国では、アイヌ政策のあり方について、新法の制定を含めて検討が進められるということで、その中で、検討の中では新たな交付金、地域振興、産業振興を含めた交付金の創設も検討していると。

その中で、各市町村において、どのような支援が必要だということの意見を求められたところがあります。町といたしましては、生活館の老朽化も進んでいるということでありますので、生活館の整備に関する支援、また考古館含めた文化、伝承、保存含めて、そういった建築の支援。もう一点は、アイヌ文化の専門家登用により係る財政支援ということです。この3点を町の必要な支援として国に提出したところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 意見を求められ、お伝えしたというところだと思うのですが、やはり財源については、町の単費ではかなり厳しいものがあるかなと思うのですが、まだ詳しいことに関しては、通知が出ていないということで、補助率も何割とかなんていうことも不明だと思うのですが、やはりこういった交付金を活用しないと、費用を要するこういった施設整備については、交付金活用の後押しによって少しでも前に進んでいく、そういったことも大事なかなというふうに思っております。

これまでは、そういった財源について、こういったことが検討されてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 財源につきましては、特に考古館ですとかふるさと館の資料館的な要素のものについては、特段補助金とか交付金という制度はございませんので、もし建て直したり改築する場合につきましては、現状では基本的には単独、単費という形で考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） やはりそういった文化に関するということになると、なかなか交付金とかあまり耳にしないことも多いのですが、やはりこういった国が今先導してやろうとしておりますので、せっかくのやはりチャンスですので、絶対にこういった機会は逃さずに整備のほうに少しでも進めていただきたいと思います。

それで、こういったアイヌ文化ということでもありますけれども、アイヌ文化の継承、それとアイヌの方々、昔から住んでおられる千住地域の、やはりその地域の地域振興、また働く方の雇用とかにもそれはつながっていくことだと思いますので、そういったことも大事なことだなというふうに私は思っているのですが、交付金の詳細がはっきりして確定した後、こういったスケジュールとなっていくのか、大まかなスケジュールということなのですからけれども、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 交付金の詳細がはっきりした後のスケジュールでありますけれども、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、現状におきましては、仮称であります、「幕別町郷土文化資料館整備等」基本構想の案をつくって、今の段階であります。ふるさと館、蝦夷文化考古館にも多数の展示物、収蔵品がございますので、新たな考古館を建てるにしても、こういったものを展示すべきか、

またその展示しないけれども、保存すべきものなのか。そういったことを現在町の郷土文化研究員を中心に調査をしているところでありまして、その調査が資料がたくさんあるものですから、なかなか進んでいないというのが現状ではあります。

しかしながら、我々といたしましても、できる限り早くやりたいという気持ちはありますので、現状に関しては、そのスケジュール感はお示しすることは難しいことではありますが、できる限りスピード感を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） スピード感ということなのですが、きちんとこの交付金活用できる時期に、きちんとタイミングよくそういった資料の整理も済まされるように進んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、大規模停電を発生を受けて、今後の課題についてということで、道内全域でのブラックアウトということで、本当にはじめてのことでありました。

それで、①忠類総合支所で、非常用発電機が用意できなかったという点についてでありますけれども、役場本庁舎と札内コミプラについては、自家発電機の備えがあり業務が遂行できたというふうに思っておりますけれども、忠類総合支所については、答弁によりまして、災害協定を締結しているリース会社から提供を受けるという考えのもとで備えてきたということで、実際にそういう備えではあったのですが、今回、停電では、大型出力の発電機が貸し出し中で確保できなかったと。それで9月6日終日業務ができず、通電をしてから平常の体制に戻られたということでありまして、忠類地域の方々にもご迷惑をおかけした面もあるかと思うのですが、この大型出力の発電機が必要だということなのですが、ちょっと細かい点にはなるのですが、シャッターが動力電源として組み込まれているという話も聞きまして、そういった大きなものと切り離して考えれば、もう少し小さな発電機で済むのではないかという話もちょっと聞いたのですが、ちょっと私、技術的なことはわからないのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（川瀬吉治） 小島議員おっしゃるように、全体的なコミセンを全て稼働させるというような前提で発電機を用意したのですが、後のほうの答弁にもありますとおり、部分的に小さな発電機を稼働しながら、必要なところだけを動かすというような考え方で、今後、対応していきたいという考え方に立っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） やはり災害時、いざ災害となりますと、こういった総合支所が、忠類の地域の方にとって、防災拠点となっていくわけですから、そういったきちんと発電機の整備とかは、停電にならないようにということは当然大事なことはあるのですが、今後、リース会社のほうで幕別用に取り置きは難しいといったお話もありました。それで自家発電装置や、蓄電池等の整備を検討しているということで、これはリースということではなく、きちんと常備整備するというふうに受け取ったのですが、こういった蓄電池などはどういったものかあまり聞かないのですが、これできちんと停電のときとかに対応できるというのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（川瀬吉治） 幕別の旧庁舎でも災害時のバックアップの蓄電池を通して、その後にパソコン等をつないで活用しておりまして、北電等から電気が来なくなっても、そこにある蓄電池を通してパソコン、ある程度の短期間で稼働させるという考え方は、その蓄電池に対して、発電機をつないで、電気を供給していくという考え方で考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今回、停電でこういったことになってしまったのですが、それでしたら最

初からリースではなくて、はじめからきちんとしたものを整備しておけばよかったのかなというふうにも思うのですけれども、やっぱりこういったものにはいろいろ費用とかそういったことも絡んでくるから、やはり思いとどまった部分もあるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（川瀬吉治） そういういろいろなケースの想定をできていなかったと言われれば、できていなかったと。全体を動かすというところから発想して、そこがちょっととらわれてしまいました。発電機がなければ次という考え方が思い浮かばず、1日分停電して使えなかったということになりましたので、今回、教訓として受けましたので、個別に必要なところだけ電気を通じて稼働させていくという考え方を、早い時期に導入したいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 停電ときちんと対応できるように、忠類の皆さんにご迷惑をおかけしないような形で整備を進めていただきたいと思います。

あと、ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、忠類総合支所に限らず、全町的なところについても支障がなかったのかというところ、ちょっとお聞きしたかったですけれども、聞き方が悪かったので、ちょっと1点だけお伺いしたいと思いますけれども、町民に対しての携帯電話の充電場所の開設についてなのですけれども、充電場所については、9月6日の日中の時点で、町民のほうから充電したいといったような声が上がってきたのだらうと思うのですけれども、実際には9月7日13時開設ですね。札内コミプラについては、役場や忠類より3時間遅れで開設をされているのですけれども、こういった充電場所、要望も早く来ていたと思うのですけれども、もう少し早く開設できなかったのかという点でありまして、札内コミプラの遅れも、どうしてこういう遅れが出てしまったのかなというふうにも思うのですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 携帯電話の充電については、ご要望があったということは私ども認識をしておりますけれども、各施設において、やはり電気がきちんと通電されてからということでありまして、言ってみれば、今の自家発電で動かしている間には、なかなか外部に電気を通電させることができないというところで、そういったところで時間がちょっとかかってしまったというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 停電については、今回を教訓にし、もう少し早く開設できるというふうな考えでよろしかったですか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） はい、今回ちょっと充電については、私どもも考えていなかったというところも確かにありまして、今後はそういったところ、町民の方に困らないような体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今回の教訓を大事に、今後早く開設できるように努めていただきたいと思います。

②の酪農業の、酪農家に対しての発電機購入の補助についてでありますけれども、特に忠類地域では酪農家の方が多くて、主要な産業となっておりますけれども、とりわけ、酪農では電気が不可欠ということで、今回の停電では大変なご苦勞をされたというふうに思っております。

それで、この発電機の購入に関しては、5年前に東口議員が一般質問でされておまして、補助制度を設けていただきたいということであったのですけれども、なかなか新たな補助制度は難しいといった残念な答弁ではあったところなのですけれども、それで、今回、本当に異常事態、全道停電ということが起きたわけなのですけれども、この自家発電機は、各酪農家の方が、保有している方と保有していない方いらっしゃるかもしれませんが、今回、停電で保有していない方についてはJAなどから発電機を借りて使い回しをして、何とか搾乳はできたというふうにはお伺いはしております。ただ、乳

業メーカーによっては、工場に自家発電機の備えがなく、受け入れができないということで、そのため生乳 32 トンの廃棄処分被害が起きてしまったということでありませけれども、この廃棄処分については、ホクレンのほうで被害の 2 分の 1 補償をされるというふうな話も聞いてはいるのですけれども、今回使い回しで何とか搾乳はできたというふうなことで聞いていますけれども、ただ、本来の搾乳の時間帯から使い回しとなりますと、だんだんとずれていってしまうということで、牛にとって、もちろん乳房炎とかいろいろなことでよくないことでありますから、いろいろな被害にもなっていくということで、やはり各酪農家で自家発電機を保有することが望ましいということで、今回、質問に臨んだわけなのですけれども、答弁の中では、今回、各 JA が主体となりまして、恐らく国の制度だと思えますけれども、酪農経営支援総合対策事業ということで、そちらのほうで導入経費、2 分の 1 補助されるということで、今回、自家発電機が 32 台、配電盤 25 台整備をする予定ということの答弁がありました。こういった導入が進められるということは、非常によかったというふうに感じているところであります。

それで、町の直接的な支援にならないのかもしれませんが、冬期の暴風雪、雪害、ほかに災害等もあるかもしれませんが、地域でのこういった停電も考えられるのかなと思うところでありまして、例えば、町内の JA 間同士で、そういった発電機をお互い貸したりする、そういったことができる仕組みづくりなどということも、内部で検討はされていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） ご質問のありました、自家発電機等の融通なのですけれども、現在、ゆとりみらい 21 推進協議会の畜産振興対策専門部会というところで協議しておりまして、町内に 89 戸の酪農家があります。それぞれの酪農家ごとに、現在自家発電機の有無、それと配電盤の有無、酪農業に必要な電力の優先順位、それとそのほかに水源の確保、それらを個々に農協を通じて調べておりまして、最終的には幕別町の酪農経営の災害対策マニュアルというものを作成して、農協間での発電機の融通ですとか、地下水等の水源の確保等を目指しているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 情報いろいろ教えていただきました。

次、③に移りたいと思います。給油所に関してなのですけれども、町内 6 か所で今回の停電で営業できなかったという答弁でありました。我々町民にとっても燃料の確保ができるのだろうかという不安もすごく大きかったですのですけれども、自家発電機を備えていた給油所は 2 か所。営業できたとしましても、リースで発電機を借りたり、また手動も行ったということで、でも手動という、手で回すということなのですけれども、お聞きしましたら、10 回ぐらい回してようやく 1 リットル給油できるなんていう話で、そうなりますと、10 リットル入れるのに 100 回も回さなきゃいけないということで。それを交代でやったという話もお聞きしまして、本当に疲労感といいますか、本当に時間を要する大変な思いをされた給油所もいらっしゃるということであったのですけれども、今回、道のほうからはその自家発電機の補助に関してですけれども、今回の停電を受けて、給油所 200 か所にその補助 5 億円、補正予算で計上したということで、1 か所当たり 250 万円。

また国のほう、経産省のほうで、この平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓にということで、これは住民拠点サービスステーションということで、平成 31 年度までに全国 8,000 か所整備を目指すということで、これは大規模災害で停電しても、自家用車の給油ができるように、災害時にきちんと営業することを条件にという形で設置をするようでありませけれども、これも国のほうで 1 か所当たり上限 250 万円全額を補助するというので、それで今回の全道停電で、さらにこの住民拠点サービスステーションに関しては、国のほうも強化を図っておられるようでありませけれども、この住民拠点サービスステーションというのが、停電前からあったのですけれども、我が町では、幕別地区だけ 1 か所あったと思うのです。それで、人口の多い札幌では、1 か所もなかったのもでして、これは必要だなど

いうふうなことで、質問で取り上げたのですけれども、実際、答弁ではかなり設置が進むという話ではあったのですけれども、札内で営業が実際、今回、札内で営業できた給油所2か所ということではあったのですけれども、1か所は自家発電機は有する給油所であったのだけれども、道などからの要請があって、緊急車両のみの対応になったというふうには聞いておりますし、札内のもう1か所の給油所は、なかなか通常の営業のようにはならなかったと。

そういったことで、なかなかやっぱり町民の方の一般の自家用車の給油、またそういった燃料の確保、冬期なんかは灯油の需要が増しておりますけれども、そういったことで、いろいろ心配だなと思いついて、やっぱりこの住民拠点サービスステーション、もう少し、札内は特に増やしていったらいかなとは思っていたのですけれども、それでこういった補助制度があるということで、ぜひとも活用していただきたいなと思いついてはいたのですけれども、今回ブラックアウトの影響も甚大だったということで、各給油所さんも早急に動かれたようであります。

早速10月から国の補助事業を活用され、道の事業も活用されということで、将来的には札内3か所、幕別4か所、忠類2か所というふうな形で自家発電機整備がされるということで、これも非常に良かったなというふうに思っております。今後も国、道の補助事業、こういったものがあるのだということ、活用できるのだということ、町のほうから給油所さんのほうに対して情報提供というのは変わらず進めたいなと思っておりますけれども、特にこういう災害時に、こういう営業していただける給油所があるのだということ、これから申請とかされて実際そうなるようになっていくのでしょうか、そういう災害時に開いてちゃんと給油できる場所があるのだと。そういった情報を町民の方に知らせるといことも大事なかなというふうに思います。

これは、給油所の方がみずからおっしゃってました。ご高齢の方は、インターネットとかSNS利用しない方が多いので、大変に情報が入りにくいと、不安感も大きいということで、そういったネットとかに頼らない方法で、こういう給油所は災害時でも営業しているところがあるということ、きちっと周知したほうが良いというふうにおっしゃってました。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 給油所のご質問でございます。

小島議員おっしゃるとおり、札内地域に1か所、幕別本町地域に1か所、発電機を保有するスタンドがございました。札内地域につきましては、議員おっしゃるとおり、緊急車両のみということで、給油制限がかかっております。残りのスタンドにつきましては、手動のポンプあるいは発電機をリースして営業したと。

その情報の周知ですね。情報の周知に関して、登録制メールですとか、そういったことで周知はするのですが、今後、今回のブラックアウトを受けて、十勝全体で、十勝総合振興局で大規模災害時の生活関連情報のホームページを立ち上げて、そこに正確な情報を集約しようということも含めて十勝全体で取り組んでおりますので、そういったところで情報を集めて、大事なのは間違った情報でスタンドに並んでしまう。その状況を見て、ガソリンがなくなると思って、また並んでしまう。並んでい車も、給油制限10リットル、15リットル制限がかかりますので、入れた後また後ろに並ぶという状況が今回あったのですね。ですので、こういった、まず誤った情報を防ぐ、正しい情報をどうやって伝えるかということで、今、十勝全体で取り組んでいるというところがございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 情報、正しい情報ということでもありますけれども、十勝全域でやっていくということですので、取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、④に入りたいと思いますが、泊原発が再稼働していたら、ブラックアウトは回避できたと指摘する専門家もいらっしゃるということでありますけれども、中でも東京工業大学の奈良林直特任教授によりますと、泊原発は1から3号機の総出力が207万キロワットで、全3機もしくは3号機91.2

万キロワットのみが稼働していたとしても、苫東厚真火力発電所に集中した運用にはならないので、需給バランスの崩壊は起きなかった。原発を止めているリスクのほうが浮き彫りになったというふうな見解を申しているところなのですけれども、実際に私も10月に厚真町さん、安平町さんの被災状況を見させていただいたり、泊発電所と北電の本社も見学、ご説明もいただいたところなのですけれども、その泊と北電の方から、両者からのお答えが、原子力規制委員会の審査が通らないと、泊原発再稼働はできないといった、結論から言うとそういうことなのですけれども、そういったお話でありましたし、北電さんのほうからは、いかに安全を安心につなげていくのか、皆さんの安心につなげていくのか、これは永遠の課題なのだけれども、しっかり取り組んでまいりたいと、私には真摯な姿勢として映ったところでもあるのですけれども、この再稼働に向けて、規制委員会の安全審査がもう5年も過ぎて、いまだ続いて長期化しているというふうに思っております。

本州では九州の川内原発や、福井の大飯原発など、もう再稼働が進んできているところなのですけれども、まだ、今回はブラックアウトが起きた北電、全道道内では、本当にまだ頓挫している状況でありまして、それでも何とか10月には泊原発の敷地に活断層があるかどうかのところで、かなりせめぎ合っていたのですけれども、そこは活断層ではないというふうな、33万年以前の地層だということで、規制委員会の方にご理解をいただいたのですけれども、あと2点ほどまだ残っておりますね。

海の中の断層、これが超音波検査で断層がないというふうな、結果は出ているのですけれども、規制委員会のほうでは、もし断層があったと仮定して耐震対策をとるよという、これは追加対策が必要になってくる。また、国交省の基準に合格している防潮堤なのですけれども、本当に液化化しないといえるのかと問われて、防潮壁の建設が必要であるというふうなことで、だんだんこの2点について、まだ頓挫はしている状況なのですけれども、それでご答弁の中には、石狩湾新港火力発電所、これは新たに建設するので、1号から3号機、170万キロワットの発電量があるので、電力確保が講じられつつあるというふうにおっしゃってございましたけれども、これ本当に大丈夫なのでしょう。2号機、2号機は2026年12月に運用開始でありますし、3号機は、2030年12月運転開始であります。もう8年とか12年の後の、後々の話にこれはなってくるのです。

それでなかなか電力のほうが、そもそも安定供給、私はされていないと思うのです。このご答弁本当に大丈夫と言えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 建築年次については、小島議員がおっしゃったとおりであります。ですから、徐々に整えられつつあると、そういう意味でお答えをしているわけで、大丈夫か大丈夫でないかは、北電が事業主体でありますので、私は立場からは言えませんが、今の計画がそうなっているというのは間違いないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 電力確保を講じられつつあるというふうにおっしゃっていたものですから、それは大丈夫なのかなというふうな受け止めているのかなというふうに思ったのです。それで、電力供給の不足していること、またいまだ綱渡りの状況であります。ブラックアウトの危険性あることは変わりない状況なのです。

それはちょっと数字上でお話しいたしますけれども、泊原発以外の全ての発電所が故障することなく全て動いていたとしても580万キロワット。しかし冬期の最大需要は530万キロワット必要になってくるということで、これ残り50万キロワットしか余剰がないのです。それで今、北電のほうでも無理のない範囲での節電をとるという形で呼びかけてもおりますけれども、同じような地震災害が来た場合に、これから冬を迎えるのですけれども、苫東厚真、例えば3基165万キロワットも停止すれば、もう確実に供給不足なのですけれども、そうでなくても、苫東厚真の2号機60万キロワット、4号機70万キロワット、どちらか停止しただけでも、これも供給不足です。

そういったこともあるし、あと火力発電所自体がほとんど老朽化している、トラブル増加傾向にあるということで、今冬もブラックアウトに陥る可能性は十分あり得るということでありまして、原発

の話に戻すとすれば、原発を動かせば3基全部合わせれば207万キロワット発電できるので、仮にこういった火力発電所とか停止しても大丈夫ということになってくるのですけれども、本当に冬、厳しい寒さがまだ続いていくわけなのですけれども、まだまだ全然予断を許さない状況で、我々きちんとそこは自覚しなくてはならないことだと思うのですけれども、今回の地震、ブラックアウトで、これ本当に冬に起きていたらどうなっていたのか、もっとこれは悲惨な状況になっていたというふうに思います。

ライフラインも、今回水道を使えましたが、水道凍結でこれは使えなくなる、凍死する方もいらっしゃるかもしれないということで、こういった電力が本当に生命に直結するということを、私は感じているところなのですけれども、泊原発についてはいろいろと反対を唱える方いらっしゃるそこは十分承知はしておりますけれども、こういった数字上であらわしてみても、電力の供給不足、ブラックアウトの危険性あることに変わりはないということでもありますので、これは幕別だけの問題ということにもならないのかもしれませんが。広域的に十勝管内の自治体とともに、そういった泊原発の稼働に向けて、何かできないのか。

もしくは、これは政治判断、政治決断で、今回ブラックアウトという危機的状況に陥ったものから、そういった政治判断ですぐにでもできるのかもしれませんが。その辺、国に対して何かできないのかという考えもあるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 電力が安定供給できないから、原発を再稼働させるというのは、全く危険な話でありまして、これは原子力規制委員会がお墨つきを与えたもののみ稼働ができるということになっているわけですから、そこはいかに政治判断と言いながらも、人の命を預かるような政治判断というのは、私はできないと思いますし、まずは安全性が確保されて、原子力規制委員会がお墨つきを与えた、そして稼働という道筋になるとかというふうに思います。

ですから、その間については、北電も何とか余裕の5%を持ちながら、乗り切れるのではないかと。そのためには無理のない節電もお願いしたいのと言っておりますので、そこは我々もそういった形での協力、呼びかけということ、町民に対しても引き続き行っていかなければならないわけでありまして。

ですから、今、受給は逼迫するでありましようけれども、それが直ちにブラックアウトに結びつくとは私は考えておりませんし、そこは十分、今回のブラックアウトについては、検証委員会も検査をしていますし、北電も対策を講じております。北本連系についても90万キロワットまでいけるだろうと、いく予定というふうになっておりますので、そういったことのトータルの中で、私は北電がしっかりと対応していただけるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 安全はもちろん大事なのですが、実際ブラックアウトになって、これが本当に冬だったらどうなのか。やっぱり凍死者が多々出ていたと思います。そのやっぱり生死の隣り合わせの部分もあるという、だから何を選択していくかということだと思うのですけれども、そういった観点に立てば、私は、今、原子力の稼働も必要なことだいうふうにとっております。

なかなか平行線になると思いますので、この辺で終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わりたいと思います。

この際、16時5分まで休憩いたします。

15:55 休憩

16:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

小中学校における不登校の実態と対策についてです。

小中学校における不登校の問題については、学校関係者のみならず、地域一体となって解決に向けて取り組まなければならない課題であります。

さらに、不登校の原因については一律ではなく、さまざまな要素が含まれており、学校特性や地域特性あるいは学年の特性、家庭環境などを含むさまざまな視点での判断が必要であります。それゆえ、対応に当たっては、柔軟かつ丁寧な対応方法が必要であると考えます。

幕別町においては、教職員の日ごろの児童生徒への指導ではもちろんのこと、教育委員会では、かねてより「スクールカウンセラー活用事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」「心の教室相談員配置事業」「子どもサポーター配置事業」「いじめ問題等対策委員会」を立ち上げるなど、常日ごろより課題解決に向けてさまざまな取組を推進しており、それらを担う方々も日々ご尽力されていることは承知しております。また、それらの取組によって、解決をしている事例も多いと聞いております。

しかしながら、ここ数年の不登校の件数を見ますと、まだまだ完全な解決には至っておりません。健やかな子どもたちを育てる学校教育環境や地域環境に向けて、さらなる分析と研究並びに対策が必要と考えます。これまでの教育委員会の取組の成果と課題並びに今後の対策について、以下のとおり伺います。

(1) 過去5年間の小中学校における学年別の不登校の件数と原因及びそれらに対する町の見解。

(2) これまでの取組に対する成果と課題。

(3) 課題解決に向けて、今後の対策方法。

(4) 今後、幕別町でも件数が増えると予想される SNS によるいじめを理由とする不登校への予防策。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「小中学校における不登校の実態と対策について」であります。

文部科学省では、不登校の児童生徒を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

全国における不登校の児童生徒数の推移については、平成13年度の13万8,000人をピークに減少しておりましたが、25年度から再び増加傾向に転じ、29年度には14万4,000人を超え、小学校では約3万5,000人、中学校では約10万9,000人と、いずれもこれまでの調査の中では、最も高い数値となっております。

不登校については、その要因や背景が多様・複雑であることから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働きかけなどを行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力が重要であると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「過去5年間の小中学校における学年別の不登校の件数と原因及びそれらに対する町の見解は」についてであります。

はじめに、過去5年間の学年別不登校の件数についてであります。平成25年度は、小学生では2名で、学年別では、5年生が1名、6年生が1名、中学生は19名で、学年別では1年生が4名、2年生が10名、3年生が5名であり、児童生徒数合計では21名となっております。

26年度は、小学生では5年生のみで1名、中学生は28名で、1年生が6名、2年生が10名、3年生が12名、合計29名。

27年度は、小学生では6年生のみで1名、中学生では28名で、1年生が11名、2年生が7名、3

年生が 10 名、合計 29 名。

28 年度は、小学生では 5 名で、1 年生が 1 名、4 年生が 1 名、5 年生が 1 名、6 年生が 2 名、中学生は 25 名で、1 年生が 7 名、2 年生が 9 名、3 年生が 9 名、合計 30 名。

29 年度は、小学生では 11 名で、2 年生が 1 名、3 年生が 2 名、4 年生が 1 名、5 年生が 2 名、6 年生が 5 名、中学生は 31 名で、1 年生が 8 名、2 年生が 10 名、3 年生が 13 名、合計 42 名となっております。

不登校の主な原因につきましては、生活リズムの乱れにより、無気力になり登校する気力が持てなくなるケースや、他者との関係を築くことが困難であったり、家庭環境や性格、心の問題により不安に陥るなどの原因が考えられますが、一概にこれといった判断ができる内容はほとんどなく、その多くが複合的な要因で不登校に至っているものと捉えているところであります。

また、過去 5 年間の不登校件数でいいますと、増加傾向にあることに加え、小学生も増えつつあると認識いたしており、不登校の児童生徒が主体的に学校復帰に向かうよう、引き続き適切な支援や働きかけが必要であると考えております。

ご質問の 2 点目、「これまでの取組に対する成果と課題」と 3 点目の「課題解決に向けて、今後の対策方法は」につきましては関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、これまでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、日常的に小中学校を巡回する中で、児童生徒との個別相談に応じたり、教職員や保護者への助言を実施しているほか、不登校となった児童生徒に対しましては、少しでも気持ちが前向きになるよう、子ども交流施設「まっく・ぎ・まっく」において学習等のサポートを実施しているところであります。

はじめに、取組に対する成果についてであります。例えばスクールカウンセラーは、専門的な見地から、学校あるいは保護者の求めに応じて個別相談を実施しており、さまざまな対策や手法を示すことで、保護者や児童生徒の不安の解消、不登校の早期発見・早期対応につなげるなどの効果を上げているものと考えております。

また、「まっく・ぎ・まっく」は、学校に通うことが困難な子供たちが通っておりますが、子供たちの居場所としての機能と同時に、子供同士の人間関係を構築する場や学習支援を行う場として、子どもサポーター 3 名が日常的に支援を行っております。

通所している子供たちの変化といたしましては、マイナス思考で緊張するタイプの子が、自信をつけ言動にもゆとりが出てくるようになったケースや、全く学習に取り組めなかった子が学習に取り組むようになり、学校行事にも参加できるようになった、また、現にそこから学校に戻ったお子さんもいるなど、少しずつではありますが、子供たちの自立の足がかりになっております。

次に、課題解決に向けた今後の対策方法についてであります。課題といたしましては、小学校の不登校児童数が徐々に増えている傾向にあるといった点や、不登校の要因として、保護者の経済的な側面や教育放棄といった家庭の問題、さらには、児童生徒の心の問題など複雑で多様化していると捉えております。

このため、今後の対策といたしましては、現在、各中学校の教員や町発達支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど実務担当者で組織する不登校担当者会議の中で、情報交換や対応策を協議しておりますが、不登校児童数の増加傾向を踏まえ、今後、新たに小学校の教員も加えまして協議を進めてまいります。

また、児童生徒が中学校への入学前後に抱える大きな不安や戸惑いも不登校の起因であると考えており、学習環境のみならず生活環境の変化の緩和を図り、新しい環境下での学習や生活に適應するため、小中学校間のきめ細かな連携を図る必要があると考えております。

こうしたことから、平成 31 年度からスタートする小中一貫教育の中で、義務教育の 9 年間を見通した教育活動を計画的・系統的に行うことにより、中学校進学に伴う環境変化の緩和や多様な人間関係の形成などが期待され、不登校対策にもつながるものと考えているところであります。

ご質問の4点目、「SNSによるいじめを理由とする不登校への予防策は」についてであります。

SNSは、インターネットを活用した身近なコミュニケーションツールの一つとして、その利用は子供たちにも広がっておりますが、一方でSNSによるいじめも問題視されており、本年8月には、東京都八王子市でSNS上でのいじめが原因で、中学生がみずから命を絶つという痛ましい事件が発生いたしました。

こうした問題に対応するため、教育委員会といたしましては、北海道教育委員会が実施している「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用しているほか、各学校においても、児童生徒の投稿が多いサイトをチェックするなど、日常的に注意を払っているところであります。

さらに、昨年度からは、町PTA連合会、町校長会の協力をいただき作成した、「携帯電話・スマートフォンのルール」を全児童生徒へ配付し、SNSの適切な利用について指導を行っているほか、各学校においては、道徳等の授業を通して情報モラル教育を実施しており、これまでSNSによるいじめなど、トラブルにつながる事案は発生しておりません。

また、「まっく・ざ・まっく」の電話相談窓口や教育相談のほか、状況に応じて学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行うとともに、国が実施する「24時間子供SOSダイヤル」の周知を図るなど、国や北海道、各関係機関と連携を図りながら、いじめの相談体制の充実に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」こととして捉え、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止と早期発見に取り組むことが重要であると考えており、「幕別町いじめ防止基本方針」に基づき、学校や保護者等と連携を図りながらいじめの防止に取り組むとともに、今後、一部先進自治体で取組が始まっておりますSNSを活用した相談体制につきましても、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 再質問させていただきます。

まず1点目、学年別の数値を出していただきました。以前出されている教育委員会からの評価を見ても、答弁でもありましたけれども、やっぱり小学生の不登校が若干増えているというのは、私もやはり気になるかなというふうには考えておりました。

学年別を拝見させていただきまして、傾向としてどの学年が特に多いとか、そういうことはないのかなと。高学年になればなるほど、年齢を重ねれば重ねるほど増えてくるという、そういった傾向で、これは全国的な傾向から見ても、特に幕別が特化しているわけでもなく、同様な傾向なのかなというふうに認識をしています。

そういった中で、答弁の中でもいろいろな対策の中で、学校に戻ることができたりとか、あるいは少し自主的に前向きに生活を始めた子供たちが出てきているということがあったわけですが、傾向として、そういう子が増えてきているというふうに押さえていいのか、そういう子はもちろん出てきているのですけれども、まだまだ多くの子が少し前向きな生活にというふうに移ってないというふうに捉えていいのか、もしおわかりになる範囲であれば、お示してください。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 全体的な傾向といたしましては、総体の数がやはり増えているということがありまして、復帰する子供もいれば、前向きになるような子供もいれば、継続している子供も多いというふうに考えておきまして、それは先ほど言いましたように、総体的に増えているということも起因しているのかなということと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。これまで幕別町が不登校の子供たちに対する取組ということに関しては、ほかの自治体と比べても、割と比較的充実している取組をされているのかなというふうには認識しておりました。それだけに、数年前まではそれほど不登校の子も多くなく、私の主観的な感

覚としても、幕別町の不登校というのは少ないなというふうな思いではおります。

ただ、それだけにちょっとこの一、二年増えてきているということに関しては、やはりいろいろな部分で気になるということがあるわけなのですけれども、今まで取り組んでいる取組自体は、決して悪いものではないというふうに思うのですけれども、いろいろな分析が改めて必要なということをお願いしたいわけなのですけれども、これも、わかる範囲で構わないのですけれども、学年の中で、これも傾向としていいのですけれども、いわゆる各学校ごとの分析といいますか、数字は出てこなくてもいいのですけれども、それぞれいろいろなパターンとして、幕別全体として増えているというふうに言えるのか、もしくはやはり一つの学校、二つの学校というところに少しそういった学校の中で増えているのかということによっても、今後の対策というのがいろいろと方法が変わってくるのかなというふうに思うのですけれども、そのあたりの分析についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 個々具体の例については申し上げられませんが、どこの学校とかということではなくて、やはり総体的に、学校の規模も学校によって違いますし、総体的にやっぱり若干増えてきている傾向にあるなということでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私、そこはちょっと大事ななというふうに思っているのですけれども、増えている学校が悪いとか、不登校がない学校がいいとか、そういう判断をするためということではなくて、町全体で増えているということであれば、やはりその地域のという部分の分析があったりとか、あるいは場合によっては、一つの学校だけで増えているということであれば、やはりそれは違う原因が分析されるということも考えられるのかなというふうに思います。

実際、不登校はいろいろな原因があって、本当に答弁でもありましたし、私の質問でもありましたけれども、一つの原因ということとはなかなか見つけづらくて、さまざまな要因が重なり合っているということも重々承知はしているところなのですけれども、学校が楽しいって、学校に居場所があり、学校に行くのになんかワクワクするのだというそんな学校であれば、子供たちも基本的には前向きな気持ちで生活して学校に来るだろうと。全員がというわけにはなかなかいかないのですけれども。そういった中で例えば一つの学校あるいは限られた学校の中で、ちょっと異常に多いのだということであれば、そういった対策というものが変わってくるでしょうし、町全体であり、小規模校を含め、町全体として少しずつ増えているという分析がされれば、また違う対処法も出てくるのではないかと。

今、ここでどこの学校がということは、お示しする必要は全くないのですけれども、そういった分析というのは今後必要になってくるのではないかとということなのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） そういった分析は必要なというふうに私も思いますけれども、傾向といたしましては、先ほども申し上げましたように、学校の規模等もございまして、各学校は、居場所と申しますか、魅力ある学校づくりというのは、それぞれ学校が努力をしていると私は認識をしております、この学校だからということではなくて、傾向的にはやはり大規模校は大規模校で、やはり比例して不登校の数も多いのかなというふうには認識はしております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） おおむねわかりましたけれども、はい。私もどこの学校を何か否定するというのかそういう意図はないので、ただ、正しく分析をして、やはりいい対策であっても、必ずしも町全体の一律の同じ政策で解決できるものではないということだと思いますので、ご認識いただければと思います。

次に移りたいと思いますけれども、スクールカウンセラーあるいは心の教室相談員といったいろいろな施策されていて、先ほど申し上げたとおり、ほかの自治体と比べて非常に充実していて、子供たちにとっても、いろいろな多方面から守るという対策ができてきているということについては、本当に評

働きたいというふうにするわけですが、こちらの評価報告書をちょっと拝見させていただくと、スクールカウンセラーとか心の教室相談員による相談件数自体は、それも捉え方でしようけれども、年々大きく減ってきているという中で、不登校の件数が増えてきてしまっているということは、これもまたいろいろな要素があって、一概にその施策が悪いということとは思えないのですけれども、そういった部分で、少しそちらのあたりも、今これをずっとやっているからいいのだというような取組ではなくて、ある程度しっかりとした分析というか、なぜそういった傾向になっているかということは、分析していくことは必要ではないかというふうにするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、小田議員おっしゃいましたように、不登校の数は上昇しておりますけれども、スクールカウンセラー等への相談件数は減っている状況にあります。我々といえども、その詳細の分析はまだしてはおりませんが、一つには学校の中で、過去からの経験に基づく相談体制も確立されてきているというのがありますけれども、やはりその専門的な部分は、スクールカウンセラーであったり、そういう専門家の方の意見をいただくということが重要であるというふうを考えておりますので、気軽に学校がスクールカウンセラーに相談できる、それも含めて、気軽に相談できる体制、今よりも強化していきたいというふうに思っておりますし、今その分析については我々もしなければならないという気持ちでおります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そのほかいろいろな施策もありまして、また学校の中でも、そういった不登校に対する会議という部分もやっていたりするわけなのですが、ここの数年だけで何か完全に判断してしまうのは、ちょっと危険かなというところもあるわけですが、傾向としてはやはり数字として増えてきていると。

それから多学年にわたって、特に小学生の部分では低学年が増えているという件数が出てきているということについて、やはりちょっと気になるなという部分は、個人的には非常にありますので、そこがなぜそうなっているかっていう部分について、そういった他団体等も含めて、いろいろな相談や協議を進めていく必要があるのかなというふうに考えます。今後、今まで中学校の教員のみであった会議にも、小学校の先生もということもありましたので、ぜひそういったことを踏まえて、現場の声も聞きながらということで進めていただきたいというふうに要望します。

2点目、3点目のほうにもう入ってしまっているわけですが、ほかに原因の分析において、いろいろと答弁の中ではありましたけれども、これも本当に何度も言うようですから、一つの原因ということにはなかなかないと思うのですが、特にここ2年、3年ぐらいに幕別町で増えているという中に、全国的な傾向と同様だと言ったらそのままなのですが、やはり小学校で増えているという理由において、私自身がちょっと分析するに当たって、やはりこの二、三年、もうちょっとといえば四、五年ですかね。中学校はもともと部活等も大変忙しいのですが、小学校のほうも、かなり幕別町の小学校の状況というのが忙しくなっているというふうにするわけですが、その忙しいというのは先生もなのですが、子供たちもです。要は授業時数が増えているということ。それからもう一つは、国からのいろいろな取組で、英語教育であったりとか、道徳の教科化であったりとか、そういった時数も増えてきているわけですが、それからそれに伴う会議が増えている。それから幕別町の独自の授業として、授業改善推進チーム活用授業、あるいは後ほどもありますけれども、小中一貫等々の会議が、そういった事務的なものも、非常に先生たちが、先生方の意見としては、この数年間に次から次へいろいろなことが入ってきて、本当にもうてんやわんやだというような声をもらっているわけですが、また先生方が忙しくなる、余裕がなくなるということは、子供たちに必ずそれが来ると。子供たちにもゆとりがなくなっているというふうにするわけですが、十勝管内、幕別だけではないのですが、十勝管内の先生方、小学校、中学校の先生たちに聞いたアンケートの中で、子供たちの状況でということで、一番トップとして子供た

ちにゆとりが全くなくなっているというような感想を抱いているということでもあります。

そういった中に、こういったやはり不登校という部分が原因の一つとして挙げられてもいいのではないかなというふうに思うわけですが、その辺見解はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 不登校の原因、さまざまなものが複合的に重なり合っているということで、小田議員言われるように、そういうこともあろうかと思えます。小田議員言われた、ゆとりがなくなってきた、多忙、これはもう子供たちも先生方もそうだということでございますけれども、確かにそういった子供たちにゆとりがなくなったこと自体も、何らかの形でその子供たちに負担になっているのか、そういったことで、不登校の要因の一つになっているのではないかとということですが、それは定かではありませんけれども、推察されるのかなというふうに我々も考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） もう一つ傾向の分析として考えると、中学校、よく教育長の口からも中1ギャップ云々と、中学校になって、環境変わってということで、不登校が増えるというようなこともこれまでのいろいろな会議の中でありましたけれども、実際数字を見ると、小学校6年生から中学校に対して、不登校の数というのは間違いなく増えているということについては認識しました。

ただ、中学校全体でというふうに見たときに、それほど数字の変化というのはこの5年間の中では上がったり下がったりという部分で、その年の状況によってというふうに見ているわけですが、そのあたりの見解、小学校の不登校に対して、中学校についてはそんなに変わってないのではないかとというふうに思うわけですが、そのあたりの分析、見解はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 中学校の数字だけで申し上げますと、25年度から29年度、先ほど申し上げましたけれども、5年間で、例えば25年度は19名でしたけれども、29年度は31名ということで、その間、26年、27年、28年度については、28であったり25であったりということはあるのですが、やはり相対的にはやはり中学生も増えているというようなことで、私は押さえております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。それだけに、これまでやってきた取組について、先ほども申し上げたとおりですが、ある程度の分析ということですね。今までやってきたとおりでいいのかどうかという分析というのは、今後さらに細かい分析が必要になるのかなというふうに感じます。

次に移りますけれども、その対策の一つとして、今申し上げたさらなる対策ということで、小中一貫ということを挙げられておりますが、不登校対策の一つとして小中の一貫教育というのは、ほかの地域でもないわけではなくて、わからないわけではないのですが、不登校の原因として、全国的な傾向として、文科省が挙げているパーセンテージでいいますと、やはり友人関係、学業不振という部分が圧倒的に多いという分析を国のほうはしています。ただ、これもさまざまな原因がある中でという前置きだというふうに分析の中にもありましたけれども、そういった中で、小中一貫自体はいいのですが、小中一貫教育の中で、どの部分をどのようにしてこの不登校という部分についての対策として考えていくのかということです。形だけ小中一貫だというふうにするのではなく、やはりどの部分を、いわゆるもっといえば教育課程をいじるというか、統一していくということになると思います。小中連携とは違うわけですので、そのあたりというのは、この不登校に対して小中一貫ということですが、具体的に、さらに具体的に詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほど不登校の原因の多くが、友人関係あるいは学業不振というようなお話もありましたけれども、例えば友人関係ということでいえば、さまざまな要因が重なっているとは思いますが、中学校に上がることによって、進学することによって、例えば先輩との関係、先輩後輩の関係あるいは、小規模校から中学校に進学した場合の、小規模校から大規模校へというようなこと、あるいはほかの小学校の子供たちと一緒にいる、合流するというようなことがありますので、そ

ういった友人関係という意味合いもあろうかと思ます。

それと学業の関係も、中学校に行けば、小学校から中学校に進学すれば、指導方法が学級担任制から教科担任制になったりというようなことで、戸惑いというのもありますでしょうし、そういった戸惑いが学業不振につながるというようなこともありますでしょうから、そういったことが広く中1ギャップというふうに、我々は考えておまして、小中一貫教育でどのような学校に、どのようなことを期待するかというようなことなのですけれども、まずは、不登校にならないための魅力ある学校づくりをする必要があるのだろうということです。

予防という観点では、学校生活における、ふだんからの教職員による子供たちのみとりというのはもちろん大切なのですけれども、学校づくりとして、不登校とにならないための魅力ある学校づくりをする必要が大切なだろうと。これが、小中一貫教育の狙いでもあります。

例えば、いじめや暴力行為を許さない学校づくりでありますとか、学業不振が先ほど言いましたように、不登校になるきっかけになることもありますので、わかる授業の展開、これは小中の先生方が連携することによって、小中一貫でより一層連携することによって、それぞれの先生方のスキルアップにもつながりますし、わかる授業が展開できるというようなこともございます。

そういった心の居場所づくりですとか、きずなづくりの場としての学校づくりを目指す、そういったことも小中一貫教育の狙いでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） まず一つ目の友人関係について、教育長がおっしゃっていたとおりで、小規模校から大きな学校と一緒にしている場合もあります。中学校によってはありますし、そのまま小学校から上がって行ってというような場合も、ほとんど同じ小学校の子でというような学校も幕別中学校であったりとか、忠類中学校であったりとか、基本的にはそうだと思うのですけれども、札内東中のように、白人小学校、北小学校、以前の札内中もそうでしたけれども、そういった中規模校から、まさにガラガラポンというか、なるような。

それだけに、そういった細かい分析というのですか、先ほどにちょっともとに戻りますけれども、学校ごとの分析という部分は、そういう部分でも必要なのかなと。例えば小規模校から行った子が中学校に行って不登校になりやすいというような状況であれば、そういう対策になるでしょうし、そのまま小学校から中学校に上がって、そのまま行っているのに、中学校になると不登校になってしまうということであれば、それなりの対策ということが変わってくるでしょうし、その辺の視点がどんどん変わってくるかと思ますので、まずそれはその一つとして、学校ごとの分析という部分はより細かくする必要がある上で、この問題を解決していかなければいけないのかなというふうに感じます。

それから、小中一貫のいろいろなことをご答弁いただきましたけれども、なかなかちょっと個人的にはしっくり来ないというか、なかなか理解が難しいなというふうに思っているところなのですけれども、わかる授業というのは確かに非常に大事なことです、それを小中一貫という形で、では具体的にどうやって進めていくのかということになってくると、非常に学校現場としてもなかなか難しいかなと。それでやってくれ、動いてくれで、不登校問題を解決してくれというふうになっても、なかなか何をどう動いていいのかなというふうに、正直それは思うところであります。

魅力ある学校についても先ほど教育長おっしゃいましたけれども、各学校でやっているわけで、当然、先生たちは魅力ある学校、学級づくりというのは常日ごろからしているわけで、それが小中一貫ということになると、いわゆる私は子供の見方の共有というのは絶対に必要かなというふうには思うわけですけれども、子供たちに対してどうやって接していくのか、どういうふう育てていくのか、この9年間で育てていくのかということ、非常に大事だと思いますし、それをしっかり共有って、その上でそういった教育課程であったりとか、学習スタイルであったりとかということをつくっていくという、これも簡単にできる作業ではないかなというふうには思うわけですけれども、今の状況の中で、小中一貫をしていくことによって、不登校対策につながるというふうに考えてしまうというのは、無理ではないかなと。はっきり言って、全く成果は上がらないのではないかなというふう思う

わけですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたけれども、先ほど友人関係、学業不振、不登校の大きな要因であると。そういったものが中1ギャップが原因で、それがもう中1ギャップの一つにあるということで、小中一貫を実施することによって、その中1ギャップが緩和されるということでございます。ですから、不登校の抑制というか、そういうのにつながっていくというふうに私は考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） これについては、また改めてじっくりとやりたいなと思うのですが、ただ中学校の学年別の傾向を見ますと、間違いなく1年生、ちょっと年によって違うところはもちろんありますけれども、ほぼ1年生から2年生、2年生から3年生に上がるにつれて、不登校というのは増えていると。うちの町の傾向としているわけですけれども、どうですかね、そういう見解ではないですかね。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 不登校の先ほど数字は申し上げましたけれども、不登校、継続して1年で解消する場合がありますし、2年、3年と続くような場合も、継続するような場合もございます。

5年間の不登校の児童生徒の実数で申し上げますと、88人になるのですけれども、その88人の子供たちが何年生から不登校が始まったのかということ、ちょっと分析してみたのですけれども、88人のうち、中学1年から始まったという子供さんが34人、約4割近くになります。中学2年からは19人、2割強ですね。中学3年からは18人、これも2割強です。そのほかには小学生もありますけれども、中学1年あるいは2年から始まった、中学1年が4割、中学2年が2割ですから、例えば中1、中2を合わせますと、6割近くがその学年から不登校が始まったというような実態でございますので、やはり中学進学時の学習や生活環境の変化、それに伴って、いわゆる中1ギャップに起因するところが大きいというふうに推察をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。そういうふうな見解ということについてはわかりました。それでも学年が上がるにつれて増えているということについて、私はちょっと気になっているわけなのですけれども、ちょっとここでそこについてあまり細かくやってもという部分はありますので、ちょっと今度改めて分析していきたいなというふうに思います。

例えば、先日、札内東中で行われた小中一貫についての講演ということで、沼田の例がありまして、教育長も部長も来られたかと思うのですが、例えば、沼田町の方については、小学校で、はっきりおっしゃってましたよね、小学校でこんなにすばらしい教育をしていた。だけれども、中学校に行くとかという言い方をされてました。幕別町に当てはまるかどうかは別にして、そういった中で、中学校全体、小学校の形を中学校に引き継いでいながらやっていきたいというふうに、沼田の場合のお話はそういうふうに私は受けとめたのですけれども、それがいいとか悪いとかではなくて、そういったはっきりした狙いがあるという中で、では幕別の場合はその狙いが、その辺ははっきりしているのかなという部分については、ちょっと疑問があるわけですが、その辺も狙いをはっきりした上でやっていくことによって、その小中一貫という部分が、その不登校対策の一つにはなるだろうなと期待しているところでもありますので、その辺の分析というか、狙いというものをはっきりしていただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小中一貫教育の狙いということでございますけれども、一番の狙いは先ほども申し上げましたけれども、中1ギャップの解消とまではいかないのですが、緩和ということで考えています。それに付随して、小中一貫教育はさまざまな効果が期待できます。沼田町のように学力の向上、子供たちの学力の向上ということもありますし、それから教師の指導力の向上ということも

ございます。うちの町としては、一番が、例えば順番をつけるとしたら、中1ギャップの緩和、これが一番でございます。子供の学力の向上、教師の指導力の向上が狙いでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今おっしゃっていることについてはわかりました、はい。ちょっと今回の質問事項ではない部分も出てきてしまうとは思いますが、小中一貫が今後コミュニティ・スクールを兼ねてという話がありますけれども、それが今回の不登校対策とどうつながっていくかということについても、ちょっと見えてこないなと思います。また、場を改めまして伺いたいなというふうに思います。

四つ目のSNSによるいじめの予防策ということについてに移りたいと思います。

答弁いただいたことに関しては、私も全く同意見で、異論は何もないというふうに認識しているところです。

その上で幾つか、今後についてということではちょっとお伺いしていきたいなと思いますけれども、今、実態としてはSNSによるいじめによる不登校というものについては、実態としてはない、件数としてはないということでもあります。それはそれですごく素晴らしいことだ、いいことだなというふうに思いますが、今後恐らく出てくるだろうというふうに考えるわけですが、その中で児童生徒の投稿が多いサイトをチェックするというのもありました。これも非常に大事だなというふうに思うわけですが、今、これは学校のほうに任せられているというふうな実態でしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ネットパトロールの現状でありますけれども、道でも北海道教育委員会でもネットパトロールを行っておりまして、その結果が来ます。それを学校と共有するというのが一つでありますのと、また各学校においても、今、小田議員がおっしゃいましたように、学校独自でネットパトロールをやっているという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。今後、それを学校が自主的にやるのはもちろんいいのかなというふうには思いますけれども、町のほうからそれを学校でやってくれというようなことになると、なかなかちょっと学校の教員としての、また大変なものだと思います。それはやはり専門家という部分に本来任せるべきかなというふうに思いますので、そういった方向で進めようというふうに考えられているというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 現状においては、なかなかその専門家に任せるといふところまでの考えには至ってはおりませんが、教職員の研修会の中でも、ネットパトロールの効率的なやり方とか、そういった研修の機会もありますので、現状においては、教育委員会がやりなさいということではありませんけれども、各学校で例えばネットパトロールの日を決めて取り組んでいたりとか、自主的な取組でありますけれども、今、言いましたように、教育委員会としても研修の機会ですとか、そういったところを通じて、ネットパトロールの効率的な取組といいますか、そういったところを支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 現状としてはわかりましたが、やはり今後できるだけ、それも学校負担になっていくことは間違いないと思いますので、より専門家に委託するのか、北海道のほうに任せるとかという部分、いろいろな方法があるかと思いますが、そういった方向で学校現場に任せるといふような状況については、そうならないような方向で検討していただきたいということを求めたいと思います。

このあたり、かなりやはり先生たちも非常に危惧している、やはり見えないところで起こるものなので、やはり直接目で見て目の前で起こったことに関しては、もちろん先生方もすぐ対応されると思いますけれども、やはり見えないところで起こっているということで、非常に危惧しているところで

す。

それから、直近では、そういった投稿に関して開示命令が出て、きのう、おとついでですかね、裁判でそういった友達の悪口に対して、投稿したことに対して、投稿者の開示命令が出たというような裁判がありましたので、そういったところも今後期待していきたいと思います。

それから、最後に SNS を活用した相談体制つきましても、今後進めていくということですが、そういうことも含めて、最初から申し上げているとおり、幕別ではこれまでさまざまな取組を間違いなくされてきているということは重々承知しております。それをより一層子供たち、それから児童生徒、それから保護者、地域の方に、こういった場所があるのだよ、こういったいい意味で逃げ道があるのだよ、こういったところに声をかけてくれれば君らを守るよというような、そういった体制が、これだけでできているのだよということを、より一層発信して行って、子供たちも保護者の方も地域の方も安心できると、常日ごろ何かあったらそこに行けばいいのだなと、何かあるのだなというような思いができるような発信ということが、必要となってくるかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子供たちあるいは保護者も含めて、そういった相談体制といたしましうか、そういったものも含めて、安心して相談できるのだよとか、こういった相談窓口があるよとか、そういうことを含めて、学校等を通じて、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 57 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第4回幕別町議会定例会
(平成30年12月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀
 (諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成30年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
12 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 代表監査委員 八重柏新治
選挙管理委員会委員長 難波勝美 企画総務部長 山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教育部長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総務課長 新居友敬 (選挙管理委員会書記長) 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 住民生活課長 佐藤勝博
防災環境課長 寺田 治 こども課長 高橋宏邦
保健課長 白坂博司 農 林 課 長 香田裕一
農林課参事 松井公博 商工観光課長 亀田貴仁
保健福祉課長 半田 健 経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
学校教育課長 山端広和 図 書 館 長 武田健吾
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀

議事の経過

(平成30年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番藤原議員、1番板垣議員、2番荒議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 事務局から諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 12番中橋議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、選挙管理委員会の取組について。

2016年に18歳選挙権が導入され、同年7月に行われた参院選は、10代の若者が国政選挙で初めて投票するとあって大きな注目を集めました。「若者の政治離れ」などと言われ、どれほどの18歳、19歳が選挙に関心を持ち投票に行くのか、専門家や教育関係者から不安の声が聞かれる中、投票率は18歳が51.17%、19歳が39.66%と、20歳代の投票率と比較すると高い水準になりました。

本町としても、今年度、議会と選挙管理委員会が高校2年生、3年生を対象とした講座を開催し、若年層への主権者教育の取組を始めたところであります。

若者の投票率が低いのは、政治離れ、無関心が理由であると考えておりました。しかし、それだけでなく、投票したいのにできない方がたくさんいるということにも気づかされました。高齢者や認知症の方が増え、身体や精神、知的障害など障害を有する方も今後は増加傾向にあります。そのような現状の中で、高齢者や障害者、全ての有権者が投票しやすい環境をつくることが重要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

（1）投票率の現状と課題は。

(2) 投票率向上に向けた取組は。

(3) 郵便等による不在者投票や代理記載制度について。

①申請から証明書交付までの日数は。

②郵便等による不在者投票のできる対象者数と郵便等投票証明書を交付した件数は。

③障害者が投票しやすいような支援策は。

(4) 投票所における代理投票の利用状況は。

2、小児がん（網膜芽細胞腫）の早期発見について。

我が国では、小児の病気による死亡原因の第1位はがんとなっています。小児がんの患者と家族は発育や教育対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。

小児がんの中に、網膜芽細胞腫という眼のがんがあります。発症は出生児1万5,000人から1万6,000人に1人と少ないのですが、このがんは95%が5歳までに診断されています。網膜芽細胞腫は「白色瞳孔」や「斜視」の症状があらわれることがあり、素人でも病状に気づきやすいため、その多くは家族が異常に気づき診断に至っています。早期発見が可能とされる小児がんであることから、以下について伺います。

(1) 網膜芽細胞腫の早期発見に対する町の取組は。

(2) 乳幼児健診の問診票の「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加する考えは。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 難波選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（難波勝美） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、選挙管理委員会と町にわたるものでありますので、私からは、ご質問の1点目につきまして答弁させていただきます。

「選挙管理委員会の取組について」であります。

選挙は、日本国憲法によって保障された国民の参政権を具体的に行使する基本の場であり、国政や町政の代表者を選ぶ選挙が公正かつ適正に行われることによって、初めて民主的な政治が期待できるものであります。

また、平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられ、28年の参議院議員選挙から実施されているところであります。

幕別町選挙管理委員会では、公正、適正かつ効率的な選挙事務の管理執行を行うとともに、新たに加わった若年層を含む全ての有権者が、政治や選挙に関心を寄せるよう啓発活動に努めているところであります。

ご質問の1点目、「投票率の現状と課題は」についてであります。

投票率につきましては、公職選挙法の改正により選挙年齢が18歳以上に引き下げられた平成28年参議院議員選挙では、選挙区、比例代表とも59.2%で、前回、25年に行われた参議院議員選挙と比較しますと1.71ポイント上昇しております。

また、昨年行われた衆議院議員選挙では、小選挙区、比例代表とも65.78%で、前回、平成26年に行われた衆議院議員選挙と比較しますと3.35ポイントの上昇となっております。

このことから、投票率全体は上昇している結果となっておりますが、新たに加わった18歳、19歳の投票率は、平成28年の参議院議員選挙では、18歳が42.62%、19歳が32.16%、29年の衆議院議員選挙では、18歳が51.92%、19歳が29.88%で、全体の投票率から見るとまだ低い状況であり、若年層に対する選挙制度の周知、啓発が必要と考えているところであります。

ご質問の2点目、「投票率向上に向けた取組は」についてであります。

投票率向上の取組としては、選挙時において、広報紙やホームページによる啓発、役場庁舎、支所、出張所での啓発看板の設置、町内事業所へのポスター掲示の依頼など視覚的効果の高い啓発をはじめ、広報車による広報活動や街頭啓発として大型スーパーなどでの啓発用品の配布などを行っております。

また、成人式における新成人向けのパンフレットの配布や小学生に対しての「明るい選挙啓発ポスター」の作品募集などの事業を通して、啓発活動を実施しているところであります。

若年層への啓発につきましては、将来の有権者である若者の政治、選挙に対する関心を高めるため、北海道選挙管理委員会と連携し、町内の高校において選挙啓発の出前講座を毎年実施しておりますが、今年度においては、町議会と連携し、町議会主催の高校生出前講座において仮想の選挙を想定した模擬投票を実施したほか、来年2月には、中札内高等養護学校において、町選挙管理委員会による選挙に関する出前講座を予定しているところであります。

また、さらなる投票率の向上対策として、期日前投票におけるコミュニティバスの活用を、現在、町関係部局と協議しており、来年予定されている選挙から導入できるよう進めているところであります。

今後、これらの取組を継続していくとともに、さらなる投票率向上に向けた方策について、研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「郵便等による不在者投票や代理記載制度について」であります。

一つ目の「申請から証明書交付までの日数は」についてであります。

郵便等による不在者投票は、身体に重度の障害がある人、要介護度の高い人などを対象に、体が不自由な人にも投票の機会を保障する制度で、手続につきましては、選挙人からの郵便等投票申請書を受理した後、書類の確認を行い、速やかに証明書を郵送交付することから、書類に不備等がなければ郵便等投票申請書を受理した日から1日から2日程度で交付しております。

また、代理記載制度は、郵便等による不在者投票をすることができる人で、一定の障害により自書ができないことから、代理人によって投票に関する記載をしてもらうことができる制度で、代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の申請書とあわせて、郵便等投票申請書を受理した後、証明書交付までの日数は、郵便等による不在者投票と同じく、申請書を受理した日から1日から2日程度で交付しております。

二つ目の「郵便等による不在者投票のできる対象者数と郵便投票証明書を交付した件数は」についてであります。

郵便等による不在者投票の対象者となり得る方につきましては、全体で505人と把握しておりますが、その対象となる方全員が郵便等の不在者投票をするかどうかは、その障害の程度等によって、一概に不在者投票の対象者となるものではないと考えております。

また、郵便投票証明書の有効期限は、要介護認定による者は、その有効期間の末日までの期間、それ以外の者にあつては、証明書の発行から7年間となっており、本町における交付件数は、直近の平成29年衆議院議員選挙の時点で申し上げますと、既に交付済みで有効期限内の方が6人、新たに申請された方が7人の計13人となっております。

三つ目の「障害者が投票しやすいような支援策は」についてであります。

障害のある方への支援策につきましては、投票所において段差のある出入り口などに簡易スロープの設置や車椅子の配置、点字による投票に必要な点字器を配備するなど、投票される方の利便性の向上を図っております。

今後とも、障害のある方への周知、啓発を図っていくとともに、障害のある方が安心して投票できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「投票所における代理投票の利用状況は」についてであります。

代理投票は、身体の故障など自分で投票用紙に記入できない場合に、投票管理者に申し出し、投票管理者の選任する者の代筆により投票するもので、平成28年の参議院議員選挙では、期日前投票で16人、投票当日で8人、病院などの指定施設や郵便等による不在者投票で29人の計53人となっております。

また、平成29年衆議院議員選挙では、期日前投票で18人、投票当日で9人、病院などの指定施設や郵便等による不在者投票で23人の計50人となっております。

以上で、岡本議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「小児がん（網膜芽細胞腫）の早期発見について」であります。

網膜芽細胞腫とは、網膜に発生する悪性腫瘍であり、腫瘍が小さいうちは症状が認められず、腫瘍がある程度大きくなってから発症することが多いとされており、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが運営する小児慢性特定疾病情報センターでは、初発症状の頻度としては、白色瞳孔が60%と最も高く、斜視が13%で続き、この二つで全体の7割強と公表しております。

ご質問の1点目、「網膜芽細胞腫の早期発見に対する町の取組は」についてであります。

本町では、3か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に乳幼児健診を実施しており、各健診時において医師による眼の診察を行っているところであります。

眼の診察方法については、追視の確認や斜視などの異常の確認にあわせて、白色瞳孔の有無についても診察しており、要精密検査の必要があると判断した場合には、確実に受診していただけるよう、その場で保護者、医師及び保健師の三者により精密検査の受診医療機関を決定するなど、早期発見、早期治療につなげております。

また、健診以外の取組といたしましては、母子健康手帳及び副読本において、乳幼児の瞳が白く見えたり、光って見える、また、瞳の位置が気になる場合には、眼の病気が心配されることから、すぐに眼科医の診察を受けるよう記載し、啓発に努めているところであります。

なお、今後のさらなる取組といたしましては、新生児訪問時に配布するリーフレットにも母子健康手帳等と同様の啓発文を記載し、保健師が保護者に対して直接、保健指導をすることにより、早期発見、早期受診につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「乳幼児健診の間診票の「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加する考えは」についてであります。

前段で申し上げましたとおり、本町では乳幼児健診時の眼の診察において、白色瞳孔の有無についても確認を行っているところでありますが、間診票の項目には白色瞳孔に関する記載がないことから、昨今の他市町村の動向等を踏まえ、既に来年度から間診票の項目に白色瞳孔を記載することとしたところであります。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 本日は、選挙管理委員長のご答弁ありがとうございます。

では、改めて再質問をさせていただきます。

2019年は、春の統一地方選挙、夏の参議院選挙と、12年に1度というダブル選挙が行われる年でもございます。そこで本町の投票率を見ますと、29年10月の衆院選、投票率が65.7%、28年の参院選で59.2%、27年の道議選で65.6%、町長選で68.7%、そして26年12月の衆院選で62%と、このように数字を見ますと、平均して60%台だというふうに見られます。この答弁では、何ポイントかも上がったというふうに答弁いただきましたが、もともとの数字がさほど高いわけではないので、若干は投票率が上がっているのかなというふうに感じるところではございますが、この60%に對しまして今までと同じような啓発をしてもどうなのかなという疑念を抱くところでございます。その点について、若年層に対しては一生懸命されているところでございますが、全体を通しては、選挙管理委員会といたしましてどのような認識に立っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 投票率が低いということで、啓発に関するご質問でございますが、認識と言われますことですが、60%台が大体このいろんな選挙においてうちの平均になっておりますけれども、過去には、例えば町長選挙で言いますと、58年が93.84%だとか、それと、あと平成11年では約83%、また、衆議院においても平成5年が80%、参議院においても77.7%ということ

で、それから比べると確かに低くなってきているのかなというふうにも思いますけれども、これはうちに限ったことでなく、全国的にもこのような投票率が低下傾向にあると。私も選挙管理委員会といたしましても、何とか政治に目を向けていただきたいということにおいて、さまざまな機会を通じて啓発活動しておりますけれども、今後におきましても、どのような啓発がいいのか、今までに加えてというもので言いますと、もっと人の集まる場所での啓発活動なんかの強化というのも考えていかなければならないというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、選挙管理委員会でお答えをいただきましたが、もちろん啓発ばかりで選挙の投票率が上がるとは私も思っておりません。もちろん議員側も政治にもう少し関心を持っていただく、また、議員の資質などという点からもいろいろな問題があるのではないかとということも、私も感じております。

ですから、一概にどこが悪いというようなわけではないのですが、少しでもやはり投票率が、以前、町長選で93%ですか、すごい投票率があったということですが、どこの町も、全国的にももちろん投票率が下がっているわけでありますが、それを、どこの町も下がっている、全国的に下がっているからうちの町も下がっても当たり前なのだという考えでは、やはり投票率は上がっていかないのではないかなと思います。その中で、やはり全国的でも下がっている中、うちの町はこのように若干でも上がってきているのだというような努力もするべきではないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） もちろん、今、議員のほうからご指摘がありましたように、この60%がいいなんていうことにはならないかというふうに思います。なるべく多くの方に選挙に足を運んでいただくという手法は考えていかなければならないというふうに考えております。そういう面で、先ほど委員長のほうからご答弁させていただきましたけれども、次の選挙からなのですけれども、今、町部局と協議しておりますが、期日前投票について、最近、全体の投票の中の3割ぐらいが期日前投票で投票しているということを目撃しまして、足の確保ということで、コミュニティバスの運行も、今現在、検討しているということですが、それら投票行動そのものに対する支援とあわせて、やはり啓発と、あと委員長のほうからもご答弁ありましたが、選挙に関心を持っていただくような出前講座だとか、そういうこともあわせてやっていかなければ、なかなか投票率というのは上がっていかないのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 私も、ちょっと質問のほうが前後してしまうのですが、その投票率の足ということにも目を向けていただくということもあるのですが、やはり山間部とか、そして農村地帯になりますと、なかなか期日前というの、もちろん1週間ありますが、そのために農村地帯から出てくるという、用事があって出てくる場合はいいのですが、なかなかそのためにというのは難しいかと思っております。うちの町は期日前投票が3か所できますので、ほかの町とはさらに優遇がされていると思っております。帯広なんかは、市役所まで行かなければ期日前投票ができなかったのを、前回の投票からは、あるショッピングセンターや、また、大学にまで期日前投票ができるようにということも改善をされているということですが、本州の山間部で、投票器材を乗せたワゴン車の中で投票ができる移動期日前投票車を運行して、高齢者が少しでも投票しやすいようにされているということも耳にしました。これによりまして投票率も若干上がってくるということで、そのような手法を用いているところもあるということですが、うちの町もコミュニティバスを使いながら、次回の選挙は考えているということですが、器材を積んでまで行くのはなかなか大変かなということもありますので、そこまでは言いませんが、それくらいの意気込みを持ってやっているところもあるということですが、うちの町も何とか努力をしていただきたいと思っております。

また、この投票率が上がらないというところの点で、住民票がこれは関係しているのではないかな

と私は考えるところでございます。もちろん、大学とか専門学校に進みましてひとり暮らしを始めますと、住民票を移していないという方が多いようでございます。学生がいらっしゃるということでございます。選挙だけに帰省するというのは、なかなか考えづらいのではないかなと思います。町としては、これどのように対処をしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 大学とか就職によって遠隔地に行かれる、そのときに住民票を動かしていないという方がいらっしゃるというところでありまして、この辺の啓発につきましては、まず3月の広報紙におきまして、なるべくそういった転出届の届け出をしていただきたいと思いますということで、3月の広報等にはそういった啓発をさせていただいております。

あと、選挙時において、そういった問い合わせがありまして、選挙どうしたらいいのだというところでもあります。そのことにつきましては、言ってみれば、不在者投票ができる旨を説明させていただきまして、不在者投票の申請を上げていただくということで、保護者なり本人からそういったご相談があれば、そういった対応をとらせていただいているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ご相談があれば対応をしているということではありますが、広報紙にも載せてあるということではありますが、なかなか広報紙も視聴率が低いということもありまして、見ていないということも多いかと思えます。また、これ町村によっていろいろ条件が何か変わっているようで、ほかの町ではできたのにどうしてうちの町ではできないのですかというお問い合わせも、私も何件か受けたことがあるのですけれども、町村によってそういうことを配慮しているところもあるというふうに私は聞いているのですけれども、うちの町ももう少し柔軟な対応ができないものかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 住民票を移さないで遠隔地に行くということにつきましては、今、書記長のほうからお話ししたとおり、広報における啓発ということをしておるとともに、選挙時においてご相談があった際には、不在者投票を呼びかけるということで啓発しているものであります。

柔軟にという部分でございますけれども、その意味が私の中ではちょっとまだ理解できないのですけれども、選挙という制度を考えた際に、町が柔軟にやれる部分とやれない部分、ほとんどが選挙というのは法できちっと定まっております、その手法に基づいてやらなければならない、また、それが公平・公正な選挙ということになるかというふうに考えております。そういう面から、私ども選挙管理委員会のできる範囲においては今も実施しているつもりですし、また、今後もコミュニティバスの運行等を通じて、なるべく選挙に来ていただくような手法というのは、今後とも研究していかなければならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ある町では、これ生活実態があるところということで何か柔軟に対応されているというところもお聞きしたのですけれども、本当に選挙というのは公平にということでございますので、なかなかうちの町だけがいいですよというわけにはいかないと思うのですが、そういうところも取り組んでいただきたいというか、各町ごとばらばらではなくて、管内だけでもきちっとあわせていただきたいということもあり、また、我が町の選挙管理委員会の中でも、お電話をかけて聞いたときに人それぞれの対応が違っているということでもありますので、やはり委員会の中でも共通認識に至っていただいて、質問の答えがきちっと同じようになるように、それは委員会のほうで共通認識に至っていただきたいなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 今、議員おっしゃっている部分につきましては、多分、不在者投票に対することではなかろうかなというふうに思います。先般の衆議院議員選挙のときに、ある町で、その不在者投票に関する取扱が誤っていたということで、道選管からの文書が全選挙管理委員会

に対して通達がございました。私どもの町は、過去から不在者投票については、先ほど申し上げましたように、ご案内するような形でやっている部分でありまして、かつ、選挙に基づくさまざまな法に基づいて執行している部分でございます。

また、ご指摘にありました、対応がそれぞれ選挙管理委員会の中で違うのではないかという部分については、選挙管理委員会の実施本部というのを立ち上げましてさまざまな選挙を実施しておりますけれども、その中における選挙事務に当たる者については、常に私どものほうから情報の共有というのを心がけて適切な選挙に努めるよう周知しているところでございますので、対応が違うといったところはないのではないかというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 言う人も、そしてまた聞く人もそれぞれやはりとり方も違っていたのかなということも考えられますので、一概に全部が違っていたというふうにはならないのかなと思いますが、受けとめ方によっても違ったのかなということもありますので、その点のほうは私も理解するところでございます。

では、2番目の質問であります、投票率の向上に向けた取組ということで、平成28年7月の参議院選挙から新しく18歳選挙権が導入され、高校生の主権者教育や模擬投票の実施により効果はあったものと言われております。本町としても、先ほども述べましたように、2校に出向いたり来ていただいたりしまして啓発を行っており、次の選挙は本当に期待するところでもあります。これですが、本当に大切なのは、この1票の重さということを若年層にどのように伝えるか。どうせ選挙に行ってもだめだ、半ば諦めた気持ち、この気持ちを払拭するためには、町としてどのように尽くしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 若年者に対する投票率の向上ということでございますけれども、委員長からのご答弁もありますけれども、まず先ほど来言っているとおり、何とかここはやっぱり政治に目を向けていただく、選挙管理委員会としても当然そういう努力はしていく、さまざまな出前講座とか模擬投票だとかを実施しているところでございますけれども、それだけでは若年者に政治を身近に感じていただくというのはなかなか難しい部分もこれ事実だというふうに考えております。そういう面から、教育の分野でいきますと、主権者教育だとか、そういうものも含めて政治というものをよく勉強するというか、考える機会をなるべくつくっていく、それはメディアもそうですし、教育、行政そのものもそうですけれども、そういう政治に関心を持っていただくようなさまざまな手法でやっていかなければ、これはなかなか投票率というのは、若年者だけでなく、統計を見ますと30歳代も低い状況なのです、現状の中では。そっちのほうが大きいのかなと私どもは思っているのですけれども、そういうのも含めて、総体として政治というのに興味なり関心を持っていただくようなことは考えていかなければならない、これは選挙管理委員会だけでなく、全体としてという意味でご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今のご答弁をいただいたとおり、私も同感でありまして、本当に町全体でこれは考えていかなければいけない問題ではないかなと思います。若い人たちがばかりが投票していないとは言いきれない。また、18歳、19歳がこのように投票に関心を持っていただけるような努力をということではしていくわけですが、また、高齢化が進んでいる中で、高齢者の足となる、そのようにコミュニティバスなどもまた利用していくというような前向きな考えを今後とも進めていただきたいと思います。投票率を上げるのには、全体的なことを考えますと、まだ一ひねりも二ひねりも取組を考えていかないと、なかなかこの低投票率の原因が判明しないのではないかなと思いますので、あらゆる角度から分析をいたしまして、その結果をもとに、費用対効果も踏まえ、取組を考えていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問になりますが、郵便による不在者投票や代理記載制度についてということ

で質問でございますが、郵便等による不在者投票や、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人が、特定の障害のある方、要介護区分の要介護5の方に認められるわけでありましたが、これ、周知方法にも、住民の方はわかりづらいのではないかなと思います。この住民に伝えるという観点から以前の広報紙を見てみますと、非常に何かわかりづらいのです。ですから、高齢者、また、障害者がこれ見ると、不在者投票と、ここ、これは普通の不在者投票ですけれども、出ておりますが、なかなかこの周知方法では、これはもっとその前の町長選のあったときですけれども、見づらいのではないかなと私は感じるところでございます。また、高齢者やなんかは、回覧板やなんかでももう少し公区で回していただいたりということも、対象者、手続はこのようにするというようなことも、回覧板等で回すというような手法を使うことができないのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 今現在、不在者投票のこの事務手続につきましては、当然、選挙前の広報などにも周知をしているところでありますけれども、町のホームページにおきまして、非常に細かくその申請から交付までという流れを記載しているところでございます。また、不在者投票の内容については、入場券などにもそういった記載をさせていただいて、やはりそれを見ていただいて問い合わせをいただくというところが、まず最初なのかなというふうにも思っていますので、まずホームページをごらんいただいて、実際に流れがわかりやすく書いてありますので、まずはそういったところから周知をさせていただいているところでございます。今後におきましては、そういった今ご提案ありました内容もちよっと考えていきたいなというふうにも思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ぜひとも、住民、対象者は限られますが、わかりやすいようにしていただきたいと思えます。

そして、これ郵便ではないのですが、不在者投票についてちょっとお伺いしたいのですが、よく施設に入所している選挙人に対しましても不在者投票ということが出来ますが、本人の希望があれば不在者投票ができるわけですが、これにかかわる人たちへ選挙に対しまして研修会や説明会等が行われているのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。と申しますのも、選挙を行うときですけれども、そこにかかわっている補助者といえましょうか、その方たちが毎回毎回同じというわけもいかないので、その説明会なども行って、きちっと認識を共通しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 研修会ということでは開催はしておりませんが、そういった内容についての手引等をお渡ししているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 文書をお渡ししているということですね。手引、文書をお渡ししているということだと思っておりますが、やはり介護施設などになりますと、大変そういうことも仕事柄多忙ということもありますので、一つ一つこう目を通していか、していないかということも確認ができないのではないかと思います。やはりその施設の代表者に来ていただいて、選挙に関係ある方の代表に来ていただいて、説明会などもきちっとやるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 指定施設における代理投票ということだというふうに思いますが、ちょっと今、手元に、そういう選挙において、町の選挙であれば、町の選管においてそういう説明会というのは可能なかなというふうには考えているのですけれども、ただ、国政選挙、北海道の選挙となりますと、道の選挙管理委員会との関連もございましてことから、それらの機関における取組というのでも考慮した中で、私どもの選挙管理委員会でもやる範疇の中ではやっていくことも検討していかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ぜひ、やはり施設のほうもそのように介護士などの入れかわりも多いということもありますので、選挙にかかわる人たちもだんだんとかわってくるということでございますので、そのようなことも考慮していただきたいと思います。

では、次に、障害者が投票しやすいような支援策はということでお伺いしたいと思います。

障害者が投票しやすい支援策ですが、バリアフリーというのは、投票所における階段をなくすことだけではないと思います。ソフト面でも選挙がしやすく、支援することが大切ではないかと私は感じるところでございます。しかし、全国的にもまだまだ行き届いていないのが現状であります。先日、私、網膜色素変性症を患っている方にお話を伺うことがありましたが、投票用紙が真っ白で見えづらい、候補者の名前が小さくてわかりづらい、ルーペはあるのだけれども鉛筆は薄くて見えづらい、したがって自分で6Bの鉛筆を持参しているということをお聞きしました。もう本当に、ほんの小さなことかもしれませんが、やはり小さな心遣いが必要ではないかなと、それによって投票もしやすいのではないかなと私は感じるところであります。以前はルーペもなかったということなのですけれども、前回のときからルーペがあって、すごく使いやすかったというふうなことをお聞きしたのですけれども、そのようなことも小さな心遣いも必要ではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 障害のある方に対する対応ということで、そういった配慮ということは我々も非常に大切なことだというふうに思っております。今、選管のほうでの鉛筆の関係はBを使用しておりまして、6Bまでというところはどうかというのはあるのですが、そういった小さな配慮も今後は必要なというふうに考えておりますので、そういったところもちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。

本当に小さなことかと思うのですが、もう一つつけ加えておきたいところが、障害者の方というのはさまざまな障害を抱えているわけなのですが、選挙に来たときの緊張感でパニック状態に陥るようなことも、以前ある人があったそうなのですが、選挙に来て係員とのコミュニケーションがうまくとれないということでもあります。ですから、そこにかかわっている係員の方も、いつもにこやかに、そして優しい物の言い方をということも、やはり障害を持っている方にとっては、言葉を一つかけるといっても緊張感をほぐすということもあるかと思っておりますので、そのようなこともお願いをしたいと思っております。

では、次の質問に移りたいと思っております。

小児がんの網膜芽細胞腫の早期発見についてであります。

小児の死亡原因の第1位は、がんとなっております。年間発症数が少ないために、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診の遅れなどが懸念されております。そのためにも、早期発見に向けた住民への啓発が重要であります。また、小児がんでも網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状が見られるので、乳幼児健診でチェックができれば早期発見につながるができるかと思っております。

したがって今回の質問をさせていただいたのですが、3歳児健診に備えて対象の家庭でできる視力検査を我が町では行っていると伺ったのですが、このCのあいているようなのを乳幼児に見せて、そして家である程度の健診をしているというふうに私は伺ったのですが、母親としても、あまり知識がないまま、ただ検査をしてくださいというようなことで、お母さんはどういう意味でしているのかわからなかったということをお聞きしたのですが、そういうこともしっかりと母親に伝えるべきではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 健診の際の視力、眼の検査なのですけれども、Cの輪っかのそういった検査ではなくて、絵視標といいまして、絵でチョウですとか、魚ですとか、鳥ですとか、花ですとか、そういったものを一定の距離で、わかりますかというような感じでやっているものであります。それほど複雑な内容の検査ではないというふうには認識しております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ちょっと私の聞き方が悪くて、ちょっと行き違ったような部分もあるかと思いますが、絵を見せて何か子供にわかるようにということで、それも伺いました。したがって、やはり一番子供と接しているのは母親であります。母親にやはりこのような病気があるということをもう少し認識してもらえそうな手だてをとるべきではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） もちろんこの網膜芽細胞腫というのは、早期発見によって眼球摘出までいかないですとか、視力が残るだとか、そういった形が出てくるので、早期発見については、非常に重要性を感じているところであります。ですので、先ほど町長の答弁にもありましたように、これからなのですけれども、さらなる取組としまして、新生児訪問で直接保護者の方にそういった説明をさせていただきたいというふうに考えているところです。この新生児訪問なのですけれども、生後28日までの新生児を対象に発育、発達の確認や育児支援を行うものでありまして、全新生児に対して実施していますことから、こちらを活用することで保護者全員に対しての早期での周知が可能になるものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 私も、母子手帳を見せていただきました。とても、うちの町というか、母子手帳を見ましたら、眼の欄が、眼の異常、眼位異常、視力、その他と簡単なものになっておりまして、そのときの子供の状況によりましてなかなか検査ができなかったと、泣いたりしてできなかったというような場合もあったのですけれども、その後、再診をしてくださいと言っても我が町からは何も来ないままだったというような人もおりまして、やはりこういう病気は小さいうちに、5歳までに95%はわかるということですので、とにかくこういうことは早期発見ということにつながりますので、もう少し母子手帳なども詳しく説明するべきではないかなと思っております。

また、その母子手帳の前にも、ポスターやパンフレットなどもこれからは掲示をしていただき、そして住民の目に届くように、もちろん高齢者が見てもなかなかそこまで関心がないかもしれませんが、小さなお子さんを抱えているお母さんにとっては関心があると思っておりますので、町としても啓発していくべきではないかなと考えるところであります。

岩見沢市では、母子手帳の中に網膜芽細胞腫についての質問を記載するところも設けているということでもあります。また、あるところでは、母子手帳の中に網膜芽細胞腫の写真、眼が白くなっているところの写真も載せて、このようなことがあると早急に受診しましょうというようなことも母子手帳に書かれていたりということもあるそうでございますので、そのようなことも少し手がけていくべきではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 母子手帳につきましては、母子保健法施行規則に基づいて様式というのはある程度決まっているので、私どもそれに基づいて作成はしているのですけれども、今言ったようなお話もお伺いしましたので、そちらのほうについても検討はしていきたいというふうには思うのですけれども、いずれにしましても、母子手帳というのは生まれる前にお渡しするもので、それを読んでというのがあるのですけれども、やはり生まれた直後に直接こちらから周知、啓発するのが一番かなというふうには思っておりますので、繰り返しになりますけれども、新生児訪問での周知、啓発、こちらのほうに力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 発生頻度の少ないこの病気ではありますが、絶対にないとは言いきれないと思います。本町としても、そういった病気にお子さんがかからないことがいいことでありますが、早期発見で命を守ることができます。眼球摘出を免れることができるわけです。町としても積極的にぜひとも取り組んでいただきたいと思います。今後は意識啓発を推進していただきたいと思いますということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:58 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別町の移住・定住施策と関係人口について。

幕別町は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年）に基づき、「幕別町人口ビジョン」と「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年1月に策定し、本町の人口減少対策と地方創生を目的に、雇用や定住、子育てなどについての具体的な施策を定めたところであります。基本目標の中で、十勝、幕別への人の流れをつくるとし、その基本的方向として町の魅力に関する情報共有と情報発信の充実、交流人口の増加、子育て世代を中心とした定住の促進を図るとしてはありますが、日本の人口そのものが減少し続ける今、移住・定住施策は単なる地域間のパイの奪い合いであるという指摘もあります。

ついては、以下の点について伺います。

1、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、定住・移住における目標達成を5年とし平成31年が最終年度となるが、これまでの定住・移住のための環境整備、情報共有と情報発信に対して実施した施策の内容とその成果及び課題について。

2、「幕別町おためし暮らし」「移住相談ワンストップ窓口」の実績について。

3、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」に関する町の考えと取組について。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「町の移住・定住施策と関係人口について」であります。

総務省が本年7月に公表した1月1日現在の全国の人口は約1億2,771万人で、平成21年をピークに9年連続で減少するなど、本格的な人口減少社会に突入している状況にあり、このような人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくことを目的として、26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたところであります。

本町では、平成28年1月に「幕別町人口ビジョン」を策定し、目指すべき人口減少対策の方向や人口の将来展望を示すとともに、その具現化に向けて、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、産業振興と雇用創出、ひとの流れ、結婚・出産・子育て支援、まちづくりの四つの基本目標を掲げ、各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「これまでの定住・移住のための環境整備、情報共有と情報発信に対して実施した施策の内容とその成果と課題について」であります。

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、基本目標 2、十勝、幕別への人の流れをつくる施策の一つである移住・定住対策として、移住促進事業、マイホーム応援事業、住宅新築リフォーム奨励事業、忠類分譲地整備事業、空き家バンクの開設及びクリエイティブ人材移住促進事業の六つの事業を実施しております。

一つ目の移住促進事業については、平成 27 年度から 29 年度に東京都、大阪府及び愛知県での移住促進イベントに職員が参加し、本町の特性、就労、観光、住環境や子育て支援策等の魅力ある情報の発信に努めるなど、3 年間で計 127 件の移住相談があったものの、残念ながら移住された方はなく、移住・定住施策の難しさを実感しているところであります。

二つ目のマイホーム応援事業については、町内に住宅を新築または購入する場合に町から補助金を交付するものであり、平成 27 年度からの 3 年間で合計 299 世帯、945 人の方が活用し、このうち 149 世帯、420 人の方が町外から転入されるなど、本事業が人口減少に歯止めをかける抑止策の一つとして大きな成果を上げております。

また、本事業により幕別本町及び忠類地区に居住する場合には、補助金を加算しており、20 世帯、47 人の方が地区外からの転居、転入により幕別本町及び忠類地区へ定住し、地域の活性化にも寄与しておりますが、本事業が平成 31 年度までの時限措置として実施していることから、32 年度以降の事業のあり方について、現在、検討を進めているところであります。

三つ目の住宅新築リフォーム奨励事業については、町内業者の施工により住宅の新築またはリフォームを行う場合に奨励金として町商工会発行の商品券を交付するものであり、平成 27 年度からの 3 年間で 332 件、工事費総額約 6 億 5,900 万円に対して、約 1,400 万円分の商品券を発行したところであります。

本事業は、町民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、地域経済の活性化と町内の消費拡大に寄与しているものと考えており、引き続き、利用者の増加に向け、事業の周知に努めてまいります。

四つ目の忠類分譲地整備事業については、平成 28 年度に忠類白銀町で 2 区画、忠類錦町で 2 区画の合計 4 区画を販売した結果、忠類白銀町の 2 区画は完売し、新たに 2 世帯 4 名の方が居住されましたが、忠類錦町の 2 区画については、現在のところ売却には至っておりません。

五つ目の空き家バンクについては、平成 29 年 4 月に空き地・空き家バンクとして開設し、町が宅建事業者等と連携を図りながら、町内の空き地・空き家の情報を収集し、購入希望者へ提供するものであり、現在までに 27 件の物件登録を行い、このうち 10 件が成約しているところであります。

今後とも、宅建事業者等との連携を図り、空き地・空き家の登録件数の拡大と町内外への本制度の周知に努めることが重要であると考えております。

六つ目のクリエイティブ人材移住促進事業については、企画やデザイン、販路開拓などの専門的なスキルを持つ人材をターゲットとし、十勝への移住促進を図ることを目的に、平成 28 年度に十勝管内 19 市町村の連携事業として、首都圏での PR 活動やウェブサイトなどを活用した移住支援策や暮らしのサポート制度などの情報発信を行ったものであり、十勝管内が移住先候補地として、認知度向上につながったものと捉えております。

これら「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた各種施策の取組により、平成 27 年度から現在までに、188 人の社会減がある中で、子育て世帯は 280 人の社会増となっていることは、人口減少対策として一定の成果があったものと認識をしております。

ご質問の 2 点目、「「おためし暮らし」「移住ワンストップ相談窓口」の実績について」であります。

おためし暮らしについては、本町への移住を希望する方を対象に、白銀台宿泊ロッジを活用して、町の自然、気候、生活スタイルなど町内における日常生活を体験できる機会を提供しており、平成 29 年度の実績は 9 世帯、13 人、延べ 366 日の利用があり、そのうち一人については、おためし暮らしが終了後、町内に移住されております。

また、本町への移住・定住の取組を効果的に推進するため、平成 28 年 4 月からは住民生活課内に移住相談ワンストップ窓口を設置し、前段で申しあげました移住に関する相談、マイホーム応援事業、おためし暮らしなどについての情報を提供するなど、きめ細かにワンストップでの対応に努めているところであります。

ご質問の 3 点目、「地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」に関する町の考えと取組について」であります。

総務省では、平成 28 年 11 月に大学教授などで構成する「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」を設置し、本年 1 月に「「関係人口」の創出に向けて」を副題とする検討結果の報告書を公表しております。

この報告書では、長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、みずからの出身地や過去の勤務地などの縁から、地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」という新たな概念に着目し、地域づくりの担い手不足などの課題に対し、関係人口という地域外の人材を地域づくりの新たな担い手として、多様な施策に取り組むことの重要性が示されております。

また、総務省は、今年度から人々が地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけをつくる取組を支援する「関係人口創出事業」を創設し、北海道や上士幌町を含む全国 30 の団体が事業採択を受け、地域イベントへの参加機会の提供や、ふるさと納税の寄附者に対する首都圏での交流イベントの開催など、地域とのつながりを深めるモデル事業が行われております。

こうした状況の中、十勝町村会では、東京、特別区長会と連携し、帯広市を含む管内市町村と東京都台東区、墨田区との広域的な連携交流事業のあり方を検討しているところであり、それぞれの地域の特性を生かした関係人口の拡大に向けて、管内 19 市町村の企画担当課長などで組織する「北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業」十勝連絡調整会議が、本年 10 月 5 日に設立されたところです。

町といたしましては、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域づくりの担い手の確保・育成が大きな課題となりますことから、今後の地域力の維持、向上を図るためにも、幕別町に関心を持ち、思いを寄せていただける方々を受け入れる仕組みづくりが重要であるものと認識いたしております。

現状といたしましては、この「関係人口」に関する具体的な取組には至っておりませんが、関係人口は、現在に至るまでの定住人口または交流人口を媒体として、幕別町に関心を持っていただくことから始まるものであると考えますことから、ふるさと会や小中学生の交流を通しての町外の方々との関係の強化、拡大や、ふるさと納税の寄附者に寄附金の使途や本町のまちづくりの熱意を届ける仕組みを構築するなどして、幕別町の応援団を増やしていくことが重要であると考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

平成 27 年の国勢調査におきまして、大正 9 年からの調査開始以来、我が国の総人口が初めて減少したところでありまして、今後、人口減少は避けられないのが現実でありまして、どのように地域の活力を維持していくかが大きな課題であるというところは、町長と同じ認識だと思っております。

幕別町においては、平成 18 年に忠類村と合併して、その当時、新町まちづくり計画の中で、新町を構成する 2 町村の平成 12 年の国勢調査人口は 2 万 6,080 人、昭和 55 年の 2 万 2,390 人に比べまして 16.5%の増加で、当時は、今後も宅地造成、公営住宅建設などの住環境の整備や、各種生活基盤の整備、福祉施策の充実、雇用機会の創出など、定住環境の向上によりまして緩やかに人口が増加するというふうにも見込まれることから、新町の人口将来見通しは、平成 32 年で 3 万 571 人と推計されました。しかし、平成 22 年の国勢調査で、人口が 2 万 6,547 人、平成 17 年に比べて 321 人の減。平成 25 年、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口で、今後の人口は徐々に減少することが予想され、新町の人口の将来見通しを平成 32 年度で 2 万 5,768 人というふうに下方修正した現実がございます。この新町まちづくり計画は平成 32 年までの計画でございますけれども、将来

人口が平成 32 年度における当初の 3 万 571 人から変更後の 2 万 5,768 人、4,803 人の減でございますけれども、この人口の乖離についての町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 合併協議会における人口推計、これも適当にやったわけではなくて、その当時における人口のトレンドがどう進んでいくかということ踏まえた中での推計をしたわけでありませぬ。ただ、時代的に言いますと、平成 15 年ごろでありますので、まだ人口減少時代には入っていませんし、また、その当時見込める住宅地の造成としまして、北栄町にはたしか 32 ヘクタールぐらいあったと思いますけれども、そこが大規模開発があるということで、その人口も見込んでおりましたので、そのことがベースになって増えていくだろうと、そんな見込みがありましたことから、多少の期待値も込みで 3 万 571 人という、そういった人口推計をしたということになります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） わかりました。

それで、総合計画の 5 期の中では、目標値を人口 2 万 8,000 人というふうにしたところであります。6 期計画でも将来人口の推計はされているところであります。現在の社会情勢からすると、やはり人口減少は避けられないというところであります。

町長の答弁の中で何点か質問したいのですけれども、まず、その定住対策、これから人口をいかに減少を少なくしていくか。最初、初日の同僚議員の 1 回目の一般質問の中で、町長は、人口問題というのは単に一朝一夕にはいかないと、20 年、30 年かかる問題だと。さらに町長の全総力を挙げて、いろんな施策を投入しながら、これからの幕別町の将来を担っていきたいという力強いお言葉をいただきました。それで、もう人口問題の答弁はいいかなと思ったのですけれども、まず、移住促進事業についてでございますけれども、平成 27 年から 29 年に東京、大阪、愛知に行かれて、移住促進イベントに職員が参加したと。それで、3 年間で 127 件の移住相談があったものの、移住・定住には至らないと。この移住イベントは北海道からそれぞれ行かれてやった結果だと思うのですけれども、そもそもこの移住イベントで成果が上がっていたのかどうか、実際的に定住・移住につながったケースはあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今の移住相談事業の移住フェアという形で、こちらについては、3 年間で、今おっしゃったように東京、愛知、大阪でご相談をお受けしたものであり、全部で 127 件の方からご相談をお受けしましたが、答弁にもありましたように、結果的に幕別町への移住された方はおりませんという実績が今の状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 全体として。

○住民生活課長（佐藤勝博） 効果につきましては、結果的に移住につながってはいないというのが現状でありますので、効果というところでいきますと、この実際のご相談の中で、抱える相手先が、相手の方が求められるご相談、意向というものを把握した中で、おためし暮らしのことですとか、あるいはこちらの不動産、住宅、住まいの状況ですとか、仕事あるいは子育て支援と、いわゆる町を知っていただくという機会につながっているということが、一つの効果であるということとあわせて、こういった関係を持った方々と、今でもフェアでのきっかけで会った後のつながり、幕別町の情報をその後も、年に一、二回になりますけれども、お手紙なんかも送って、関係性を持ったつながりをというところが、今の段階での効果というふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） わかりました。

関係人口は後から質問するのですけれども、その関係になると思いますけれども、私が質問したのは、このイベントそのものの実績ですよね。北海道から行って、このイベントを通じて、各団体が参加しているわけですが、その各団体で、全体で北海道に何人移住されたということを知りたかったのですけれども、もしわかればお願いします。

- 議長（芳滝 仁） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 北海道での効果、実際に北海道に移住された方の実績というのは捉えておりません。
- 議長（芳滝 仁） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 私も、いろいろホームページ等を見て調べたのですけれども、なかなか実績というのはわからなかったわけです。3年間行って、127件の移住相談があって、経費をかけて行っているわけですから、この3年間の検証というのはどういうふうにされているのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（芳滝 仁） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 検証ですけれども、実際そういった移住を考えていらっしゃる方々のいわゆるニーズというところで、先ほども申し上げましたけれども、やはり北海道については寒さがあるというところ、非常に寒いということに対して、そこで生活をしていけるかという不安がおりになるということも把握しましたし、こちらでの町としての魅力が一体何なのかというところをお伝えしている中で、今後に向けた課題あるいは取組といたしましては、一番大きいのはやはり雇用、働ける環境、そういったものの情報がなかなか乏しいというところが大きく言える課題と。あるいは、実際、おためし住宅ということで、今、忠類のロッジを活用したものをやっておりますけれども、それが、本町の場合には、忠類以外にも幕別の本町地区あるいは札内地区と、そういった地域もありますので、そういったところでも体験をできるような建物の準備だとか、あるいは実際にフェアに参加いただいた方とのそういった関係、そういったきっかけを通じて関係性を築いていく中で、実際にフェアに来られる方についても、どうしてフェアに参加されたのかという問いに対して、人を通じて聞いたのだと、そういったお答えもありますことから、一つ一つそういった関係性を持つことで、それが関心につながり、最終的には移住の決断ということにも結びついていくのかなというふうに考えております。
- 議長（芳滝 仁） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 第6期総合計画の第7節の中で、移住・定住施策の推進、施策の方向性の中で、移住環境整備、移住体験事業の促進、相談窓口の設置、移住・定住相談会に参加、情報の積極的な発信というふうな方向性が示されております。この中の移住・定住相談会はこれに当たると思うのですが、3か年参加されたと。平成30年の参加はどうされたかお伺いしたいと思います。
- 議長（芳滝 仁） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 今年度については、こういった道外で行われるフェアへの参加は見送っております。
- 議長（芳滝 仁） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 今後の考え方についてお伺いします。
- 議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 移住促進イベントにつきましては、これまで3年間やってきて、なかなか難しい、これはなかなか移住につながらなかったということもありまして、そこは私たちも、なかなかやっても難しいのだということはおわかっているところであります。ただ、今後これの反省といいますか、課題も見えてきたところでもありますので、いつやるということには今お答えできませんが、結果として、やっぱり幕別を知ってもらえる機会というのが非常に重要だということは考えておりますので、機会があれば、行くことが大事ではないこともありますので、幕別町を知ってもらえる機会は今後も捉えてやっていきたいと考えております。
- 議長（芳滝 仁） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） この幕別の移住・定住施策については六つございまして、それぞれ成果を出しているというふうに私も感じているところであります。この二つ目のマイホーム事業についても、149世帯420人の方が町外から転入されて、また、幕別本町、忠類地区に移住される方も増えていると。ただ、この中で149世帯引く20世帯は、129世帯は札内地区であると思っております。また、人数的には427

人から47人引いた380人が札内に集中していると。三極化する幕別町の中でやはり札内に一極集中というのは、これなかなか避けられないのかなという部分があるのですけれども、幕別、忠類に対してはさらに上積みして、そちらの定住にも力を、人数が行くような魅力を町としても考えているのでございますけれども、この辺の一極集中に対する町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、なかなか人の流れというのは食い止めることができないというのが実態であろうというふうに思います。これが容易にできるのであれば、過疎町村などはできないわけでありまして、やはりそこには住む価値という、いろんな価値がある中で、やはり利便性、利便性というのは、商業施設であったり、あるいは教育であったりとかするわけでありまして、そこを逆らって、あえてなかなか幕別・忠類地区に誘導していくというのは難しいのだろうなというふうに思います。

ですから、このマイホーム応援事業についても、金で釣るという言葉は悪いですが、割り増し額を多くして、忠類あるいは幕別本町に誘導しようかということも考えないわけではなかったのですが、マイホーム応援事業の利用者からのアンケートによりますと金ではないのだというところが見えてきたところでありますので、やはりそこはなかなか難しい。とは言いながらも、幕別本町、忠類にもそれぞれのいいところがあるので、そこは訴えていく、PRしていくことは必要であろうなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） あわせて、札内地区のこの人口の集中でありますけれども、最後のほうに、子育て世帯の人口が社会増として280人とされて、その結果を定住対策の結果が成功しているというふうに町長答弁でありましたけれども、この280人というところの子育て世帯の流れ、分布ですよね、それがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今の280名の動きはちょっと今捉えておりませんが、マイホーム応援事業におけるいわゆる転入、そして転入されている中でお子さん、子育て世代の方々のご状況をお知らせしたいと思います。

全体で299、そして945の方がマイホーム応援事業をご利用されている中で、その中で18歳未満のお子様がいいらっしゃる世帯が197件の実際339人、いわゆるマイホーム応援事業を利用された方の66%、3分の2がお子様がいいらっしゃる世代ということでありまして、そのうち町外からの転入は91世帯、人数で言いますと143人という状況であります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 今の説明によると、どういうふうな分布になっているかというのはわからないと。その辺はちょっと疑問なのですけれども、定住の中で、町長が最初に1日目の一般質問で答弁されたように、やはり子育て世代の方々に定住していただきたいのだと。移住も含めて、やはり15歳から65歳までの就労にかかわる人口に幕別町に来てほしいという思いを聞きまして、それがやはり札内に集中する、子育てに関しては便利なところという考えもあるのですけれども、中には田舎に行ってみたくらいのところもあると思うのですけれども、その辺の子育て世代の幕別本町、忠類地域への定住させるための何か施策というものはあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどもお答えしましたけれども、やはりこの世代こそ、子育て、教育に非常に関心があるわけでありまして。そうすると、あまり塾を褒める、推奨はできませんけれども、塾にいかに近いとか、あるいは進学した高校にいかに通いやすいかということは、かなり気にされているわけに加えて商業施設が、すぐコンビニがあるとか、大型店にすぐ行けるとか、そういったところに、今、価値観があるというふうに思っておりますので、これに逆らって、田舎暮らしはいいですよということも言っても、なかなか若者世代、子育て世代には同調してもらえないというのが実態なのかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。一極集中というのはなかなか、日本自体がそうですから、北海道自体も札幌、で札幌が東京、そういう流れというのは仕方がないのですけれども、それに対して、移住施策で魅力を知ってもらって戻って来てもらうというのがやはり大切なことではないかなと感じます。

次の、おためし暮らし、移住ワンストップ相談窓口の実績に移らせていただきますけれども、北海道新聞の中で、移住体験がホテルがわりだというふうな、効果に疑問符という記事が載ってございました。本町では、この中では、答弁の中で、29年、9世帯で1人の移住があったと。これは大変すばらしいことだと思うのでございますけれども、29年に至るまでの、この移住についての数字をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ちょっと今手持ちで、27年度からの実績を申し上げますと、27年度が6件、利用人数が11名、利用日数まで申し上げますと243日。

（「実際に住んだ人がいるかという」の声あり）

○住民生活課長（佐藤勝博） 住んだ人ですか。27年度からのおためし暮らしを利用された方での本町への転入等の実績はございません。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 今の答弁を聞くと、今までやっていて、今までで1人の移住があったというところで理解してよろしいですか。わかりました。なかなか難しいところでもありますけれども、この道新で出ていました「体験移住、ホテルがわり」というところで、答弁の中でも利用実績については書かれてありますけれども、このおためし暮らしの中で、本町の場合、毎年おためし暮らしの利用をされているようなことは確認できるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（川瀬吉治） おためし暮らしのスキー場の宿泊ロッジを利用している方で、簡単に言いますとリピーターというか、毎年来ている方というのは2組いらっしゃいます。その方は、まだ定住にはつながっておりません。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） そのおためし暮らしというか、その地域が、忠類がいいから毎年来るというところでもいいかなと思うのですけれども、毎年来られる方は、別にこのおためし暮らしでなくてもいいわけでありまして、ペンションは普通に使えるわけです。無理におためし暮らしに乗せることはないと思うのですけれども、その忠類のおためし暮らしの施設も、これ昭和54年ですからもう37年ぐらゐの経過があります。老朽化しているわけでございますけれども、今後のおためし暮らしの方向性についてお伺いしたいのと、先ほど課長の答弁があったとおり、おためし暮らしは忠類だけでございませぬ。幕別町は本町と札内地区とございますけれども、その中で、幕別町をいろんな方向から見てもらうというところでは、今後おためし暮らしを続けるとしたら、ほかの幕別本町、札内地区のおためし暮らしも必要かなとは感じるのですけれども、この施策の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おためし暮らしも、ここ数年やってきた中で、移住という点では実績がない、1人しかいないという非常に寂しい状況であります。総合計画では前向きに書いてはありますけれども、ただ、費用対効果ということを考えていったときに、果たしてこのまま続けていくことがどうなのだという事は、私は一回立ちどまって考える時期に来ているのだろうなというふうに思っております。やはり何といたって職の問題があるというふうに思いますし、先ほど課長答弁の中で、寒さということがあるという、移住フェアでそんな話がありましたけれども、ところが、忠類のおためし暮らしの29年度の実績を見ても、冬期間おられる方はいないのですね。夏のいい時期に、言ってみれば、先ほどのお話にありましたホテルがわりでないかという感は否めないというふうに思っておりますので、

ここで一度、これまでの施策の成果を検証した中で、こういった方向に行くかということは一度立ちどまって私は考える時期が来ているのだなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

逆に、この効果を出しているというところでも実際にはございまして、上士幌町、これはNPO法人を立ち上げてやっているところでもございまして、上川管内の東川町、浦河町。浦河町は、移住体験者413人中、26組58人の移住でございまして。滞在中は、町の担当者、町民ボランティアが町内を案内し、交流会の開催、釣りや乗馬体験等の町の魅力を伝えると。幕別町も、ホームページの中で「町内の案内、幕別町の施設や見どころ、宅地分譲地を担当者が紹介」というふうに掲載してございまして、なかなか難しいのかな、そういうところでもございまして、町長、一回立ちどまって考えるという答弁でございました。ただ、やはりこの魅力を発信していくということは大事なことでございまして、しっかりとした施策として考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、最後の、関係人口についてお尋ねしたいと思います。

総務省の「「関係人口」の創出に向けて」ということで、平成30年3月、地域力創造グループ地域自立応援課というところがあるのですが、その資料によると、平成29年12月までに都道府県・政令市67団体中67の回答で、市区町村が1,721団体中1,414団体の回答がありまして、関係人口というのはここ最近、平成28年ごろから出てきた言葉でございまして、その団体の中の総合計画にこれを載せているかという調査がございまして、町村では89団体に記載があったと、13団体が検討中で、記載なしが654団体、その他4団体という調査結果でございました。

本町においては、関係人口という言葉は総合計画の中には載ってございませんでしたけれども、今後の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 関係人口という、やはり言葉みたいな感じがしてしょうがないわけでありまして、要するに、今まで住んでいた方、あるいは勤務していた方、あるいは付き合い、交流のあった方、それらを含めて関係人口と言っているわけでありまして、こういう人方のまちづくりに対して協力をいただくとかということは当然必要になってくると思いますので、そこはやっぱり簡単ではないですけども、いろんな交流を広げていく中で、まちづくりに協力していただけるとか、あるいは何か得意分野があって講師をしていただけたらとか、そういうことが出てくるのだろうというふうに思っておりますので、私は、今までの環境より拡大させていく中で関係を深めていきたい、拡大をしていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 関係人口という言葉、私も知らなかったのですが、今回、一般質問するに当たっていろいろ調べてみました。また、この関係人口という言葉の危うい部分というところも少しわかったところでございまして、中には「結婚を前提としない交際」というふうな過激な部分も出てございまして、関係人口という言葉自体が冷たいというイメージがあると。定住促進、今までやってきた幕別町のこの施策である程度成果が出ている部分と、また、この人口減少時代で、これから各自治体のパイの奪い合いだという時代が来ているわけでもございまして、両方うまくやっていたらなというふうに思っておりますけれども、やはり町長の考え方では、これからは自治体の競争だと。逆に、この関係人口というのは、競争ではないよというふうに言っているわけでもございまして。これから人口が減っていく中で、幕別町は強気にいくという町長の答弁でございまして、本町に関係する人たち、例えば仕方がなくて町外に転出された方々、忠類から出ていった方も、私、1人に言われたことがあるのですが、広報紙を送ってこないかと。幕別町を離れても幕別町のことが気になるのだと、そういう方が1人いらっしゃいました。インターネットのバックナンバーで見るとはできるのですが、高齢の方はインターネット環境がないとできないという部分もございまして。町から転出された方に広報を送る、これは希望者に限ると思うのですが、そのよ

うな考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今までお付き合いがあった人に広報紙というので関係を築いていったらいいのではないかと考えてございますけれども、過去に東京幕別会の会員の方に送っていたという時代がございました。そのときは、まだインターネット、ホームページなんかも町がまだ整備がなかなかできていない時代でございまして、それらが整備されて情報というのが比較的容易にとれるようになったということから、ある意味、費用対効果も含めて、それらの対策、対応というのはしなくなっております。

今後につきましては、今、インターネットの話、ホームページの話もさせていただきましたけれども、先日来からお話しておりますように、SNS だとかそういう新たな情報発信ツールも本町としては考えていることから、そういうものでつながりを深めていくというのも一つの手段かなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） ただいま部長が答弁いただきましたこの SNS というのが、きのうタイムリーに新聞に載っていました。若い方たちの発想で、これからフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、そういう SNS を利用した取組をしていく、来年1月4日からというふうに載ってございましたけれども、これも、これからの関係人口を構築する中では、幕別町の情報を発信するという意味では、これはいい方向性だと思いますが、ただ、この始まるに当たって、各課が情報発信を手がけると、25日まで町職員に対して運用などの説明と SNS のリスクと法令遵守に関する講演を行うと。これから行うのに1月4日から始まるというのは、これ準備不足ではないのかなと思うところでありますし、またほかの自治体の事例をちょっと調べてみましたら、成功しているところもありますけれども、ほとんどは何か最初の意気込みからだんだん消沈して行って、やめざるを得なかった部分もあります。このインスタグラムというのはなかなか新しいところでもありますけれども、この本町としても人員削減、予算の削減する中、本来であれば専門の部署、担当員を置くのが望ましい形だと思うのですが、それは無理だとしても、職員の兼職では難しいのではないのかな、そういうふう感じたところでもありますけれども、ソーシャルメディア、これはやはり専門の方でないといけないと思うのです。町長も多分、つい最近までガラケーではなかったのかと。今はほとんどみんなスマートフォンでございまして、なかなか職員の中でもガラケーを使っている人もたまにはいるわけでございまして、この専任職員を置くような考えはないのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 新たな取組ということで、今、ソーシャル・ネットワーク・システムを導入するところでございますけれども、新たな配置というのは考えておりませんで、今、内部で検討しているのは、各課において同一のアドレスというのを持ちながら、それに各課が書き込んでいくという形でございます。情報の発信のある一定のルールというのを定めておりますので、それに基づいて発信するというので考えておりますので、さほど難しい問題ではないのかなと。ただ、管理という面で言うと、確かに管理を担当しているのは政策推進課広報担当でございますけれども、それらには特別な情報等を載せる際は決裁なんかをとっていただくということで、そこは管理は必要ですけども、他の部分についてはいつでも見られますので、さほどそういう仕事も増えないのかなということで、現在のところそういう専任の職員を置くという考えは持っていないところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） この事業はきのう新聞に出たばかりで、また、管内では初といううれしいニュースでありました。これはぜひとも成功させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

今こそ自然・再生可能エネルギー政策の充実をについてであります。

エネルギー政策の見直しが求められています。

9月に発生した北海道胆振東部地震の直後、全道規模の大停電が起きました。

幕別町でも最長で2日間にわたり電気が使用できず、スーパーやコンビニ、ホームセンター、ガソリンスタンドには長蛇の列ができ、また、災害情報が行き渡らず町民は不安な日々を過ごしました。病院で治療中の患者の中には、施術を受けることができず、命の危機を感じた方も多くいました。

このたびの停電で、私たちは幾つかのことを学びました。電気に依存した生活をしていること、そして苫東厚真火力発電所で北海道の電力需要の半分が賄われていることなどです。

従来の一極集中型の発電システムでは、今回のような事故があった際、対応し修繕を行い復元するのに大変な手間と時間を要します。

一方、北海道の送電線の容量の都合で売電できないという懸念から、地方の発電施設建設計画が相次いで足止めされており、十勝ではこの事態を受け協議会を設置し、地域で利活用するための分散型電源を検討していると聞いております。

地域は今こそ自立して、電力を生産し消費することが可能な小規模分散型のシステムに切りかえるときが来ているのではないのでしょうか。以下のことについて伺います。

（1）幕別町におけるバイオマス、バイオガスや小水力など自然・再生可能エネルギーの賦存量及び実際に利活用している資源の量。

（2）実現に向け課題を検討し、さらなる調査を行うこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「今こそ自然・再生可能エネルギー政策の充実を」についてであります。

本町では、自然エネルギーの地産地消の推進や、エネルギーの効率的な利用、環境負荷の軽減に向け、化石燃料に頼らない新たなエネルギーの導入に向け、平成18年に幕別町地域新エネルギービジョンを策定し、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットストーブの導入に対する助成を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図ったところであります。

また、環境への負荷軽減や安定した電力の確保のため、保育所や学校施設等の公共施設においても、太陽光発電を採用するとともに、近年は役場庁舎、札内コミュニティプラザにおいて、地中熱ヒートポンプによる再生可能エネルギーにより、自然環境に優しい公共施設を整備しているところであります。

ご質問の1点目、「本町におけるバイオマス、バイオガスや小水力など自然・再生可能エネルギーの賦存量及び実際に利活用している資源の量は」についてであります。

本町における自然再生可能エネルギーの賦存量については、直近では算定しておりませんので、平成28年度に実施した「幕別町地域新エネルギービジョンの検証結果報告書」の新エネルギー4種別の賦存量及び太陽光発電については、同ビジョン策定時の計算根拠に基づき算出した賦存量を例に申し上げます。

一つ目の雪氷熱エネルギーについては、年間賦存量が7,523万トンであります。町内にはこうした施設がありません。

二つ目の家畜ふん尿バイオマスについては、年間賦存量4万1,750トンのうち、9割に当たる3万7,575トンが堆肥として利活用されております。

三つ目の木質バイオマスについては、年間賦存量1万561トンのうち、1万508トンがエネルギー利用や農地還元等に利活用されております。

四つ目の廃棄物発熱利用エネルギーについては、町内から排出される一般廃棄物のうち、可燃ごみの総量を賦存量とした年間賦存量3,280トンのうち、幕別地域分の3,058トンをごみ焼却施設で全量焼却し、熱エネルギーとして利活用されております。また、太陽光発電については、年間賦存量が4万8,400ギガワットアワーであり、年間29.5ギガワットアワーの利活用があります。

ご質問の2点目、「実現に向け課題を検討し、さらなる調査を行う考えは」についてであります。

本年9月6日に発生したブラックアウトにより、従来からの大規模集中発電設備のあり方や、道東方面の送電系統の脆弱性の問題が重要視されるようになり、9月28日付で道内10町村及び酪農学園大学等で構成する「北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会」が北海道電力株式会社に対し、エネルギーの分散と固定価格買取制度、いわゆるFITの認定がスムーズに受けられるよう、送電線の強化について要望しております。

また、十勝管内においても、10月10日に帯広市、十勝町村会、十勝地区農業協同組合長会、帯広商工会議所、帯広畜産大学、金融機関等で構成する「十勝バイオガス関連事業推進協議会」が設立され、11月2日付で農林水産省及び資源エネルギー庁に対し、酪農畜産の再生エネルギー源等による地産地消型エネルギーシステムの構築や、バイオガスプラントの建設資源などの要請を行っているところであります。

今後も十勝市町村会の一員として、引き続きバイオガスプラントによる再生可能エネルギーの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） それでは、再質問を行いたいと思います。

9月頭に北海道胆振東部地震が起きました、その直後に全道で停電が起きました。想定外の大規模なブラックアウトということで、こういう災害時にこそ、住民の要求とか要望というのは噴出するものだと思います。その際の町長の苦労は大変なものがあったのではないだろうかというふうに想像するところです。

まずは、広く町長のお考えを伺いたいと思います。今回の9月頭のブラックアウトを受けて、その前後で変えられた思い、考え、あるいは強められた思い、考えなどありましたら、お聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回のブラックアウトについては、我々の力ではいかんともしがたい、ほとんど無力さを感じたわけでありまして、せいぜい役場庁舎、札内コミプラ、ここは非常電源がありましたので、ここでのみだけ平常業務をやっていた。ただ、住民の方が要望しておられた充電については、いつまでこのブラックアウトが続くかわからない中で、なかなか電源を提供することができなかった、そういうつらさも実はあったわけでありまして。

それで、今回一番感じたのは、このブラックアウトに関連して、下水道の札内ポンプ場が機能しなくなったわけでありまして、もうあと10センチぐらいで本当にあふれるかという非常に危機的な状況になったわけでありまして、その際に、動かなくなった時点でなるべく水を使わないでくださいといった周知を図ったわけなのですが、何しろ広報車であったり、ホームページに出しても電源がない、通じるところ、通じないところもあって、なかなか行き渡らないわけで、ともかく一戸一戸、各家庭に正確な情報が伝達できなかった、あるいは水の問題でデマが飛び交ってございましたけれども、その正確な情報も出せないということがありましたので、やはりこういう災害時に備えて、住民の方に的確で迅速な情報伝達システムというものが必要なのだなということを痛感したわけでありまして。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番(板垣良輔) 私も地震、ブラックアウト直後に町の中といたしましうか、住宅地といたしましうか、入りまして、いろんな意見を聞いてきました。今、町長がおっしゃったこととほとんど同じようなことを考えていらっしゃる町民の方多くおりました。電気がなかったら、テレビもラジオも視聴できない。それで、もう被災状況というのがわからないですし、この停電がいつまで続くのかわからない。それで、断水するぞというデマが流れて、その真偽を確かめるすべがないし、今度は下水道が危ないぞという、これは本当なのだというので、非常に情報の伝達の方法について危惧されている方が多くおりました。幸いと言っていいのか、2日間というふうなことでありましたので、大事には至らなかったというふうなところであります。幕別町だけでなく、今回のブラックアウトについては、全道、北海道に住む方々、もう皆さんがこのように感じたのではないかなというふうに思っております。

ほかに、もしも住民の方から困った声で、町に寄せられたもの、また、町で把握しているもの等がございましたらお聞かせください。

○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) ほかにということですが、ほとんど町長がしゃべってしまったのでないのですけれども、今回のブラックアウトを受けて、きのうもちょっと答弁させていただいたのですが、十勝総合振興局で即座に十勝管内の全市町村あるいは北電、NTT、あと金融機関ですとか、農協関係者、運輸関係の方を集めて、この震度4の地震に対して一体何が起きたのかと、記憶が新しいうちに1回整理しようということで、みんな集まって話し合いをしました。その中で出たのが、やはり情報なのですね。正確な情報が伝わらなかったために混乱を招いたということで、十勝総合振興局のほうで、ホームページ上で十勝の情報を1か所に集めて、今後このような間違っただ情報が流れないような、正確な情報を十勝管内全域に伝えるという対策をとったところであります。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 板垣議員。

○1番(板垣良輔) 日本は地震大国ということで、地震が頻発する地勢的な条件がそろっておりますので、10年後、20年後に今回と同じような規模、あるいはさらにそれを上回るような規模での地震が起り得るといふふうに考えております。電力会社が発電の方針をこのまま変えなければ、また先ほどの情報伝達のすべがないであったり、デマ情報に混乱するとかというように、いつか再び起こってしまうのではないかといふふうに考えております。

電気も今となつては、暮らしに欠かせない社会的なインフラであります。災害があつてもすぐに復元できるように手だてをとっていくこと、これは何としても10年後、20年度、いつやってくるかわからない災害に向けて今からやっけていかなくてはいけないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) それは全くおっしゃるとおりでありますので、ただ、我々はお願ひするばかりでありまして、電力会社が専門的な技術も駆使しながら、二度とこういふことのないように、今回の反省を踏まえて私はやっけてくれているといふふうに思いますし、本当に二度とあつてはならないなといふふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 板垣議員。

○1番(板垣良輔) おっしゃるとおりだと思うのです。なのですが、僕は町長より多少悲観的に考えているといふのかな、このような地震があつてブラックアウトといふふうになって、多数の生活に不安を与えるような事態になつても、あるいは先ほど質問の中で言いましたが、病院で入院されている患者の中には命の危機を感じるといふような、そういった事態となつたにもかかわらず、今のところ、この大規模集中型の電力のシステムを変えるといふようなことを、電力会社は特段表明していないように感じております。多分これからも見直すことはないのではないかなと思つているのです。といふのも、福島原発事故が起きて、なお原発再稼働を推進していくといふような立場なわけですから、

苫東厚真は、きっとこれからも北海道の電力需要の半分を発電していくのではないかなというふうに考えております。現在の電力の体制で、発電所にエラーが起こった場合、自治体行政や、あるいは個人ができることといたら、病気やけがで言うところの応急処置程度なことしかできないというふうに思います。発電機を貸し出したりとか、ホームセンターでラジオと電池を大急ぎで買って来るとかというような、そういったことしかできないのではないかなというふうに思っております。

私が今回の質問でただしているのは、こういった応急処置をより強めろというふうに言っているのではなくて、こういった全道的なブラックアウトがそもそも起こらないようにする、停電したとしても局所的、限定的であって、2日間とかと長期に起こらないようにする。つまり予防をしていくという発想が必要なのではないかなと思っています。

町長の先ほどの答弁の中で、もう既に幾つかの推進協議会が設置されて、地産地消のエネルギーシステムについて検討しているというふうな答弁がありました。これまでの電力の制度を大きく変えていくというふうな十勝での取組になりますので、乗り越えていかななくてはいけない制度とか、技術の壁というのは多くあるのだらうと思いますが、その中であって、町長には文字どおりエネルギーの分散型電源を推進していく協議会となるように、前向きに進めていくべく今以上に認識を強めて参加していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） バイオガス関連事業の推進協議会、十勝産学官金の構成で、十勝を挙げてバイオガスの受電をしていただくような、そういうお願いもしているわけでありましてけれども、これがその分散型、十勝におけるエネルギーの主翼を担うかということと、そこまでの発電量はないのですね。もちろん地産地消という部分はありますけれども、農業振興面での役割も非常に強いわけで、そこを永続的に農業をやっている中で、労働力の問題があります、省力化の問題もあります。そういう中で、いろんな畜産が抱えている課題を解決する一つの手法として、今バイオガス発電所の推進をお願いして、受け入れをお願いしているということでありまして、北海道全体あるいは日本全体のエネルギーというふうに考えたときに、そこまでは担えない。ただ、ベースロード電源になることは間違いないけれども、発電量からすると、そこまではいかないだらうなというふうに思っています。ただ、やることは電力も地産地消もありますし、農業、酪農業の振興という観点からも、しっかりとこれは、私は力を入れていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） おっしゃるとおりだと思うのです。ベースロード電源にはなるけれども、それだけで全ての電力を賄う、生活に一切不安なく安定的な供給が行えるというふうな規模になっていないというふうなことは重々わかっているつもりです。それでもなお進めていくということが何よりも大切なのだらうというふうに考えるわけでありまして。

FIT システムですね、固定価格買い取り制度によって、全国的に自然エネルギー、再生可能エネルギーを普及することができました。なのですが、自然エネルギー、再生可能エネルギーが、まるで投資の対象、投機の対象、売電益をもうけるためにやるのだというような、そういったものになってきてしまって、そういうものに取り扱われてきている現状がございます。

今回、送電線の容量の問題と、今般のブラックアウトによって、自然エネルギー、再生可能エネルギーはそういった色眼鏡を抜きにして、本来の可能性がちゃんと注目されてきているのではないかなというふうに感じているのです。もちろん課題があります。今、町長がおっしゃったような絶対的な規模ですよね。そういったものであったり、制度や技術の壁とかというのがもちろんあると思いますが、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、これから推進協議会で始まろうとしている取組は、さまざまな主体がかかわる、長期にわたる取組になるかと思っています。ですので、今すぐ具体的な施策をというふうに求めるつもりはございません。地域分散型電源によって、その程度はありますが、電力が地域で循環すること、また、電気料金を通して経済が循環していくということ、また、環境負荷の低減になって

災害のリスクを分散することができるということで、非常に積極的に進めていくべき政策だと思いません。ぜひ、前向きに実現に向けて検討を行うことを求めます。

同じようなことを聞くかもしれませんが、もう一度答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 十勝が抱える畜産の課題を解決する、においであったり、労働力不足であったり、あるいはお金をかけて堆肥をつくったのが、逆にお金をもらえるという、さまざまなメリットがあるわけでありますので、しっかりとここは取り組んでいかなければならない。

ただ、先ほど申し上げましたように、地域における主要な電力を担うというところまではいかないわけで、やはりそこは私は農業振興のためにやっていかなければならない。絶対量からして十勝全域をカバーできるような電力にはならないので、そこはそれぞれの町が抱えている農業上の課題として、それが課題がかなうような、解消できるような形で、十勝を挙げて取り組んでいくべきだというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。さまざまなそういった課題あると思います。同じことを言いますが、何はなくとも多くの市町村、十勝の市町村が丸丸となっていて、これに取り組んでいって進めていこうと思ったことは、まず何よりも喜ぶべきことだなというふうに思います。

ぜひ、これを前向きに実現できるように進めていただきたいということを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、若山和幸議員の発言を許します。

若山和幸議員。

○7番（若山和幸） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

農業における鳥獣被害対策のさらなる推進についてであります。

北海道が平成30年10月24日に発表した北海道全体における平成29年度の野生鳥獣による被害調査結果では、平成23年度をピークに年々減少していたものの、29年度は増加に転じ、被害総額で約47億5,000万円、対前年比約2%の増となったとあります。

また、町の鳥獣被害実態調査によると、農業被害額は減少傾向にあるものの、平成29年度においても約3,690万円であり、依然として大きな被害が発生しています。

この農業被害の約6割はエゾシカによるものですが、近年、キツネによるものも増加しており、また、昨年初めてアライグマによる被害も確認され、さまざまな動植物を捕食する雑食性の上、繁殖力も強いことから、今後の被害の拡大も懸念されるところであります。

今後、さらなる被害防止対策を推進する必要があることから、その対策について以下のとおり伺います。

①アライグマによる被害状況と捕獲実績、生息状況について。

②ドローン等、ICT技術を活用したエゾシカ一斉駆除の実績と今後の取組について。

③狩猟者の減少、高齢化が進んでいます。駆除も大切ですが、エゾシカを圃場に寄せない対策も必要であります。侵入防止柵の整備に対する考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若山議員のご質問にお答えいたします。

「農業における鳥獣被害対策のさらなる推進について」であります。

鳥獣による農林水産業などに係る被害は、全国的に減少傾向ではありますが、平成29年度で164億円と依然として高水準で推移しており、また、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加など、被害額として数字にあらわれる以上に深刻な状況となっているところであります。

このため、国では、平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を定め、ニホンジカ及びイノ

シシの生息数を35年度までに半減することを捕獲目標とし、鳥獣の個体数削減、被害防除、捕獲従事者の育成などの被害防止対策を総合的かつ計画的に実施しているところであります。

北海道におきましても、鳥獣被害額は、平成23年度の72億円をピークに減少傾向ではありますが、29年度には47億円と5年ぶりに増加に転じており、特にエゾシカによる被害が約8割を超えるという深刻な状況にあることを踏まえ、29年3月には、第5期となる「北海道エゾシカ管理計画」を定め、エゾシカの捕獲対策を重点的に実施しているところであります。

本町におきましても、鳥獣被害は、平成22年度の7,000万円をピークに減少傾向となり、ここ数年は横ばいの状況にあります。29年度の被害も3,690万円と依然として高水準となっておりますことから、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、ゆとりみらい21推進協議会を中心として、継続的に被害の防止に努めているところであります。

ご質問の1点目、「アライグマによる被害状況と捕獲実績、生息状況について」であります。

はじめに、「生息状況と捕獲実績」について申し上げます。

アライグマは、平成4年度に道内の13市町村で初めて確認されて以来、その生息域を全道各地に広げ、十勝においても17年度に初めて1頭捕獲されたことから、本町への侵入及び被害を防止するため、20年10月に「幕別町アライグマ等防除実施計画書」を定め、これにより特定外来生物の防除として、23年度に1頭、26年度に1頭、29年度に1頭、30年度に4頭の計7頭を捕獲したところであります。

また、「被害状況」についてであります。平成5年度に石狩地方の1市で1万5,000円の農業被害が初めて報告されて以降、急激に被害が拡大し、29年度には道内の約半数となる86市町村で9,750万円の農林業被害があり、本町におきましても、29年度に初めて1件、1万5,000円の農業被害が発生しております。

本町で初めてアライグマによる農業被害が発生したことを受け、平成30年度に「幕別町鳥獣被害防止計画」の指定鳥獣としてアライグマを追加するとともに、31年度当初の「アライグマ春期捕獲推進期間」に合わせて、有害鳥獣としての駆除を実施するべく、アライグマ用箱わな6基、赤外線センサーカメラ6基を購入したところであります。

ご質問の2点目、「ドローン等、ICT技術を活用したエゾシカ一斉駆除の実績と今後の取組について」であります。

エゾシカの一斉駆除につきましては、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、ゆとりみらい21推進協議会の鳥獣被害対策専門部会を中心に、北海道猟友会帯広支部幕別部会の協力のもと、平成23年度から駒島地区と茂発谷地区で、25年度からは茂発谷地区で、毎年4月に実施しているところであります。

ドローンを活用した一斉駆除につきましては、本年3月に愛知県に本社を置く「キャリアオ技研株式会社」と幕別町が、ドローンをエゾシカ駆除や防災、教育分野などに役立てることを目的に「連携協力に関する協定書」を締結し、本年4月には、同社が研究開発する「ドローンを活用したエゾシカ駆除システム」の実証実験の一環として、赤外線サーモカメラを搭載したドローン1台を活用した一斉駆除を実施いたしました。

一斉駆除の際は、ドローンからの空撮技術と赤外線サーモカメラの画像解析技術により、エゾシカ4頭の位置が正確に把握され、また、これらの位置情報を猟友会と共有したことにより、雄1頭を駆除したものであります。

なお、来年度の一斉駆除につきましては、ドローンのバッテリー交換時にエゾシカを見失うなどの課題も浮き彫りになりましたことから、複数台のドローンを使用するなど、効果的な捕獲体制に向け、キャリアオ技研株式会社や猟友会と協議しているところであり、ドローンなどICTを活用した効果的で効率的な捕獲方法については、今後とも継続して研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「エゾシカを圃場に寄せない対策として、侵入防止柵の整備に対する町の考えは」についてであります。

侵入防止柵の整備につきましては、ゆとりみらい21推進協議会の鳥獣被害対策専門部会において、

これまで協議していましたが、協議会の構成員であります農協から、管内の他農協が実施している、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した整備を行いたいとの要望を受け、本年度中に「幕別町鳥獣被害防止計画」を変更し、平成 31 年度からの事業化を予定しているところであります。

なお、この事業は農協が事業主体となり、資材費が定額補助となる「農家・地域住民等参加型の直営施工」による実施が予定されており、農業者や地域住民等で構成される公区などの地域組織が施工に当たることになるものであります。

また、実施箇所につきましては、侵入防止柵の十分な効果を得るため、計画的で広域的な設置や維持管理の徹底が重要でありますことから、地域内で合意が得られた地域組織から、順次、整備に着手していくことになるものと考えております。

いずれにいたしましても、適正な個体数に至るまでは、個体数減少に直接結びつく、銃やわなによる捕獲を強化することが必要であるため、新年度から猟友会の担い手対策として、銃やわなの狩猟免許を新たに取得する場合の経費に対する補助制度を検討するとともに、森林周辺などの被害が多い地域においては、あわせて侵入防止柵の整備を実施することにより、被害の軽減と柵の出入り口付近での効率的な捕獲に期待をしているところであります。

以上で、若山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7 番（若山和幸） それでは、再質問させていただきます。

まず、1 番目のアライグマに関することであります。

今年度 4 頭のアライグマを捕獲したと。過去 7 頭のアライグマを捕獲したということで、町内的にも増えてきているのではないかなと思うところであります。十勝管内でも昨年度の場合 282 匹というような新聞報道もありました。町内の過去の捕獲場所または昨年度の被害作物についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 過去 7 頭の捕獲場所ですけれども、平成 23 年度が札内川ゴルフ場、26 年度が南勢、29 年度が途別、それと 30 年度が明野、忠類朝日、それと忠類幌内で 2 件となっております。それと平成 29 年度の農業被害ですけれども、忠類幌内で発生しておりまして、被害作物はスイートコーンの 0.02 ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7 番（若山和幸） 害獣ではありますけれども、私自身、野生のアライグマは実際見たことはありませんが、捕獲したアライグマというのは、どういう状況で町民が目撃して捕獲に至ったのか、それとも偶然捕獲に至ったのか、その辺の経緯をお知らせください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 7 頭の捕獲ですけれども、平成 29 年度までの 3 頭につきましては、キツネ用の箱わなに偶然かかったものであります。その 29 年度の際に、地域住民からアライグマの目撃情報を募集しまして、それで 4 か所、目撃情報がありましたことから、4 か所に 30 年度はわなを仕掛けて、そこで 4 頭の捕獲があったものです。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7 番（若山和幸） 先ほど言ったように、アライグマの生態といいますか、まだまだ知られていない部分が多いのですけれども、キツネの被害なのか、アライグマの被害なのかというのも、なかなか判断も今のところつけづらいところがあると思うのですが、決定的にこれはアライグマの被害だと言える状況というのは、どういうことが考えられるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） アライグマの被害なのですけれども、やはりキツネ、タヌキと比べるとは難

しいものがあります。食跡ですとかふんというのは、やっぱり似ているようで、一番大きな違いというのは足跡になると言われております。アライグマの足跡は人の手のような形なので、それを見て判断するしかないと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 先ほど町長の答弁の中に、アライグマの被害を減少させるために、箱わな、赤外線センサーカメラをそれぞれ6基購入するというお話がありましたけれども、これはアライグマは銃による捕獲駆除ということは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 平成30年度に有害鳥獣として鳥獣被害防止計画には追加しておるのですが、ここで補助事業を活用してわな等を購入しております。次年度から有害鳥獣、わなの捕獲の申請をいたしまして、31年度からは銃による捕獲を予定しております。それに対しての補償費等もキツネと同額を予定しております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 新聞報道によりますと、十勝でも西部地域がかなり被害が多いというような報道がありました。特に清水町あたりでは、その半分ぐらいが清水町の被害だというような報道もありましたけれども、幕別はまだ被害が始まったばかりというような状況でありますけれども、先進地と言っただけなんですけれども、被害の大きい町村での有効なアライグマの捕獲情報というのは、今のところどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 先月、十勝管内のエゾシカ対策、アライグマ対策の市町村打ち合わせ会議を持ってあります。その中でもいろいろ議論しておりましたが、やはり箱わなで捕獲するのがほとんどとなっております。銃での捕獲はなかなか難しいというお話は聞いております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 今月の初めだったのでしょうか。テレビ報道で名古屋市の繁華街でアライグマの親子が車も人も恐れずに名古屋の中心部を徘徊し、ペットの餌を盗んではしたたかに生きているという放送がありましたけれども、このアライグマに関しては、農村被害ばかりでなくて、どんなところでも順応して生きていける動物のようでありまして、これは市街地においても被害が出る動物であります。その辺の市街地での対策というのは、どのように考えているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） アライグマに関しましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、特定外来生物としての捕獲を実施しております。このため、農業被害がなくても、市街地内でもわなを設置して捕獲することが可能となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） わかりました。

まだまだ数字にはあらわれていないでしょうけれども、かなりアライグマの被害というのは進行しているのだなというふうに私は思っております。その中であって、私を含めて、アライグマがどういうふうな特徴を持っていて、どういうようなところに住んでいて、どのようなというのは、町民にもっと情報を配らないと、なかなか町民からの通報といいますか、目撃情報というのは、まだまだ薄いものだと思いますので、その辺をもっと充実した中でアライグマの駆除に向けて頑張ってくださいと思います。

続けて、それでは2番目の ICT を利用した、ドローンを利用したエゾシカの一斉駆除についてご質

問させていただきます。

まず、先ほどのアライグマもそうですけれども、鳥獣被害対策には猟友会の皆さんの大変な苦勞あることに、心から敬意を表したいと思います。ことし、実証実験で一斉駆除をされました。私も産業建設常任委員のほかの議員と、短時間ではありましたが、一斉駆除を見させていただきました。ことしは実証実験ということでもありますけれども、次年度からどのような体制でこのドローンを使った一斉駆除を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 一斉駆除ですけれども、ことしの産業建設常任委員会の所管事務調査でもご報告したところでありますけれども、今回の一斉駆除でドローンを1台しか活用していなかったために、鹿4頭は捕獲できたのですけれども、バッテリーが今のドローンだとなかなか時間がもたないので、そのバッテリーを交換している際に見失ってしまって、また見つけるのに時間がかかったということがあります。先日、キャリア技研さんともご相談して、猟友会ともお話しして、次年度以降は複数台のドローンを使って、バッテリー交換をした際も見失わないようにという対策で考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 次年度もまだ実証実験という形の中で進めていくということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。次年度もドローンを活用して実証実験という形でやる予定ではあります。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 先ほど言われたように、産業建設常任委員会でもそれを実証実験でなくて、実際、お金、予算にしたらどのぐらいかかるのかというような話もありましたけれども、次年度も実証実験ということですので、研究を重ねた中でのこれからの予算ということになると思いますが、まず一斉駆除の場所の決定についてお伺いしたいと思うのですが、ことし私どものところも鹿がひどくて、萬谷部長も何回か来ていただきましたし、農林課の方にもカメラを設置していただいたりとか、縄を仕掛けていただいたりとか、大変お世話になったのでありますけれども、私どものところは茂発谷沢の上にあります、この一斉駆除の二、三日前から鹿が群れをなして私どもの古舞・栄地区のほうの畑に上がってきたというような経緯を農林課の方にもお話ししたのですけれども、当日、一斉駆除の日には、私も見ていましたけれども、ドローンで見た中では大きな群れはいなかったと。移動する動物ですので、1時間といえ、30分といえ、すぐ移動しますから、なかなか一概なことは言えませんが、一斉駆除の場所を変更できるのか、また、一斉駆除にするに当たっての条件というのがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 一斉駆除ですけれども、本町では平成23年度から実施しております。そのときは、駒島地区と茂発谷地区2か所で実施していたのですけれども、駒島地区での一斉駆除の成果がなかなか上がらなかったもので、25年度から茂発谷地区のみで実施しております。

一斉駆除なのですけれども、事前に猟友会等とも打ち合わせをしまして、なかなか周りに人家、牛馬等の飼養農家がないことですか、地域住民に危険が及ばない場所ですか、なかなか場所の選定が難しいところでもあります。いろいろ被害調査等も行っておりますので、今後、一斉駆除は4月に行っているのですけれども、その時期に鹿の生息が確認できて、一斉駆除ができそうな場所がありましたら、また猟友会等と打ち合わせをして、場所の選定は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） ドローンを活用した一斉駆除というのは、大変効率がいいと私も思って見ていたのですが、一斉駆除当日に至るまでの追い込みといいますか、やっぱり何日も前から、例えば茂発谷の

沢であったら、本当に茂発谷の下のほうにいるものなのか、もっと上にいるものかという、そういう調査というのが必要になってくるのだと思います、効率をさらに上げるとすれば、そういうような実証実験ということも、次年度は考えていかれるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。今回の一斉駆除の際にも、事前にドローンを飛ばして、生息場所等は確認していたのですが、何せ移動する動物なので、一斉駆除のその当日にそこにいるとは限らないという問題もありました。キャリア技研とも協議しているのですが、事前に探すというよりも、その当日のもうちょっと早い時間にその生息を確認して、一斉駆除を行うほうが効率がよいのではないかとということで、今後はそういった手法でちょっと考えております。

それと、鹿が好む誘鹿材というものがあまして、塩のようなものなのですが、それを事前に置いて、呼びつけておいて捕獲をするというのも、来年度ちょっと考えてみようとは思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 見ていて大変、赤外線つきのカメラですので、鹿がたとえ林の中でも容易にカメラで映るすばらしいものだと思って見ていたのですが、今いろんな場面でドローンが利用されて、またさらにドローンの活用というのは増えていくのでしょうかけれども、これを町単独で持って、これから災害のときであろうと、一斉駆除であろうと、いろんな場面で利活用というのが考えられると思うのですが、その辺はいかがお考えでしょう。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） ドローンの関係でございますけれども、今回、農林課というか、経済部では一斉駆除の活用ということでございます。キャリア技研との協定の中では、さまざまな面でドローンを活用できるかなということで協定を結んでおりますけれども、そういった全体的な活用方法を今後いろいろな活用、実証実験を踏まえて、町としてもドローンを購入するのがいいのかどうか、そこら辺は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） ことしのドローンを使った一斉駆除の検証をさらに深めて、ますます有効な道具として活用していただきたいと思います。

それでは次に、3番目の鹿侵入防止柵についてお伺いいたします。

先ほどの一斉駆除にもつながりますけれども、町内のエゾシカの冬、今時期はあまり姿は見られませんが、想像でしか仕方がないのかもしれませんが、町内に鹿が住んでいるのか、それとも例えばお隣の豊頃町の浜のほうから春になると移動されてくるのか、どのように捉えているのかお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） あくまでも推測にしかたらないのですが、越冬する際に恐らく大樹町晩成のほうに移動して、春先、餌が豊富な時期にまた移動して、全町に広がっているのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） そのことを踏まえて、防止柵についてお伺いしたいと思いますが、今回、町内の農協の要望を受けてということでもありますけれども、農家地域住民参加型の直営施工というような、今、町長からの答弁がありましたけれども、具体的にその要望地区というのは、今のところ出ているのかどうかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 侵入防止柵につきましては、ゆとり未来 21 推進協議会の鳥獣被害対策専門部

会の中でお話をして、侵入防止柵を希望する農協があればということでお話ししておりました。現在1農協から希望がありまして、先月2か所で地域住民に対しての説明会を実施しております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 私もその資料を見させていただいたのですけれども、侵入防止柵の整備というのですけれども、二つほどあるようのですけれども、その内容についてもお知らせください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 侵入防止柵ですけれども、種類は結構ありまして、ここ5年ぐらい十勝管内の各農協でも実施しております。その中で主流となっているのが、金網柵と電気柵となっております。その種類につきましては、地域での施工を予定しておりますので、どちらにするかというのは地域のほうの判断に任せております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 地域施工ということでしたけれども、直営施工ということでしょうか、その中に先ほど定額補助というようなお話がありましたけれども、その内容についてもお話しください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 定額補助ですけれども、この交付金を使って地域で自分たちで施工した場合に、上限額の補助金額が決まっております。そこまでは補助金額が出るというものです。電気柵ですと、1段1メートル当たり124円となっております。それと金網柵が1メートル当たり2,150円が上限の額となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 今の説明ですと、その金額内で施工できるということですか。もうちょっと詳しくお話しください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 直営施工になりますので、資材費のみの価格となっております。事前に農協さんと資材メーカー等と、あと管内の農協の状況等も確認しております。この定額の補助金内で資材費は購入できるということは確認しております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 金額だけ聞くと電気柵のほうが安いということですが、施工も電気柵のほうが簡単なのか、それとも施工は大変だけれども単価が安いということなのか、もう少し詳しくお話しください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 電気柵のほうが安価で、施工もやはりやりやすいというものであります。ただ、電気柵ですので漏電してしまう恐れがありますので、月に二、三回、草刈り等が必要になっております。あと、金網柵につきましては、大体2メートルから2メートル50の鉄柱を打ち込んで、ネットを張り込むのですけれども、メーカー等に問い合わせると四、五人で1キロが四、五日かかるというお話も聞いております。

十勝管内の状況なのですけれども、電気柵のほうが安価で施工しやすいということで、そちらのほうで進んでいたのですけれども、近年は維持管理費の問題ですとかがありまして、金網柵のほうにかわってきているということは聞いております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 資材のほうの単価はわかりましたけれども、地域で施工ということでしたけれど

も、今、農家も野菜等を組み入れた中で、いつになったらこういうことができるかという時期が今ないような状況なのですけれども、これをもし発注した工事ということになると、どのような単価になってくるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 今回考えているのは直営施工にかかわるものなので、金網の場合2,150円なのですけれども、委託で実施することも可能となっております。その場合、事業費の2分の1までしか補助は出ないようになっております。十勝管内もほとんどが直営施工で実施している状況となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） それでは、直営施工ということであれば、地権者の自己負担はないということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。金網柵とか電気柵の中にもいろいろ種類がありまして、グレードがありまして、一番いいグレードにした場合には、やはり若干オーバーする場合がありますと聞いております。あと、地形等の問題もありますので、その2メートルにしたり2メートル50にしたりというものもあるので、一概には言えないのですけれども、今の十勝管内の状況を見ると、定額補助の中でおさまっているような状況にはなっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） わかりました。

この3番目の質問の最初に鹿の動向というのを聞いたのですけれども、この侵入防止柵は何年かかるかわかりませんが、例えば本町から忠類にかけて、豊頃境にずっとつながったとしまして、鹿の侵入というのはかなり抑えられるのではないかと私は思っています。その中で、地権者だけが施工に従事して負担がかかって、その恩恵を西のほうに人たちが受けるというようなことになると、ちょっとかわいそうだなと私は思うのであります。そこで、町が助成というか、幕別の基幹産業の農業を守るという観点から、町が主体的になって幕別の農業を守るという観点から、その点の考えは町長いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、前提としている直営方式につきましては、この補助単価2,150円の中でやれるということですので、その中でやっていただくのが一番であろうと。ただ、超過負担がかなり出てくるということになれば、これは町だけでなく、農協を含めた4分の1ルールで、町が4分の1、農協も4分の1、そして事業実施団体が2分の1を負担すると、そういったことも考える必要もあるのかなというふうに思います。ただ、現状では補助単価の中でおさまるということでありますので、当面はまず事業の実施について見させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） この鳥獣被害について質問するいうときに、かなり私のところにも農家の方から電話が入りまして、侵入防止柵についてもお電話がありましたけれども、今の町長の答弁でいきますと、最初にこの事業に乗っていった人たちは、自分たちで施工して、幕別の犠牲と言っても幕別の農業のために施工していくと。後半になってくると、これは大変だということで、農協なり町なりの助成がついていくということでは、ちょっとかわいそうではないかなと、不平等が生じてくるのではないかなと。次年度、31年度からはもっと積極的に進めていくことはできないのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは本当に、私は現時点では補助単価の中でおさまるといような説明を受け

ておりますので、大丈夫だろうなというふうに思っております。ただ、超過負担が出るといっても、その出方次第だというふうに思うのです。それが倍もかかるよということになれば、やっぱり交付をするということになりますし、実施状況を見ながら、多少の負担はこれはお願いをするしかないのかなというふうに思っていますので、それで来年からということとはちょっと言い切れないなというふうに思っております。いずれにしても、農業施策につきましては4分の1ルールがありますので、そういう中で、農協の合意を得た中でやっていかなければならないなというふうにも思っております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） ぜひとも積極的な助成というか、いろいろ考えていていただきたいと思います。

この侵入防止柵ですけれども、まだ始まった、希望を取りまとめている状況だと思っておりますけれども、例えば地区内であって、その地域であって、皆さんがつくってほしいと言いながらも、ある地権者は、いや、俺は嫌なのだよとなって、歯抜けになることも考えられると思うのですけれども、その場合の対処の仕方というのは、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 侵入防止柵の設置場所につきましては、地域と猟友会と農協と町とで話して、効果的に設置しなければならないというお話はしております。ただ、隣の本別町の農協さんのお話なのですけれども、やはり山際に直線でつけたいのですけれども、賛同を得られない場所もあって、飛び飛びになっている箇所もあるというお話も聞いております。あと、林道への入り口ですとか、町道、そういう箇所につきましては、わなを仕掛けたり、折り返しをつけたりですとか、場所によってはスズランテープ等で代替したりですとか、いろいろ方策を考えながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） いろいろ工夫しながら進めていていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、若山和幸議員の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩いたします。

14：08 休憩

14：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

暮らしを守る国民健康保険制度に。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険税が住民の暮らしを困難にしているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがせています。

国保加入者の平均保険税は、政府の試算では中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。被用者保険（協会けんぽ、組合健保）は雇用者と加入者が保険料を折半する仕組みがあり、国保より加入者の負担が軽くなっています。国民皆保険制度の重要な柱を担う国保は、1984年の法改定で国保の医療費部分への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ抑制し続けてきた結果、住民にとって大変重い負担を強いる制度になっています。

厚労省の統計によると、国保加入者の構成は、1965年には7割が「農林水産業」「自営業」と合わせると8割近くになっています。今は43%が「無職」、34%が非正規雇用など、加入者世帯の貧困化が進んでいる中で保険料が一番高い制度になっています。

幕別町の国保加入率は、世帯で 31.4%となっており、平成 29 年度決算資料で資格証は 9 世帯 12 人、短期証は 155 世帯 285 人となっており、国保税が暮らしを圧迫しているのが明らかになっています。町民の命と暮らしを守るために、安心して利用できる国民健康保険制度にしていくことが求められています。

以下、次について質問いたします。

1、保険税について。

①恒常的に生活困難な人への減免制度を。

②大家族ほど負担の重い「均等割」の見直しを。

③国保税の軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを。

④国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げするために、国に財源確保を求めていくこと。

2、医療費について。

①国保法 44 条に基づき、恒常的に所得の低い人への窓口負担の軽減を。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「暮らしを守る国民健康保険制度に」についてであります。

日本における医療保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険が最大の特徴であり、その制度の根幹をなしているのが国民健康保険制度であります。

しかしながら、国民健康保険は、被用者保険等に加入している方を除く全ての方を被保険者としていることから、「被用者保険等と比べ加入者の所得水準が低い」「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得に占める保険税の割合が高い」といった構造的な課題を抱え、多くの市町村では、赤字補填等を目的とした一般会計からの法定外繰り入れや繰り上げ充用を恒常的に実施せざるを得ないのが実情であり、その財政運営は、大変厳しい状況にありました。

このような中で、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、本年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う新たな制度として、国民健康保険の都道府県単位化がスタートし、制度の安定化が図られているところであります。

ご質問の 1 点目、「保険税について」の一つ目、「恒常的に生活困難な人への減免制度を」についてであります。

国民健康保険税については、地方税法に基づき、納税義務者の負担軽減を図るため、所得に応じて 7 割、5 割、2 割の法定軽減措置が講じられており、それらの減額分に対しては、国民健康保険の財政運営上支障がないよう国及び北海道から一部が補填されているとともに、平成 26 年度以降、毎年、軽減基準の見直しが行われ、30 年度においても、5 割軽減と 2 割軽減に係る軽減判定所得が見直されたことにより、軽減措置が拡大し、さらなる負担軽減が図られているところであります。

町といたしましては、恒常的に生活困難な人への負担軽減は、あくまで法定軽減により制度上措置されているものと認識しており、それ以外の一律の減免措置については、国等における完全な補填措置がなく、結果的に他の被保険者の負担となってしまうなど、税負担の公平性を欠くことにつながることから、その制度化は難しいものと考えております。

二つ目の「大家族ほど負担の重い「均等割」の見直しを」についてであります。

国民健康保険税の標準賦課総額については、地方税法に基づき、世帯の被保険者数に乗じて税額を算出する均等割と 1 世帯当たりの税額を算出する平等割の応益負担、また、世帯の被保険者の所得に応じて税額を算出する所得割の応能負担、この応益負担と応能負担の原則に基づき、適切に負担を求める必要があります。

国では、平成 27 年 5 月の国民健康保険法の改正に対する国会の附帯決議を受け、子供に係る均等割保険税の軽減制度の導入について、今後の検討課題とされており、また、全国町村会においても、今後、国に対し、当該制度の創設についての要望を行うこととしておりますことから、現状において、

町独自での均等割の見直しは考えておりません。

三つ目の「国保税の軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを」についてであります。

国民健康保険税の軽減を図るために、一般会計からの法定外繰り入れを行うことは、国民健康保険に加入していない町民の方々の負担の公平性の観点から、原則行わないこととしており、今後は、国民健康保険基金の活用も含め、急激な税負担増とならないよう努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げるために、国に財源確保を求めていくこと」についてであります。

町では、これまでも国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国の定率国庫負担の引き上げによる公費負担の拡大を図ることについて、全国町村会を通じて国に要望しているところであり、本年4月からの新制度移行後においても、将来にわたって持続可能な医療保険制度として、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、さまざまな財政支援を講じることについて、国等へ要望してまいります。

ご質問の2点目、「医療費について」であります。

本町では、国民健康保険法第44条に規定する一部負担金の減免制度の実施に当たり、幕別町国民健康保険条例施行規則及び幕別町国民健康保険一部負担金の減免等に関する要綱に基づき、制度の運用を図っております。

また、一部負担金の減免等については、過去1年以内に災害や天災などの特別な事由により、収入が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となったことで、保険医療機関等への支払いができない場合を対象としており、あくまで一時的、臨時的な措置として適用されるべきものであります。

このことから、恒常的に所得の低い人が生活保護を受給し得るほど恒常的な困窮に陥っている場合には、生活保護法による医療扶助が保障されることから、一部負担金の減免等の対象にはなりません。被保険者等からの相談や減免等の決定に当たっては、社会保障の観点を踏まえ、個別具体的な事情を十分把握した上で、公平性を損なうことのないよう総合的かつ慎重に判断してまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） まず、恒常的に生活困難な人への減免制度を、この点について再質問をさせていただきます。

国民健康保険制度は、言うまでもなく、命と健康は平等という医療保障理念のもとで、いつでも誰でもどこでも保険証で必要かつ十分な医療が受けられる、こういう立場から社会保障制度として確立されてきております。

今の国保制度には、災害など所得が激減した人の保険税を一時的、臨時的に免除する仕組みは、今、答弁でも述べられておりますけれども、常設の免除制度ではありません。一時的に困った人は助けるけれども、ずっと困っている人は助けない、こういう矛盾した制度になっております。

こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険税が課せられたり、これは生活保護基準を下回るということは保険税などを支払った後の状況のことです。所得が生活保護基準ぎりぎりに上回る境界層が保険税を払うことで所得が保護基準以下となるケースが全国で発生しています。

幕別では、平成29年度決算では国保加入者世帯3,872世帯、6,878人となっています。そのうち所得200万円未満の世帯が73.2%です。加入者の未納件数は、未申告世帯、こは未申告ということですが、滞納が37%ということでは、所得の低い人たちが占められているという証しだと思っております。所得200万円以下が44.8%、合計81.8%を占めています。

深刻なのは、国保に加入していても医療機関で受診したときに全額自己負担となる、これは資格証明書ですが、国保税の滞納分を納めたとき医療費が戻ってくる、こういうことになっております。そして未申告世帯で3件、100万円未満で1件、200万円未満で2件、資格証明書が発行されております。資格証の発行は、所得が低く保険税が未納になっている人が医療機関に行ったとき、全額医療費を支

払わなければ受診できないのです。

国保のこのような制度のもとで、医療機関の受診が遅れ亡くなる「手遅れ死」が、民医連加盟の639事業所を対象に昨年調査した結果、63人にも上っております。全国の病院全体から見ると氷山の一角と言われております。幕別町で手遅れ死に至る町民が生まれることがないように、生活に困窮する人への国保税の免除、また、軽減する仕組みが求められております。

今、貧困と格差が広がる日本でこそ生活に困窮する人の国保税を免除、減免する、そういう仕組み、国としてなければ町として対処していくことが必要だと考えております。

その点について町長のお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町としてということでありまして、やはりこれは国が責任を持ってしっかりと補助金、負担金を出して制度を維持すべきものであるわけでありまして。

というのは、そもそもが構造的に加入者の所得水準が低いのですとか、年齢構成が高くて医療費がかかると。あるいは所得に占める保険税の割合が非常に高くなっていると。こういう構造的な問題があるわけで、責任を持って解消するのは国しかいないわけでありまして、これを町の責任でやるというのは、私ちょっと違うわけでありまして。そこのところをまず解消されて、どうなのだという事になるのかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 私も質問の中で、国に対してきちんと財源確保を求めていく、このことも最後のほうで質問はしているのですけれども、それを待っているのはなかなか、前段今お話いたしましたように、本当に暮らしに大変な人たちが医療を受けられる、医療が早期に受けられなくて重病になれば、それだけ医療費もかかりまして保険税が上がるという悪循環に陥るということはもう言うまでもないことなのですけれども、そういう国が財源措置することが私は一番だと思っております。

そういうふうに国が財源確保をする手前で町で手だてをとれることが、きちっと手だてをとっていくことが必要ではないか、そういう視点で質問をしているところなのです。国の財源確保が不十分だということは重々承知の上で、手遅れ死のないような手だてをとっていく、ここがやはり住民の命と暮らしを守る地方自治体の役割として必要ではないかということで質問をしているわけですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員がおっしゃるような手遅れ死というのは、これはあってはならないわけですから、そこは個々の事情を勘案しながら相談をさせていただいて、そういったことにならないようなことが一番大切であろうというふうに思っています。数字的なことは先ほど言われましたけれども、個々がどういう事情であるかは、やっぱり親身になって相談をした上でどうしていくかということ町としては提案をしていく、あるいは生活保護であればそちらのほうにつないでいくといったことが必要であろうと。

ただ、構造的に言いますと、やはりこれは町のできることは限られているわけで、町が言ってみれば関係のない人、税をそこに投入して負担を下げるだとか、そういうことはやはり町、民間の公平性を欠くことにもなってきますので、町がやれることというのはおのずと限度があるということは理解をしていただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 町長がそのようにお考えということは承知いたしました。そういう中で、それでは町としてこういう方たちに対して何ができるかということだと思っておりますね。

私は、この資格証の発行9件ということでしたが、3世帯は決算でちょっと所在不明ということでしたけれども、6世帯が資格証明書を発行されているのです。これは保険税が未納になっていて、そして病院にかかるときには全額支払わなければ病院にかかれない、こういうふうな資格証を発行することは、病気になっても病院に行けないということですよ。この資格証の発行の中で、未申

告世帯は3世帯、それから所得がゼロから100万円が1世帯、100万円から200万円が2世帯、世帯数としては少ない世帯数なのですけれども、一番こういう方たちが経済的に暮らしが大変だということがこういうことで証明されていると思います。こういう人たちにどうの手だてをとるかということは、まず資格証の発行をせずつめて短期証で対処すると、こういうことはできないのかどうか、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は個々詳細については承知しておりませんが、ただ機械的に資格証を発行しているわけではないわけで、これは納められない人については、その事情をお伺いした中でどうするか。例えば分納誓約してもらおうとか、そういう親身の相談をした中で対応をしているわけで、この9世帯がどういう状況になっているかちょっと私からは説明できませんけれども、少なくとも木で鼻をくくるような、そんな機械的な対応はしていない。個々の事情をお聞きした中で住民の方の意向を十分反映した納め方をしてもらおうとか、そういうような対応をしているはずであって、想像したことを言うてはいけないと思いますけれども、恐らく納税相談に来てくださいと言っても、うんとすんともないとか、接触が図れないような方がやむを得ずこういう形になったというふうに私は思っています。詳細については、後ほど担当のほうから説明させたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 本年3月末の資格証の交付者9世帯のうち、3世帯についてはお話ありましたとおり居所不明の方でいらっしゃいますので、残りの6世帯について状況をお伝えしたいと思います。

6世帯のうち2世帯については、納税相談含めてご案内等をして全く折衝が図れていないという状況であります。残りの4世帯につきましては、預金の差し押さえが3世帯、それから分納誓約が1世帯という状況で、4世帯については折衝といいますか、接触はできていますけれども、2世帯については全く折衝できていない状況であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 預金の差し押さえ、分納。この人たちは資格証ではなくて短期証を発行すべきではないでしょうか。

それと、この資格証を発行されている方々、担当職員が接触してもなかなか接触ができないとか、話し合いに応じられないとかさまざまな、職員も苦勞されていると私は思うのですよ。ですけれども、こういう方たちは恒常的に暮らしが大変という状況の中で暮らしている、そういう状況だと私は思います。ですから、なかなか話し合いがスムーズにいかない場合もあると思うのですけれども、そういうことも踏まえて丁寧な対応をしたけれども役場には来ない、訪問したけれども留守が多い、そういうこともある、私はそれは十分承知の上です。ですけれども、もっと懇切丁寧に対応していくということが問われているというのは、全国的な調査の中でも明らかになっております。ですから、そういうこともしながらも、やはり資格証ではなくて短期証で対処していくということが、病院に早くかかって病気が重くなる前に治療に行く、そういうことが医療費を抑えるという役割も果たすと思うのです。

ですから、今、町長は、国がそういう手だてをとらないので町だけで対処することは、国保税の軽減は難しいというふうにおっしゃったのですけれども、こういうことは町としてはできるのではないのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、職員が電話をする、あるいは訪問をする、それを繰り返しながらも接触ができない、あるいは誓約書を書いてくれたとしても全く誠意がないと。その結果として、こういうことがあらわれているのであって、通り一遍の対応だけで済ませているとは思っておりませんし、野原議員がおっしゃるような懇切丁寧な対応の結果として、どうしてもやむを得ずこういう形になったというふうに、私はそういう認識をしております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そこは認識の違いというふうになるのかもしれませんが、後ろが笑っていますけれども、私はせめて短期証で、やはり短期証があれば病院に行ったときに1割とか3割とかでかかれますよね。10割というとハードルが高いのですよ。ですから、そういう点でも、やはりここはもうさらに検討が必要だと思いますし、資格証でなくて短期証で対処している自治体もあります。町長は、これは他の町村のことを言われるのは心外だということを前におっしゃったこともあるのですが、研究の余地があるのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討もしていただきたいというふうに思います。ということなのです。

これは、でも本当に深刻なのです。お金がなくて国保税も払えない、医療費も10割だといったら、だんだん縮こまって生きていかなければならないのですよ。そういう人たちが、いや、大変だから病院へ行きますというふうに、こういうふうにして行けないのです。そういうところもわかっていただきたいということです。

次に、大家族ほど負担の重い均等割ということなのですけれども、これ幕別町では所得割、均等割、平等割を合算して算定されております。それで、低所得の方には7割、5割、2割の減免があります。これは承知しております。ですけれども、子供の数が多いほど国保税が引き上がる。これは均等割ですね。これは子育て支援に逆行しているのではないかと。同じ400万円の収入でも1人家族と子供が3人、4人いるところでは国保税が高いのは、これはもう承知の上だと思います。ですから、子育て支援に逆行するのではないかと、それから戦前の人頭税ではないかという、こういう批判が上がっております。

私も、この人頭税というのを調べてみました。これは1637年に制度化されて、1903年に廃止されております。これは納税能力に関係なく全ての国民1人につき一定額を課す税金。ですから、廃止になったということなのです。均等割は、この制度を引き継いだものと言われております。それが今の公的医療制度に残っているということなのです。この仕組みが国保税を低所得者や家族の多い世帯に重い負担としている最大の要因だと言われて、他の健康保険制度と違って保険税が重くなっている要因だということなのです。

子供が生まれたらすぐ1人幾らというふうに保険料が加算されるわけです。ですから、少子化対策、子育て支援として多子世帯を対象とした減免措置を行うべきではないかと私は思っております。その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは税負担というよりは、子育て支援の側面が私はあるのだというふうに思います。そういう見地から、答弁でも申し上げたわけでありまして、27年5月の法改正の際の附帯決議として、子供に係る均等割保険税の軽減制度の導入について今後の検討課題とした、まさしくそういうことだというふうに思いますので、ここはしっかりと国も子育て支援に力を入れて、私も入れていますけれども、それ以上にやっぱり国にはしっかりと制度として確立をしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） これもまた、国が制度として実施する前に、町としても手前に引き寄せてやっていけないかということなのですけれども、実際に足を踏み出している自治体もあるのです。埼玉県富士見市がそうなのですけれども、実際に北海道では旭川市で子供の3人以上に対する減免に足を踏み出しているのです。

ですから、幕別町でもできないことではないのです。今、町長は、子育て支援に力を入れていとおっしゃいました。ぜひ、こういうところでも足を踏み出していいただければ子育て支援になりますし、そして若い世代は子育て支援にどのように町が臨んでいるかというのは、注目しているのです。これは言うまでもなく子供の医療費や何かもじわっと他町村に広がっていきまして、幕別町に住んでみたい、こういう若い世代もいます。ですから、この国保税の子育て世代に対する軽減策を講じれば、それも

波及して、では幕別町はこういう町なのですよという口コミで広がっていくのです。ですから、そういうこともぜひ検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ご提言をありがとうございます。私も子育て支援、とりわけ多子世帯に対する支援というのは、非常にずっと頭の中に思ってきたことでありまして、何とか多子世帯、子供を持つだけでなくたくさん持っていただいて苦労されている家庭がありますから、そういうところに対する支援というのは必要なだろうなというふうになんかずっと考えてきたわけでありまして。

ただ、国保税に関して言うと、この減免というのは、私はなじまない、やはり税負担はきちっと公平に負担をしなければならないので、もしやるとしたら私は補助金みたいな形でやるのが本来である、税の中で減免をするというのは果たしてどうなのかなというふうに、制度的にそんな考えも持っております。ただ、では補助制度をつくりなさいということになったら、はい、わかりましたと簡単には踏み込めないものもあるので、一つの課題として私はずっとこの多子世帯に対する支援というのは考えてきたところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） いずれにしても、財源をどのように生み出すかというのが課題だと私は思いますね。それで、国保の場合には、減免などをした場合に国保会計の中ですれば、それが減免されない方々に保険税が上乗せされる。こういう矛盾を抱えているところに大きな問題があるというふうには思っております。

ですけれども、国保に加入していない世帯ありますよね、協会けんぽですとか共済ですとか組合健保ですとか。そういう方たちも、いずれは国保に加入せざるを得なくなると思います。そうなりますと、国保だけ税負担が増えるから、それ以外の人たちは不公平だよという、そういう視点ではなくて、やはり幕別町全体で国保会計をどうするかという、町民の意識ということもしっかりと啓蒙していただきまして、国保会計にはいずれ自分たちも入る、だからそういう軽減も必要なのだという視点に立って施策を考えていかなければならないというふうには思います。

そのためには、やはり一般会計からの繰り入れが必要ではないかというふうには思っております。その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほどの答弁でも申し上げていますように、原則はやっぱり国保会計の中で、税負担の中で賄っていただくことにあるというふうには思っております。

ただ、過去を振り返れば、では一般会計からの法定外繰り入れを全くしてこなかったのかと云ったら、そういうわけでもないわけで、そこはやはり政治的な判断ということになりましようけれども、どれだけの負担になっていく、急激な負担になっていくかというときの軽減措置というようなことであれば考えられるのかなというふうには思いますけれども、今のところはまずは国保については基金がありますので、ここを最大限活用しまして急激な負担にならないように対応していきたいというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今年度の決算から国保に基金が積まれておりますよね。国保会計に一般会計から繰り入れしていたというのも事実であります。

それで、都道府県化に移行しましたよね。そうなった中で、一般会計からの繰り入れに対する国からの指導というか、そういうようなこともあるやに聞いているところなのですが、新制度にそういうふうに入られていても国保会計への一般会計の繰り入れは自治体で判断していく、こういうことも通達されておりますので、一般会計から繰り入れして、そういう国保税の減免ですとか前段に均等割の軽減ですとか、そういうこともできるという、そういうことでもありますので、そこはもっと工夫が必要ではないかというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今、議員おっしゃるとおり、法令的にはその部分を縛るものではないのですが、今年度4月から国保も都道府県単位化ということで財政運営の責任主体は北海道が担っております。

ただ、この広域化になる背景ですけれども、こういった一般会計からの基準外の繰り入れ、いわゆる国保に加入して、国保に必要となる経費については半分が公費負担、そして残りは保険税で賄うというのが大原則でございます。ですので、一般会計からの繰り入れということになりますと、国保以外の町民の方にご負担をしていただくということになりますので、当然としてそういったことを解消して原理原則の中で国保の運営は国保の被保険者、いわゆる受益、給付と負担というその大原則の中で当然運営をしていくのが基本だというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） その基本になる考えは重々承知の上で質問しているわけですから、やはりそういうふうになりますと、医療費が上がるとますます一人一人の国保税の負担は上がるのです。そうすると悪循環になる。その悪循環にならないためにどうするか、地方自治体でどうするか、そこはもう検討していかなければならない、そういう状況にまで国保会計はいつていると思います。ですから、そういうことも進めながら、私は国に財源を求めていくということも質問いたしますけれども、それと同時に町として何ができるかということも検討していかなければならない、このように思っております。

それで、国保財源を健全化するためには、今、全国知事会ですとか市町村会、それから町村会でももちろん国に財源を求めているということなのですけれども、知事会でも1兆円の公費負担を知事会が政府に求めているのです。そこまで国保会計が非常に困難になっているあかしたというふうに思います。ですから、こういうところでは町村会にも町長も参加されておりますので、さらに強調していただくとことはもちろんなのですけれども、それだけ国保会計が大変な状況に陥っておりまして、地方自治体も、それからそこに住んでいる住民も、大変な思いをしているということなのだと思います。

ですから、そういうこともやりながら、町として何ができるかということを考えていくときに、やはり本当に暮らしが大変で困難に陥っている、そういう人たちのために町として何ができるかというのが前段の質問なのです。ですから、一般会計から繰り入れるということもそういうことですので、国に要請していくことと町でできること、この2本立てで本当に暮らしの大変な人たちに手だてを講じていく、これが町の役割ではないかと思います。その点もう一回お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃっていることは全くそのとおりだというふうに思います。ただ、町ができることというのはなかなか限られていて、何でもかんでもできない、そこにつらさがあるわけでありませう。

ですから、大変でしょうけれども、現行税率を少なくとも上げないような形で努力をしていきたいなというふうにまず思っております。そこは先ほどの基金の活用も含めて、今も苦しいでしょうけれども、今以上に税負担が高まらないような、そういう努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） これ以上上がらないような手だてをとっていくということが、本当に大事だと思います。

では上がらないためにどういうふうな手だてをとっていくかということは、町長はどのようにお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこは基金がまだありますから、基金の活用というのは優先順位としては一番になってくるのだろうというふうに思います。あとは、その時々状況によっていかにするかについては、今この場では明言はちょっとできないかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは、これ以上国保税が上がらないような手だてをしっかりとっていくということでありましたら、医療費を抑制するですとか、そういうことが大事だと思うのです。ですから、そのためには、早期発見、早期治療、そして本当に早く病院に行って早く治すということが大事なわけで、また前段に戻りますけれども、そういう手だてが本当に大事だと私は思うのです。そういう人たちはなかなか声を上げられないものですから、代弁して言っているというふうに私は思っています。ですから、ぜひそこは研究していただきたいと思います。

次に、医療費の窓口負担の減免なのですけれども、国民健康保険法の第 44 条、この自治体の判断で一部負担金の減免、免除などを実施できるといたしまして、幕別町では 2011 年に要綱を制定しております。幕別では四つの基準がありまして、震災や風水害に見舞われたとき。干ばつや冷害、農作物の不作のとき。理由があつて著しく収入が減少したとき。会社が倒産、事業所の休廃止。この四つが基準になっております。ですから、2 年前の台風のときにも、この対象になった方はいらっしゃると思います。

でも、今そういうことでは、突発的に大変なことが起きたときには救われるというのは、もうこれは事実で証明されていると思いますけれども、やはり恒常的に所得が低いところは救われないのです。ですから、このところで実際に足を踏み出している自治体もあります。もう町長もご存じだと思います。2 年前に同僚議員が質問しています。そのときに町長は、研究していきたい、このようにお答えになっております。この 2 年間どのように研究されてきたのか、お聞かせ願います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局、一番ネックになるのが、やはり公平性の問題なのです。制度そのものがもうでき上がってしまつて、そこで特定の人だけ恒常的に減免をしていくということが制度そのものでなっているにもかかわらず、さらにそれを上乘せするということに対して、やはり一番公平性が保てないなというところでジレンマに陥っているわけですし、それを打破するのは何かといったときに、ないのです。そこがやはり組み立て上うまくいかないなというところで、何もできない、今も何もできないというのが現状です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 研究していった結果、何もできないという結論に至ったということなのでしょうか。非常に残念に思います。実際に四つの基準のほかに五つ目として本当に特別な事情、これは生活が大変だという、特別な事情を組み入れて手だてをとっている自治体もあります。

ですから、そういう研究をどのように行ってきたのか。公平性、できないのはいつも公平性に欠けるから。では、その公平性に欠ける部分をどうやって切り開いてそういう方々に手を差し伸べていくのか、そういう研究が必要なのではないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局この減免というのは、一時的、臨時的に困った方を救おうという、そういう制度ですので、それをずっと低所得だから、生活に困っているからといって救うというのは、もう課税の段階からそういった制度的にあるわけですから、なおさらそこに加えてここを町独自で、確かに 1 項目加えればいいのです、「町長が特に必要と認めたとき」と。ですから、条文をつくるのは簡単ですが、それが本当に町民全体の公平性を考えたときに、果たしていいのかどうなのかというところで、やはりそこは理論武装ができないな、組み立てができないなというところで止まっているということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 私は、いつも公平性ということで、本当に暮らすのが大変な方々への施策がストップしています。その公平性というのは何なのか。もっともっと議論して対策を講じていくことが必要だというふうに思っております。ですから、実際にどういう状況で、どういうふうに暮らしが大変なのかということをもっと知る必要があるのではないかとこのように思います。

そういう点でもさらに私も研究もしていきたいと思っておりますけれども、町としても研究をしていただいていただきまして対策を講じていくことが、本当にこの幕別町に住んでよかった、住んでいきたいのだというふうなことが町民が実感として感じる、そういうふうになっていくのではないかとというふうには思っております。そこのところが平行線であります。ですから、さらに研究も進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、最後になのですが、町長は昨日、再選出馬の意向を表明しております。その中で、これからは自治体の力量も試される時代。これも私、前段に質問したのは、力量が試される、そういうことになると思います。町民が住み続けたいと思える町に。市町村が競争する時代になる。これは何を競争するかといったら施策で競争することになると思うのです。どういう立場で施策を競争するのか、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。そして本当に暮らしが困難な町民に対しても、しっかり配慮した施策を講じていただきたいと思います、そのことを質問して終わりにいたします。

以上です。

質問項目になかったものですから、答弁をいただけるのでしたら答弁をしていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本当は全ての町民の皆さんが住んでよかった、住み続けたい、そして周りの町から見たら幕別いいことやっているねと、魅力あるねと、住んでみたいわと言ってもらえることが理想郷であろうというふうに思っています。

ただ、限られた財源の中で、いかに魅力と思えることを施策としてちりばめられるかということが難しいところでありまして、そこはやはり何でもかんでも総花的にやることは全く無理な話でありますので、昨日も申し上げたように選択と集中ということで、いかにそれを強調して訴えていくかということ、それは子育て世代にもそうですし高齢者もそうですし、あるいは低所得者あるいは障害者もそうです。そういう方たちがひとしく住んでよかった、住み続けたいというふうに思ってもらえるような施策を組み立てていきたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:09 休憩

15:20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして質問いたします。

1点目、保育料の無償化の課題についてであります。

政府は、2019年10月から幼児教育・保育の無償化を目指しています。スタートまであと1年を切りましたが、解決していかなくてはならない課題が山積しています。

幼児教育・保育の無償化は、その内容が大変複雑で、保護者負担の全てが無料になるわけではありません。

保育を利用したい保護者の全てが安心して預けられることができ、保育料の無償化が継続的な自治体の制度となるよう以下について伺います。

（1）住民負担の増加についてであります。

①これまで住民税非課税世帯は保育料は無償でしたが、このたびの保育料無償化により給食費が新しく住民負担となるため、住民税非課税世帯はこれまでなかった負担を強いられてしまいます。特別な手だてを講ずるべきでは。

（2）自治体負担の増加。

国は2020年度から、保育運営費の自治体負担を増やすとしています。

①幕別町の予想される負担額は。

②保育料無償化政策を持続可能な制度とするため、国にしっかり国庫負担を求めるべきでは。

(3) 保育施設の確保。

①保育料無償化が、これまで保育を利用していなかった世帯が利用を始めるきっかけになり得ます。想定より多く申し込みがあった場合、現在の町の保育施設で受け入れることができるのか。保育施設の確保、増築を考えるべきでは。

②保育の質を維持するためには、保育士の確保も重要です。保育士の待遇改善を。

2番です。学校司書の配置についてであります。

豊かな学校活動を保障するためには、専任の学校司書の役割はますます重要になっています。

学校の司書教諭は、学級担任を兼務していることが多く、さまざまな教育活動を複数同時に担っていることから、役割を十分に果たすことは難しいと思います。

学校における読書活動の推進、学習環境の整備・充実、そして学校図書館を利活用した授業を可能とする専任の学校司書の配置を求めます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして答弁をさせていただきます。

「保育料の無償化の課題について」であります。

国は、昨年12月の「新しい経済政策パッケージ」、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型に抜本的に変えるため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育の無償化の方針を示し、来年10月からの実施に向けて、現在、検討が行われているところであります。

ご質問の1点目、「住民負担の増加について」であります。

本町では、平成28年度から子育て世帯の保護者負担の軽減と保育施設における食育の推進を図るため、町独自の支援として、3歳以上の児童に対し温かい主食の提供を行っております。

現在、国では、これまで保育料の一部として保護者が負担していた副食費について、生活保護世帯の全てと住民税非課税世帯、ひとり親世帯等の一部は引き続き無料とする方向性を示しておりますが、さらに、免除対象の拡充等の措置を検討するなどとしており、今後も国の動向を注視しながら副食費の負担のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「自治体負担の増加について」であります。

一つ目の「幕別町の予想される負担額は」についてであります。

国では、「幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）」において、平成31年度は無償化の実施に当たり初年度に要する経費は全額国費による負担とし、32年度以降は、現行制度と同じ国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1の負担割合とするとしております。

このことから、本年度の保育料をベースに、平成32年度における本町の負担額を試算いたしますと、保育料収入が年間で約6,700万円減少するものの、民間保育所及びへき地保育所などに係る国と北海道からの負担分が約4,500万円になることと見込んでおり、本町の負担分として約2,200万円になるものと推計しておりますが、負担率は従来と変わるものではなく、この町負担分につきましては、これまで同様に地方財政措置がなされるものと見込んでおります。

二つ目の「保育料無償化政策を持続可能な政策とするため、国にしっかり国庫負担を求めるべきでは」についてであります。

保育料の無償化に当たっては、国の確実な財源の保障及び子供たちの安全を確保するための保育の

質の担保が必要であり、町ではこれまでも保育料の無償化に関して、国と地方の役割分担や負担のあり方について、地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確保するよう全国町村会を通じ要請を行ってきたところであります。

なお、幼児教育をめぐる国と地方の財源負担協議においては、認可外保育施設や子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園などについて、市町村負担を3分の1とすることとしておりましたが、国が譲歩し4分の1とする提案を12月10日に全国市長会が受け入れを決定し、全国町村会もそれに追随する方針としたところであります。

ご質問の3点目、「保育施設の確保について」であります。

町では、今後の教育・保育事業の量の見込みについて、来年1月に実施いたします「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るニーズ調査において、保育料の無償化が実施されることを想定した上で教育・保育の利用希望をご回答いただくこととしており、本調査による保護者のニーズや将来的な人口推計に基づき、本町の保育需要に沿った保育施設の整備や保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「学校司書の配置について」であります。

学校司書につきましては、学校図書館法において、「学校には、司書教諭のほか学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならない」とされているところであります。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事し、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める役割が求められております。

現在、学校においては、校内組織や司書教諭が中心となり、図書の選定や収集、読書活動の指導、図書を使った調べ学習の支援をはじめ、町図書館職員の助言や支援による学校図書館の書架の整理、蔵書の配置がえを行うなど、学校司書の役割を担いながら、学校全体で児童生徒の読書意欲の向上や利用促進の取組を行っているところであり、教育委員会といたしましては、引き続き町図書館と連携を図りながら、運営に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

また、本年4月に策定いたしました「第3期幕別町子どもの読書活動推進計画」の中でも、「学校図書館運営の手引」の小学校版の更新と中学校版の作成に取り組むとともに、図書委員会活動の支援と子供の活動状況に合わせた図書館運営を実施できるよう、学校図書館司書の配置を検討することといたしております。

学校司書の配置に当たりましては、全国町村会では「学校司書の配置を促進するための必要な財政措置の引き上げ」について、また、全国市町村教育委員会連合会では「司書教諭及び常勤の学校司書を配置できるよう定数措置を講じることとし、学校司書の定数措置を行わない場合は、配置に係る地方財政措置の拡充」について、国に要望をしているところであります。今後におきましても、北海道町村教育委員会連合会等を通じ、学校司書の配置とあわせ、司書教諭の専任配置について要請してまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

保育料の無償化については、現在、財源について、質について、協議がなされている最中であるために、なかなかこれだということはおっしゃることができないのですが、やはり心配することが何点かありますので、町の考えについて少しお聞きしたいと思います。

先ほどご答弁にありましたとおり、生活保護世帯や非課税世帯では給食費が引き続き無料というこ

とで、大変安心したということがあります。やはりこれは拡大していかなくてはいけないものでもありまして、例えば要保護世帯や未満児への影響について、町としてはどのように押さえているのかお聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず、要保護世帯の関係なのですが、本年度の保育料をベースに試算いたしますと、現在、町の保育料が2,000円と設定されている部分に該当する児童が6名いらっしゃいます。こちらの方が現在2,000円の保育料であるところが、国が示す給食費でいきますと4,500円に増額となるというふうはこちらでは見込んでおります。

あと、逆に未満児の関係は、国が示す今の方針ですと無料になる方が3名増えるということに試算しております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） では、少し説明させていただきたいのですけれども、保育料の無償化で給食費がすごく変わってきてしまうのです。すごく複雑に変わってきます。主食が今まで保護者負担でした。副食は保育料に繰り入れられていました。これは3歳以上の場合です。3歳未満児の扱いについては、主食も給食費も保育料に入っていたのです。なので、もともとかかっていたのはないのです。

それが幕別町では、主食のほうは温かいご飯の提供ということで実際持ち出しがありません。先ほど課長がご答弁したとおり、要保護世帯は去年の子ども・子育て制度の改正で9,500円近くあったものが2,000円に引き下がり、よかったなと思っているのですが、仮に給食費が外になってしまうと4,500円に増えるのです。要は2,000円だった保育料が4,500円に増えるというようなことが発生します。

未満児につきましては、今、先ほどご答弁がなかったのですが、給食費については外出しということが政府のほうで発表されています。未満児は住民税非課税世帯だけが、あと生活保護世帯が無料になるのですが、そのほかは普通にかかってくるのです。そこについては給食費の扱いがどのようになるのか、要は主食も副食も外出しになって全体として増えてくるのではないかと懸念があるのですが、その押さえをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 未満児につきましては、これまで同様、保育料の中に含まれているということで押さえております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。今はそういった方向にいるということですね。了解しました。

では、負担が増える世帯で、やはりその要保護世帯のところは今ちょっとあれなのかなということがあります。副食費につきまして、やはり幕別町の保育所、多くが自校式でやっているのです。そうした場合に給食費が別途かかってきて、4,500円というのは国の算定基準なのですけれども、例えば町として地元食材の提供によって多少抑えるとか、地元産を提供することによって地産地消を促すというような政策がとれないのか、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど課長のほうから3歳以上児の副食、国の基準では4,500円というようなお話をさせていただきましたけれども、この扱いについてもまだ確定したものではありません。今、我々としては、なるべくであればこの部分もかからないようにしてほしいと、そういう思いでいるわけでありまして。

それで確定していない中で、どうしろこうしろという質問は非常にお答えしづらいわけでありまして。この4,500円の扱いもどうするかということも一つ選択肢としてはあるでしょうし、それと実費でいただきますよといったときに、ではどういう形で実費を取るのだということもありまして、これは今ちょっといかんとも内容については確定したことに基づかないわけでありまして、検討も今まだしていないところでありまして、その答弁については差し控えたいというか、できないものというふう

うに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

では懸念することだけちょっとお話しして、今後の対策を練っていただければと思います。

幕別は今、先ほど町長がお話ししたとおり実費負担、要は実費徴収がという話がありました。子ども・子育て支援制度の中に13事業があります。その中に補足給付事業というのがあります。要は、日常的に必要なものだったり、教育やそういったものに必要な材料を補助するという事業があります。幕別町は今まで保育料に関しては、実費負担を求めていなかったのです。なので、そもそも検討するものではなかったのですけれども、今後そういったふうの実費負担が加わるようであれば、ぜひこちらを検討していただきたいというふうに思っております。帯広では去年入れて、補足給付事業を行っているところもあります。やはり新しい事業に変わるので、ぜひその辺の検討を求めたいと、こういうふうに思います。

では、答えられないということなので、この辺はちょっと飛ばして次に進めたいと思います。

自治体負担についてであります。町として答弁いただいた中で、2,200万円ほどの負担になるということで答弁いただきました。こちらにつきましても、地方財政措置でされるのではないかというお話がありました。これも決まってはいないので、なかなか私もこうしろああしろということも多分答えがないのであれなのですけれども、やはり町としても、まだ決まったことではないので、しっかりと地方交付税措置で賄うように求めていただきたいというのがありますが、町長、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはもう当然の話でして、無償化は国の責任においてやるわけですから、そこに地方負担が生じてくるというのは私から言うともってのほかでないかなというふうに思っています。ここはもうあってはならない、地方負担が生じるということがあってはならないというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ全国町村会でも、そういった意見を言って、先陣を切っていただければと思っております。国への財政負担は同時ですので、ぜひ同じように求めていただければと思います。

次、3番目の保育施設についてであります。こちらも今度新しく無償化になりまして、かなり無償の範囲が広がってくるのです。

そこでお聞きしたいのが、保育の無償化の範囲で、自主運営ですとか認可外の保育・教育施設が対象外というふうになっています。仮に現在の幕別の施設で保育の無償化になった場合、対象にならない施設があるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 国が示す方針といたしましては、認可外施設につきましても金額の上限はございますが、無償化の対象となるとされております。本町におきましては、認可外施設というのが事業所内保育が1か所、それからこれと同じように該当しますが、私立の幼稚園で子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園が1か所ございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 幕別町では全ての施設に対しては無償化になるという方向でよろしかったでしょうか。わかりました。

実はこの無償化に対しまして、ベビーホテルですとかベビーシッターなど幅広い認可外施設、サービスも含まれるというようなことが、まだ検討段階なのでどうこうというわけではないのですが、実はこの中で幕別町で行っているファミサポの事業ももしかしたら対象というふうな話があります。実際の条例で、こうしたサービスについて認可保育施設の対象範囲を限定するというような検討がされているという話がありますので、決まってはいないのであれなのですけれども、もし決まりましたら

やはり保育の施設、保育の質というような問題から、しっかりと検討を考えていただければと思っております。

あと、子ども・子育て支援法で13事業の利用をするためには、子ども・子育て支援事業計画を策定するということが求められています。幕別町でも平成27年度から31年度の5年間で利用量の見込みを想定した、幕別町子ども・子育て支援計画が策定されております。これが去年、平成29年4月に改定がされて、保育量の見込みというのが出されておりました。ここで聞きしたいのは現状についてであります。

幕別地域や忠類地域は見込み量に対して、施設の確保はできるという計画でありました。これは平成30年、平成31年、ことしと来年についての計画であります。その中で札内地域では今年度、3号認定で25人受け入れられないというふうに出ているのです。ことしは、こうした状況をどのように乗り越えたのかについてお聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 計画の数値はあくまでも見込みということでありましたので、本年度につきましては、決算委員会等でもお話ししましたが、定員を超えるような人数を保育所、札内地区につきましては受け入れていただいて、札内地区の保育需要に対応しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。では、待機者を出さずに対応してきたというご答弁がいただけました。

申し込みがあり、町で対応したということです。要は、今の数字は、厚生労働省定義の待機児童への対応であるというふうには押さえています。要は、厚生労働省定義ではない、申し込んだのですけれども取り下げた。町から、ちょっと難しいですね、あそこの保育所は難しいですね、ではいいですというふうに取り下げたというようなことがあったのでしょうか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 実際に保護者が希望する保育所だけ入りたいという方もいらっしゃいますので、町全体としてはまだ定員には余裕があるのですけれども、そこ以外ではいいですという方の中にはいらっしゃいます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） どのぐらいいらっしゃったか数はありますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 断られた数の集計はとっておりません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） つい先日、幕別に家を購入して帯広から移住する予定の家族から、保育所への申請をお願いしたら入れませんと断られたそうです。来年度はどのようになっていますかと聞いたところ、町で無理ですと門前払いをされたとお話しされて、こちらにお話が来ました。仕方がなくその方は帯広の保育所を引き続き利用しているそうです。申請を全て受け入れたというお話だったのですが、なぜこのようなことが起きたのかお伺いしたいのですが。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 現状、札内地区におきましては、途中入所が非常に難しい状況にございます。それで、本年度、途中入所は難しいので、できれば今通っておられる保育所で通わせていただければいいというふうにお話しているというふうには聞いております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 幕別の保育所に預けたほうがいいのかから、こちらに来ているのです。中には、保育の広域化がありますので、職場の関係で幕別に住んでいても帯広に預けているという保護者の方は何人かいます。そうしたものが予算で上がってきて、町から他町村に補填をしているというのが予算で

上がっているのですが、全てがそういうわけではないのです。やはり家の近くですとか、今後の小学校に上がる時のことを考えて、なるべく地域の、地元の保育所に入れたいという考えがあるのです。

先ほど課長のご答弁にもありましたが、札内地域では大変逼迫していると。でも、待機児童者を出さずに乗り越えたと。かなり矛盾があるようなのですが、要は札内に住んでいる方に、済みません、忠類に行ってくださいというふうに言ったということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 決して忠類へ行ってくださいと言ったわけではございません。本町地区、札内地区につきましては、あくまでも、忠類までは行きませんが、現状では幕別町の中央保育所が空いていますよというご紹介はさせていただくこともございますし、保護者の通う地域によっては、へき地保育所の中には紹介する場合もございます。そのようないろんな対応をしながら、保護者と話し合っていて対応を行っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、保育の広域化ですので、そういった対応も必要、必要というか、対応としてはあるのだと思うのです。しかし、保護者が求めているのは、その地域内、確実にそこでなければいけないのだったらなかなか難しいかもしれません。しかし、一定程度幅をきかせてあるのであれば、やはり町として何らかの対応を行うべきではないのでしょうか。

さらに、こうした件数、実は結構あるのではないかと思うのです。要は待機児童はありませんけれども、保育所に入れない、では働かないで諦めますという方が。今、課長の答弁では、そもそもその人数を把握していないというお話でありましたけれども、やはりそうしたところから幕別町は保育所入れないよというような広がりを見せて、では幕別町入れないのだったら考えなければいけないねというようなことが発生してくるので、今回は機械的にしようがないではなくて、しっかりと対策をとるべき必要があるのではないかと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 現状では年度途中での入所は難しい状況にはございますが、増える状況を見込んで、例えば来年度予算に保育室の改修ですとか、また12月、今月ですね、来年度に向けての入所申し込みを受付しております。そこで新年度の入所のニーズを把握した上で、各保育所と相談してどれぐらいまで受け入れできるのかということも含めて、施設の整備や保育士の確保に努めているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ、そのように進めてもらいたいと思います。これ以上の思いもありますけれども、町としても次の計画で何とか、次の計画で何とかといいますと、どんどん子供たちが減っていくので、将来的には増築は必要ないとか、今の状態で何とかなるというようなことになっては、さらに多くの町民に移り住んでもらうというような思いを持って進めていただきたいと思いますので、ぜひその確保について早急に対応していただければと思います。

では、保育士の待遇について先ほどお話がありましたのでお聞きしたいのですが、3月予算のときに保育士が足りていないという答弁が予算委員会のほうでありました。今年度もう終わるのですけれども、保育士さんを確保されたのか、次年度については確保の予定があるのかお聞きできますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 保育士さんにつきましては、本年度も入所者数も多いこともあり大変苦慮したところでございますが、ハローワークを通じて募集をかけておりましたが、なかなかそちらからも申し込みがない状況でありまして、保育士さんの知り合いですとか、そういうことも考えまして、いろいろお声がけをしていただきまして、代替保育士さんについても最低限はことは確保しております。

また、今後も、各公共施設ですとか、そちらのほうに募集のポスターを張るといった方策もとって確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 町として、なぜこんなに保育士さんが集まらないのかについて分析はありますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 保育士につきましては、本町に限らずどこの町村も、今、不足している状況でございます。そんな中でも、各町村ともいろいろ待遇改善とかを図っている中、公務員保育士につきましてはなかなか給料のアップといったことも難しいことはありますが、民設の保育所においても本年度もなかなか難しい状況でございます。これは本町に限ったことではございませんと思いますので、近隣の町村の状況を見ながら何とか保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 一つは待遇改善ですね、収入を上げる。しかし、今、課長が答弁したとおり、なかなかそういったことができないというお話がありました。保育士さんの多くは臨時職員であります。17万9,000円ですか。これが上がらないということですよ。

では、町として福利厚生については待遇改善がされてきたのかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず、給料の面につきましては、人事院勧告にのっとり上げてきているほか、平成30年についても1.4%ほど給料をアップしております。そのほか、病休につきましても設ける等の待遇改善を行っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 保育士さんは、やはり経験を積み上げることが大変重要だと思うのです。行き届いた保育を保障するためには、保育士の今言われています過重負担の問題ですとか、長時間労働の負担軽減、考えていかななくてはいけないと思うのです。

やはりそうした観点から、働き続けられる職場という意味で福利厚生、例えばですけれども、産休・育休の問題ですとか、有給休暇のなるべく利用しやすい改善ですとか、そうした福利厚生もやはり考えていく必要があるのではないかと思うのですが、なぜそういったものがなかなか、福利厚生をつけないのかについてお聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 特に議員おっしゃっているのは、臨時職員なり代替職員の話なのかなというふうに思います。

今、課長のほうからお話ありましたように、これまでも待遇改善を図っている部分はあります。ただ、保育士に限りますと、なかなか需要と供給という部分もありまして、お話を聞きますと、どうしても札幌圏の保育所だとか大都市圏にやはり学生なんかが流れるという傾向にあるということもお聞きしている部分でございます。

それとあと、最近、民間保育所が多くなってきているということにおいては、民間保育所における待遇改善が進み、そこに人が流れるという状況もあるというふうに聞いております。そういう面で公立保育所の中で待遇改善というふうに考えていきますと、私どもやっぱり保育士もそうですけれども、全体の臨時職員なりの待遇改善も含めて考えていかなければ、その職種だけがどうだということにはならないのかなというふうに思っております。

そういうことから、今後につきましては、会計年度任用職員の関係もございまして、そういう中でどういうふうに今の職員の待遇改善も含めてやっていかなければならないということについては、今後、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 保育士さんの数の確保は難しいというお話がありました。先ほど部長の言ったとおり、全体的に臨時職員さんの待遇改善は考えていただきたいところではあります。保育士さんはよくそうなのですが、潜在的保育士さんと言ったらあれですけれども、要は保育士さんになってもなかなか生活ができないために保育士として働かないという方がすごく多いのです。そうした中で、

十勝管内でも保育士さんに、優遇したらと言ったらあれですけども、なかなか収入面ではいかになくとも、そういう福利厚生ですとか、一定程度の優遇措置をとって対応している、帯広もやっていますよね。ああいうふうに、もう少し保育士さんを確保するための、努力と言ったらあれなのですけども、ちょっと施策について検討をしていただければと思います。

部長の言うとおりの保育士だけでないのですけれども、やはり今後これから無償化が始まると本当に保育士さんが必要になってくるのです。保育士さんがいないことには、保育所がなかなか運営できない。厳しい状態でやってしまうと、あそこの保育所よくないねというのが広がって、幕別全体の保育所の運営がどうなのだといいところまでいってしまいます。やはり保育士さんをしっかり確保し、質の確保を求めるといことは、大変重要になってきますので、待遇改善をしっかりとっていただきたいというところでもあります。

今、会計年度職員の話がありました。一概にいいというものではないのですよね。単年度で契約をするということで、臨時職員とあまり大差はないのかなというふうに思っています。ただ、福利厚生や有休、働き続けられるという観点では難しいのですけれども、待遇改善が一定程度図られるのであれば考えてもいいのかなと思っはいますけれども、やはり町としても会計年度職員制度にプラスアルファで何か対応を求めてしっかり臨時職員さんの待遇を求めていきたいと思っています。

今、無償化のお話がありましたけれども、やはり現在の保育所の議論は、保育料に終始しているというふうに感じています。本来であれば、やはり私は保育の質について議論されるべきと考えているのです。国の無償化の検討においては、今の制度を前提として全国一律に保育の必要性、幼稚園に入っていることを前提に、基準として保育料を無償にするという議論になっているというふうに感じています。しかし、保育については、課題の一つ一つを現場や当事者の声を拾い、国内の多くの事例を学びながら解決策を打ち出すことこそ、そこに予算をつけるべきというふうには私には考えているので、ぜひ保育士さんの声を聞いて待遇改善や必要な備品についても対応していただければと思っています。その上でやはり保育の質の基準を町でしっかりと定めて、質の高い保育を全ての子供たちに保障できるように進めていただきたいというふうに感じています。

最後になるのですが、幕別町につきましても保育の質、この基準を定めて安心・安全な保育施設の維持を求めたいところですが、町長の所感をお伺いできますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） お話ありましたように、一番はやはり人材なのだろうと。きちっと質の高い保育士がそろって、質の高い保育ができることと、もう一つは備品等の設備の面もあろうかというふうに思います。全部が全部にお金をかけるというのは難しいわけでありましてけれども、保育士については企画総務部長が答弁したように会計年度任用職員がもうすぐ来ていますので、その中でどういった対応をしていくかということは考えたいというふうに思いますし、あと設備、備品については、これは通常の中でもそんなに不足しているとは思っておりませんが、これは現場と事務方が十分協議した中で、必要なものについては予算をつけていくということが必要であろうというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今年度から子ども・子育て支援新制度施行後5年を迎えて見直しが行われるというお話が答弁でありました。やはり幕別町の子供たちが、子供とその保護者に寄り添った計画になれるように町に求めて次に移りたいと思います。

学校司書の配置についてであります。ご答弁の中に、教育委員会として学校司書についてどのような考えなのが見えなかったのですけれども、教育委員会として学校司書をどのように考えているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校司書の配置に関する基本的な考え方ということでございます。答弁でも申し上げましたように、学校司書については学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事し、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める役割が

求められているということでありまして、学校司書の配置につきましては、学校司書につきましては、学校教育を支える一員として、学校教育あるいは児童生徒に関する基礎的な知識と理解を持った者、加えて、学校図書館の管理運営を担う者として、司書としての知識や技能が求められているものがあります。

このようなことから、配置については計画等でも検討するというにしておりますけれども、単に人員を配置すればいいということではなくて、適当な人材の確保が可能か、あるいは雇用形態はどういうふうにするのかというようなこと、あるいは現状の財政状況の中で、厳しい財政状況の中で整理しなければならない課題があるということもございます。あるいは緊急的に今、即対応、即配置するのかどうかというようなことも含めて、検討中ではございまして、現段階では即配置するという状況にはないものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ことしの3月に内山議員のほうからも学校司書の質問がありました。その中でも教育委員会としては、検討して対応していきたいというお話がありました。あれから9か月、まだ検討しているというお話なのですが、もう少し具体的にどういった方向性になるのかというのを示していただきたいと思ひまして、今回質問しているところであります。検討することは大変重要ではありますけれども、ではその結果はどういうものが、問題が浮き彫りが出てきたのかについてとか、こういった課題がありますというのであれば、私も検討の検討ですから、検討していないのではないかなというのがちょっとありましたので、触れさせていただいたところであります。

先ほど教育長から答弁あったとおり、全国町村会には財政措置の引き上げを求め、全国市町村教育委員会からは定数措置と、難しいようであれば地方財源措置を求めるというお話がありました。国家予算として実は「学校図書館図書整備等5か年計画」、2017年から2021年の5か年計画の中で予算措置として学校司書の配置が予算計上されています。国家予算として1,100億円です。5か年計画なので、年次でとると250億円程度ではあるのですが、文科省の指導によりますと、小中学校の学校司書のおおむね1.5校に1名程度配置できるぐらいの規模の措置を行いましたということが出されていますので、地方交付金、教育関係ですと一気に算定がどんと入ってきて、なかなかわかりにくいところがあるのだと思うのですが、学校司書の予算は去年からしっかり入ってきていますので、ことし2年目になりますので、そこら辺を調べてちょっと考えていただきたいというところであります。

学校司書の重要性は、大変重要な、先ほど教育長が言われたとおり、学校図書館を整備したり蔵書の関係をするのであれば司書教諭だったりとか、今、先ほど教育長が答弁された図書館の司書の方が入ってくれてということで一定程度できるのかもしれませんが、しかし、司書教諭が求めているものは、さらにその上なのです。学校教育、要は授業にどれだけ参加できるか、ともに授業をつくっていくかというところで、かなり大きな需要を占めています。

北海道教育委員会としましては、学校司書を配置するというで「北海道子どもの読書活動推進計画」、幕別町もありますね。この計画の中で、学校司書の必要性、配置率の向上を目指して平成34年には60%、北海道で60%を目指して取り組んでいるところであります。現在、北海道では、小学校も中学校も14%台とすごく低いのです。全国では54%、もう少しいいですね、小学校で59%、中学校で58%、高校で66%とかなり高い水準ではあるのですが、北海道でかなり足を引っ張っているというような現状があります。道の教育委員会としましても、この問題を深く受けとめ、配置率を求める運動をこの間やってきているところであります。

十勝管内でも、大樹町や上士幌では学校司書を入れています。大樹、上士幌、1名ずつではあるのですが、やはりこうした司書の配置の広がりを見せています。幕別町におきましても、ぜひ司書の配置の考えを示していただければと思っております。

話が長くなって済みません。「学校司書配置事例集」、北海道教育委員会が出しています。やはり道教育委員会もいろいろな、14%といえども200校近い学校で司書を入れていますので、そうした事

例をここに載せまして多くの方にわかっているようにという運動をしているところではありますが、こういった学校司書配置事例的なものを教育委員会としてはつかんでいたでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 具体的にそれに限ってではありませんけれども、さまざま先進事例ですとか学校司書の役割等については従前から研究を続けてきたところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。では、内容については省かせていただきます。ご承知ではないと言われれば少し紹介したかったのですが、内容は研究してきたということですので、ご理解しているということで踏まえさせていただきたいと思います。

やはりこの中で書かれているのは、授業に合わせて図書を準備することができる、やはり場所によってはT2の役割があるとか、教員負担の軽減につながるというような事例が大変載っておりました。多くのところは、1校に1人とか2校に1人とかではなくて、複数校で1人設置してそこを回っている。1週間に1回その学校に来るといふようなところからスタートしているところがあります。進んでいるところでは、恵庭市や旭川市では全校に司書を配置して進んでいるので、ちょっとこれは幕別町は難しいかなとは思いますが、やはりこのように大きい都市でも司書の重要性、そしてそこから生まれる子供たちの活力というのを押さえて進めているという自治体もありますので、そういった事例をしっかりと受けとめて進めていただければと思っております。

先日、不登校の問題で、小田議員が教員の疲弊についてお話がありました。学校の先生がやはり心に余裕が持てなく、その問題が子供にもというお話がありました。本当これあります。私も学校にそんなに多く行くわけではないのですが、見ていてあれだなというのは結構あるので、ぜひ教員負担の軽減を求める意味でも、司書教諭を求めて負担軽減を図っていただければという思いがあるのですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） お話の趣旨は十分理解をしているところなのですが、学校司書の配置につきましても、法令上は努力規定であります。まず何を優先するのかということだと思いますけれども、私はまず子供たちの言語活動の充実や読書習慣の定着など、学校図書館を活用した教育を充実させることが大切なのだというふうに思っております。

それには、現在、一定の規模以上の学校には司書教諭を配置しておりますけれども、これ教諭が今、兼務している状況でございます。兼務しているがゆえに、なかなか学校図書館を活用した教育活動というのが十分な展開ができていないというのが現状かなというふうには押さえております。そういったことから、学校図書館を活用した教育をさらに充実させるためには、まず司書教諭が兼任ではなくて専任になることがまず一番なのだろうなというふうに思います。

学校司書の役割というのは、司書教諭が行う教育活動、図書館を活用した教育活動を補助する。あるいは学校図書館の管理運営を行うというような業務ですから、まずはその司書教諭が専任になることが一番優先だというふうに考えておりますので、答弁の中でも申し上げましたけれども、国に対する要望の中で学校司書の配置とあわせ司書教諭の専任配置についても要望を続けてまいりたいということでお話をしておりますが、まずはそちらが先なのだろうなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 現実的には、なかなかそうはならないのですよね。道教育委員会の人員配置の問題でなかなか進んでいない。教育委員会は司書を設置しろというけれども、教員を増やすのには二の足を踏んでいるというような状態があります。今、教育長が言われたとおり、司書教諭が別であれば、それに越したことはないのだとは思いますが、しかし、現実にはそうならないのです。だからこそ、先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、司書教諭の要は配置ができないのであれば、財政措置をお願いしたいというふうに言われているのです、教育長自身が。要は、できないのであれば財

政措置をしてください、何とかしますからという意味ですよね。要は、教育長の今の答弁ですと、司書教諭をまずそうしなければ前進できないのだということの捉え方になってしまうのです。

本来であれば司書教諭は必要です。しかし、学校と司書がこれだけ必要で、これだけ重要なのですよというものが全国的に広がれば、文科省としても司書教諭の別配置や学校司書の予算計上というのを考えてくるという可能性があるのです。文科省の力関係なので何とも言えませんが、やはりそうした事例を多くつくっていくことが子供たちの教育にとっても、学校の先生たちの負担軽減や授業の充実にも大変重要であると感じているところでもありますから、やはり町でできること、今、配置の基準は検討されているところでもありますけれども、やはりそういったところを考えていく必要があるのではないかと感じているところでもあります。

一つ例に出したいのですけれども、教育負担の軽減につながるというお話が、報告がこの中でもあったのですけれども、新聞や図書を使って思考力や判断力、そして、そうした表現力を育むことがすごく今の時代必要なのだということと言われてきています。特に今は自分で考え、自分で表現し、自分で行動するというような教育課程の中で学校司書の役割はすごく重要になってきています。私もそんなに学校には行きませんが、行ったときに子供たちが探求的な学習活動というのですか、みずから自分で率先して探して研究して発表するという総合学習的なものを学校でやられているのですけれども、すごく子供たちがそういった活動を見せてくれるのです、こんなのをすごくやったよ、こんなに頑張ったのだよと。こういったことが広がれば、最終的には不登校の問題ですとか学校の楽しさというのにもつながってくるのではないかと思うので、やはりいろいろな意味でも学校司書の重要性は出てきているのではないかと感じております。

学校司書の果たす役割ですね、学校司書の整備と授業への支援、そして子供たちへ過ごしやすい居場所づくりという観点もあります。少し前まではやはり保健室が子供の居場所というようなことで進んできていますけれども、今ちょっと保健室で休んでいると、おまえ病気なのかかというような中で、なかなか保健室というのは難しいと。でも、図書館であればもっと気楽に居場所としていられるという中で、大変有意義だという報告もありました。

やはりそうしたことをあわせて、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、最後に検討するということですが、学校司書の配置を強く求めまして終わりたいと思いますが、教育長、最後にお願いします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 私は、学校司書の配置を否定しているわけではなくて、学校教育を推進するに当たっては司書教諭がやはり学校図書館にある施設なりを活用しながら、教育を進め、学校教育を展開していくのが、これが一番だというふうに思っておりますので、まずは学校図書館を活用した学校教育を充実させること、今が不十分だというわけではないのですけれども、そこをまず町の図書館なりと連携しながら進めていくことによってそれを充実させて、その上で学校司書を配置するのが一番だというふうに思っておりますので、学校司書については引き続き、配置に関しては検討してまいります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 18 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第4回幕別町議会定例会
(平成30年12月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1

会議録署名議員の指名

3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子

(諸般の報告)

日程第2

議案第70号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

日程第3

議案第71号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

日程第4

議案第72号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第5

議案第73号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第6

議案第74号 幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例

日程第7

議案第75号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

日程第8

議案第83号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

議案第82号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

議案第84号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

議案第85号 平成30年度幕別町一般会計補正予算(第8号)

日程第12

議案第86号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13

議案第87号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第14

議案第88号 平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第15

議案第89号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

日程第16

議案第90号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

日程第17

議案第91号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)

日程第18

議案第92号 平成30年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)

会議録

平成30年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年12月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
12 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 萬谷 司 建設部長 笹原敏文
会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬
地域振興課長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹
防災環境課長 寺田 治 こども課長 高橋宏邦
保健福祉課長 半田 健 学校教育課長 山端広和
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子

議事の経過

(平成30年12月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

次に、第3回定例会で決定した議員派遣のうち、民生常任委員会から先進地視察調査に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 12番中橋議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、議案第70号から日程第18、議案第92号までの17議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第70号から日程第18、議案第92号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、議案第70号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第74号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例の5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第70号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第71号、幕別町保育料条例の一部改正する条例、議案第72号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第73号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例及び議案第74号、幕別町立学

童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 19 ページ、説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

地方税法施行令の改正により、都道府県から指定都市に税源移譲が行われ、平成 30 年度課税分から市民税所得割額の税率が、6%から8%に引き上げられました。

このことに伴い、市町村民税の額をもとに算定する保育料について、指定都市にて市民税が課税されている方は高い階層に判定される可能性があることから、指定都市以外の方との間に不均衡が生じないように、このたび関係する 5 本の条例について所要の改正をするものであります。

はじめに、議案第 70 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 1 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

別表第 1 は、幕別町立幼稚園の利用に係る保育料金を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正をするものであります。

左側の現行条例の備考 1 をごらんください。

1 行目から 6 行目までの規定については、「均等割」の定義及び「所得割の計算方法」に関して定めているところでありますが、このたびこの部分の規定を切り離して右側の改正条例の備考 1 とし、所要の文言整理をするものであります。

また、現行条例の備考 1 の上から 7 行目以降の規定については、いわゆる「みなし寡婦」に関して定めているところでありますが、2 ページ上段の右側の改正条例の備考 3 として切り離し、同じく所要の文言整理をするものであります。

次に、1 ページの下段に戻りまして、改正条例の備考 2 についてであります。

保育料の算定については、市町村民税をもとに所得階層を判定し、保育料額を決定しているところでありますが、このたびの税制改正により、税率が引き上げられた指定都市と、税率が据え置かれているその他の市町村との間に不均衡が生じる可能性があります。

そこで、指定都市において課税されている方の所得割額の取り扱いについては、指定都市以外の市町村の税率にて算出することとし、不均衡を是正するものであります。

次に、2 ページ及び 3 ページをごらんください。

このたび備考 1 を備考 1 から備考 3 までに細分化したことに伴い、現行の備考 2 以降の番号を順次繰り下げるとともに、所要の文言整理をするものであります。

次に、議案書の 20 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日以後に行われた、または行われる保育に係る保育料について適用するとするものであります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額については、現時点において対象世帯は 1 世帯であります。是正措置後も同一階層となりますことから影響額はありません。

次に、議案第 71 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 4 ページをごらんください。

別表第 1 は、特定教育施設の利用に係る保育料金を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正をするものであります。

改正内容については、議案第 70 号と同様であります。

続けて、6 ページをごらんください。

別表第 2 は、特定保育施設の利用に係る保育料金を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正をするものであります。

改正内容については、議案第 70 号と同様であります。

次に、議案書の 22 ページ及び 23 ページをごらんください。

附則についてであります。議案第 70 号と同様であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額については、現時点において対象世帯 2 世帯であります。

が、是正措置後も同一階層となりますことから影響額はありません。

次に、議案第 72 号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

別表は、幕別町立へき地保育所の利用に係る保育料金を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正をするものであります。

改正内容については、議案第 70 号と同様であります。

議案書の 25 ページをごらんください。

附則についてであります。議案第 70 号と同様であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額はありません。

次に、議案第 73 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 12 ページをお開きいただきたいと思います。

別表は、忠類へき地保育所の利用に係る保育料金を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正するものであります。

改正内容については、議案第 70 号と同様であります。

議案書の 27 ページをごらんください。

附則についてであります。議案第 70 号と同様であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額はありません。

次に、議案第 74 号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 15 ページをお開きいただきたいと思います。

別表第 2 は、幕別町立学童保育所の利用に係る保育料の減免基準を定めたものでありますが、このたび備考に関して一部改正するものであります。

改正内容については、議案第 70 号と同様であります。

議案書の 28 ページをごらんください。

附則についてであります。議案第 70 号と同様であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額はありません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 70 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 71 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 72 号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 73 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 74 号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 75 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 75 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の 30 ページ、議案説明資料の 17 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、十勝圏複合事務組合で共同処理しております「ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」について、平成 31 年 4 月 1 日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

なお、一部事務組合の規約の変更に係る手続といたしましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、北海道知事の許可を受けなければならないとされており、さらに、同法第 290 条の規定に基づき、規約の変更に係る議会の議決を経なければならないとされているところであります。

議案説明資料の 17 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 3 条は、「組合の共同処理する事務」について規定しておりますが、本文の改正については、表現を明確化するための文言整理であります。

また、表の一部改正については、(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務を共同処理する市町村として、新たに清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるものであります。

議案書の 30 ページをごらんください。

附則についてであります。この規約の施行日を平成 31 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 83 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 追加配付いたしました議案書及び議案説明資料をごらん願います。

議案第 83 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

本年度につきましては、平成 30 年 8 月 10 日に国会及び内閣に対し、人事院の勧告が行われたところでもあります。

勧告の主な内容といたしましては、公務と民間の給与比較の結果、昨年に引き続き月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、それらを引き上げるものであります。

月例給につきましては平均 0.2% を引き上げ、特別給につきましては支給月数を年間で 0.05 か月分引き上げ、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分するものであります。

また、宿日直手当につきましては、宿日直勤務 1 回分の手当の上限を、200 円または 300 円引き上げるものであります。

本町における職員の給与につきましては、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでもありますことから、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、改正条例第 1 条関係についてであります。

宿日直手当、勤勉手当及び行政職給料表に関して、所要の改正を行うものであります。

第 14 条につきましては、宿日直勤務 1 回当たりの手当の上限額を「4,200 円」から「4,400 円」に、通常の 2 分の 1 の勤務時間と定められている日の宿日直勤務 1 回当たりの手当の上限額を「6,300 円」から「6,600 円」に改めるものであります

3 ページ及び 4 ページをごらんください

第 17 条につきましては、本年度 12 月に支給する勤勉手当の支給率を改正するものでありますが、同条第 2 項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 90」を「100 分の 95」とし、同項第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」とするもの、及び文言整理であります。

続けて、別表第 1 につきましては、行政職給料表であります。400 円の引き上げを基本に改定するものであり、全部改正となります。

ただし、初任給につきましては、民間との間に差が生じていることを踏まえて 1,500 円の引き上げとし、若年層につきましても 1,000 円の引き上げとしているところであります。

9 ページをごらんください。

次に、改正条例第 2 条関係についてであります。

第 1 条で改正した条文を平成 31 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給率が、均等になるように改めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 16 条につきましては、平成 31 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を均等にす改定であり、同条第 2 項は、再任用職員以外の職員の期末手当の支給率につきまして、6 月及び 12 月ともに「100 分の 130」に改めるとともに、同条第 3 号では、再任用職員の期末手当の支給率を 6 月及び 12 月ともに「100 分の 72.5」に改めるものであります。

9 ページ及び 10 ページをごらんください。

第 17 条第 2 項につきましては、期末手当と同様、平成 31 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給率を均等にす改定であり、同項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率

につきまして、6月及び12月ともに「100分の92.5」に改めるとともに、同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を6月及び12月ともに「100分の45」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。

附則についてであります。第1条第1項につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第2条の規定の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとするものであります。

次に、同条第2項につきましては、改正条例第1条の適用期日に関して規定するものであります。平成30年度における人事院の勧告では、4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があるとすることから、この公務と民間との較差相当分を調整するため、平成30年4月1日に遡及して適用させるものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年11月22日に職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、共済費を除きまして、総額で595万6,000円の増となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

本条例につきましては、平成30年8月10日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.05か月分引き上げるものであります。

ただし、本年度につきましては、6月の期末手当は支給済みでありますので、12月に支給する期末手当の支給月数を0.05か月分引き上げるものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.05か月分引き上げるものであり、第4条に規定しております12月に支給する期末手当の支給率を「100分の225」から「100分の230」に改めるものであります。

次に、2ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成31年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第4条に規定しております6月及び12月に支給する期末手当の支給率について、均等となるよう、それぞれ「100分の222.5」と定めるものであります。

議案書の2ページをごらんください。

附則についてであります。本条例を公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。また、改正条例第2条については、平成31年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案書の7ページ、議案説明資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましても、前段ご説明いたしました議案第82号と同様に、6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を、合計で0.05か月分引き上げるために、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.05か月分引き上げるものであり、本年度12月に支給する期末手当の支給率を「100分の267.5」から「100分の272.5」に改めるものであります。

12ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成31年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第2条に規定しております6月及び12月に支給する期末手当の支給率について、均等となるよう、それぞれ「100分の222.5」と定めるものであります。

議案書の7ページをごらんください。

附則についてであります。本条例を公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。

また、改正条例第2条については、平成31年4月1日から施行するとするものであります。

なお、これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計は、4.4か月分から4.45か月分となりますが、本年度の影響額につきましても、三役合計で年間12万2,000円の増額、議会議員で年間22万5,000円の増額となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第85号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第85号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ153億4,524万4,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費22万5,000円の追加であります。

人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費147万2,000円の減額、あわせて6目老人福祉費327万1,000円の減額、さらに7目後期高齢者医療費151万5,000円の減額であります。

いずれも、関係する各特別会計への繰出金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費116万1,000円の追加、あわせて6目水道費25万6,000円の追加であります。

いずれも、関係する各特別会計への繰出金であります。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費246万8,000円の減額であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

9款1項消防費、1目常備消防費892万5,000円の追加であります。

人件費などに係る「とちぎ広域消防事務組合分担金」の追加であります。

12款職員費、1項1目職員給与費2,728万2,000円の追加であります。

2節につきましては、一つ目として、職員の人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定などに伴う増額、二つ目として、年度途中での退職者1名及び教育長人事による一般職員の1名減に伴う減額であり、節全体といたしましては増額となるものであります。

3節につきましても、人事院勧告に基づく期末勤勉手当の改定のほか、人事異動等に伴う補正であります。細節11につきましては、台風21号や平成30年北海道胆振東部地震に対する災害対応などの事務量の増加に伴う追加であります。

4節から19節までにつきましても、同様に給与改定や人事異動等に伴う補正が主なものとなります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りいただきたいと思います。

11款1項1目地方交付税2,912万3,000円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 86 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 18、議案第 92 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 7 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） はじめに、議案第 86 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 147 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 30 億 9,507 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 147 万 2,000 円の減額であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動、さらに時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 147 万 2,000 円の減額であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 87 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 151 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 87 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、14 ページ、15 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 151 万 5,000 円の減額であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 151 万 5,000 円の減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 88 号、平成 30 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 308 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 25 億 5,590 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、24 ページ、25 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

28 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 307 万 9,000 円の減額、あわせて3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 11 万 1,000 円の追加、いずれも人件費の補正であります。

29 ページの下段になります。

4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 12 万円の減額であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

26 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料 2 万 8,000 円の減額であります。

現年度分の減額であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 26 万円の減額であります。

平成 29 年度の繰越金の確定により、東部 3 町からの負担金を減額するものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 4 万 6,000 円の減額、あわせて、27 ページになりますが、6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 2 万 3,000 円の減額であります。

いずれも、地域包括支援センターの運営に係る国と道の負担割合に応じた減額であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 327 万 1,000 円の減額であります。

3 節につきましては、地域包括支援センターの運営に係る町の負担割合に応じた減額であり、5 節につきましては、人件費分に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 54 万円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 89 号、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

37 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 25 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 9,630 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、38 ページ、39 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

41 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 25 万 6,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

40 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 25 万 6,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 90 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

47 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 246 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 3,882 万 9,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、48 ページ、49 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

51 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 204 万 1,000 円の減額、あわせて 2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 42 万 7,000 円の減額であります。

いずれも人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

50 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 246 万 8,000 円の減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 91 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

59 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 116 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 4,050 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、60 ページ、61 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

63 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 116 万 1,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

62 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 116 万 1,000 円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 92 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

69 ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 5,946 万 3,000 円に補正予定額 231 万 3,000 円を追加し、5 億 6,177 万 6,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正であります。

第 1 款資本的支出、既決予定額 3 億 1,391 万 6,000 円に補正予定額 80 万 4,000 円を追加し、3 億 1,472 万円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により、不足する額は「2 億 3,213 万 1,000 円」に、過年度分損益勘定留保資金は「6,658 万 2,000 円」に、当年度分損益勘定留保資金は「1 億 6,554 万 9,000 円」に、それぞれ改めるものであります。

次に、補正予算第 4 条につきましては、第 6 条予算に定める流用を制限した額を「3,890 万 1,000 円」に改めるものであります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

70 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 43 万 6,000 円の追加、あわせて 5 目総係費 187 万 7,000 円の追加であります。

いずれも人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

71 ページになります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 80 万 4,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 86 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 88 号、平成 30 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 89 号、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 90 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 91 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第92号、平成30年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月14日から20日までの7日間は休会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、明12月14日から20日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月21日午後2時からであります。

10:46 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第4回幕別町議会定例会
(平成30年12月21日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文
(諸般の報告)
- 日程第2 報告第23号 専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第3 発議第12号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書
- 日程第4 発委第2号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 陳情第10号 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5の2 発議第13号 消費税増税中止を求める意見書
- 日程第6 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成30年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年12月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月21日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
12 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政 策 推 進 課 長 谷口英将
地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 糠 内 出 張 所 長 天羽 徹
水 道 課 長 山本 充
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文

議事の経過

(平成30年12月21日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 12番中橋議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、報告第23号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第23号 専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

本日配付いたしました議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第15号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成30年12月17日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成30年3月14日午前10時ころ、幕別町札内桂町560番地37付近の町道桂町2号道路において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、車道の陥没箇所を通過した際にタイヤがはまり、車両前方のバンパー及びスポイラーを損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、3万7,398円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、町といたしましては、今後、このようなことが起こらないように、道路パトロールには細心

の注意を払い、運転手等が安全・安心に車両を運転できるように、町道の維持管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 23 号を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 3、発議第 12 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、発議第 12 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、発議第 12 号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○11 番（野原恵子） 発議第 12 号

平成 30 年 12 月 21 日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米、麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉、豚肉及び乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っています。加えて、地域の製粉工場、製糖工場、でん粉工場及び乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済並びに社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪 EPA を上回る TPP11、それを超える日 EU・EPA へと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められています。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11 協定は本年 12 月 30 日に発効し、日 EU・EPA 協定も来年 2 月に発効される見通しとなっています。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車 25%の追加関税を見送る代償として、新たに 2 国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へとつながる恐れがあります。重要農畜産物の多くを抱える北海道は、農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声が上がっています。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要

望します。

記

日米物品貿易協定交渉は、TPP 水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、さらなる高い水準での農畜産物関税の削減や撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 21 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣
以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、発委第 2 号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤谷謹至議員。

○13 番（藤谷謹至） 発委第 2 号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。

議案をごらんください。

発委第 2 号

平成 30 年 11 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、議会運営委員会委員長藤谷謹至

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案の理由を申し上げます。

幕別町議会では、平成 29 年第 1 回定例会において議員発議により幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正し、議員定数を「20 人」から「19 人」に改め、次に期日が告示される一般選挙から施行されることとなっています。

ついては、今定例会において幕別町議会委員会条例に定めております民生常任委員会の委員定数について改正を行おうとするものであります。

改正の内容については、議案説明資料 1 ページの新旧対照表をごらんください。

右側、改正条例の欄をごらんください。

第 2 条では常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を定めておりますが、第 2 号、民生常任委員会の委員定数について「7 人」から「6 人」に改めるものであります。

議案にお戻りください。

附則についてであります。この条例は、公布の日以降初めてその期日が告示される一般選挙による任期の起算日から施行するとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第5、陳情第10号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8番(小川純文) 平成30年12月21日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年11月30日、12月13日(2日間)

2、審査事件

陳情第10号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。消費税増税と物価上昇、年金カット、実質賃金低下、医療・介護などの社会保障費負担増のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

しかしながら、政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまでも行うと繰り返し表明しています。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減税率」分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税率を引き上げれば、税率が5%から8%に引き上げられたときの大不況が再来します。

加えて、税率引き上げと同時に実施が予定されている「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と新聞代は税率8%に据え置き、キャッシュカード決済でのポイント還元や、自動車税、住宅ローンなどの減税の案なども出されていますが、そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。防衛費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決により結論を見た。

5、審査の結果

「採択」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、陳情第10号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

陳情第10号、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数18人、賛成10人、反対8人。

賛成多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14：19 休憩

14：21 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第5の2、発議第13号、消費税増税中止を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第13号、消費税増税中止を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第6、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただききたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成30年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：24 閉会